

福岡県不登校児童生徒支援グランドデザイン (第2版)

～多様で適切な教育機会の確保による社会的な自立を目指して～

(案)

令和8年2月

福岡県教育委員会

はじめに ～校長をはじめとする全ての教職員の皆様へ～

「自分らしい、ありのままを受け入れてくれる場所が必要です。必要な学びや体験がお友だちや先生とできる場所、そんな学校を今、目指しています。(中略)勉強したいときに勉強できるように。「助けて」って思ったときに相談できるように。学校に行くことが苦しくなったときにも、教室以外でも安心して勉強できるように。(後略)」(文部科学大臣メッセージより)

大切なことは、全ての児童生徒、教職員が「やっぱり学校っていいよね」という言葉を発したり、児童生徒一人一人の個性が尊重され、多様な学びが保障されたりする学校であることです。

学校は、教育基本法第1条に示す「人格の完成」「平和的で民主的な国家及び社会の形成者」を目指す上で価値の高い学びの場です。この教育の目的の達成のために、校長のリーダーシップの下、各学校では授業や学校行事、学校生活を通して児童生徒と教職員が共に成長し、信頼関係を築きながら、誰もが安心して学べる魅力ある学校づくりに取り組まれており、学校は、多くの児童生徒にとって大切な学びの場となっています。

一方で、学校に登校したくても登校できない児童生徒もいます。

そのため、教職員として大切にしてほしいことは、教職員が児童生徒一人一人の学びを尊重し、それぞれの学びを通して人格の完成、平和的で民主的な国家及び社会の形成者になっていく児童生徒を支える存在であることです。

そこでこのたび、本県教育委員会では、生徒指導提要の改訂(令和4年12月)や、「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策(COCOLOプラン)」(令和5年3月 文部科学省)、「不登校の児童生徒等への支援の充実について(令和5年11月17日5文科初第1505号文部科学省初等中等教育局長通知)」等を踏まえ、令和3年12月に策定した「福岡県不登校児童生徒支援グランドデザイン(第1版)」を以下のような観点から更新し、様々な要因により学びのアクセスができない児童生徒をゼロにすることを目指します。

- 国が示している通知等を基に、本県教育委員会としての不登校児童生徒を含む全ての児童生徒への支援に関する考え方等について、改めて示しました。
- 本県教育委員会における不登校児童生徒に対する取組を総括し、今後の取組の方向性を示しました。
- 生徒指導提要に示された重層的支援構造に基づき、不登校児童生徒の支援の在り方や本県教育委員会の取組及び県内の市町村教育委員会や学校等の特色ある取組について、事例等を掲載しました。
- 「出席扱い」「成績評価」について、国が示している通知を基に、本県教育委員会としての基本的な考え方を示しました。

本グランドデザインの改訂に当たり、市町村教育委員会、学校、関係機関、保護者の皆様をはじめ、本県の児童生徒の教育に携わっていただいている全ての皆様に深く感謝申し上げるとともに、児童生徒の明るい未来のために、今回の改訂の趣旨を御理解いただき、今後の多様な学びの支援に役立てていただければ幸いです。

令和8年2月

福岡県教育委員会

文部科学大臣メッセージ
～児童生徒のみなさんへ～

こんにちは。文部科学大臣のあべ俊子です。

自分を大切にすることが、1番大切です。

自分らしい、ありのままを受け入れてくれる場所が必要です。

必要な学びや体験がお友達や先生とできる場所、そんな学校を今、目指しています。

でも、まだまだいっぱい課題はあります。私たちも頑張ります。

勉強したいときに勉強できるように、「助けて」って思ったときに相談できるように。

学校に行くことが苦しくなったときにも、教室以外でも安心して勉強できる。

「相談できる」「つながることができる」ように、文部科学省も頑張っています。

文部科学大臣としても、もっともっと、まだまだ、安心していろんなことを学べる環境づくりに向けて頑張っていきますので、みなさんも困ったときは周りの大人に相談してくださいね。

令和6年11月

文部科学大臣 あべ俊子

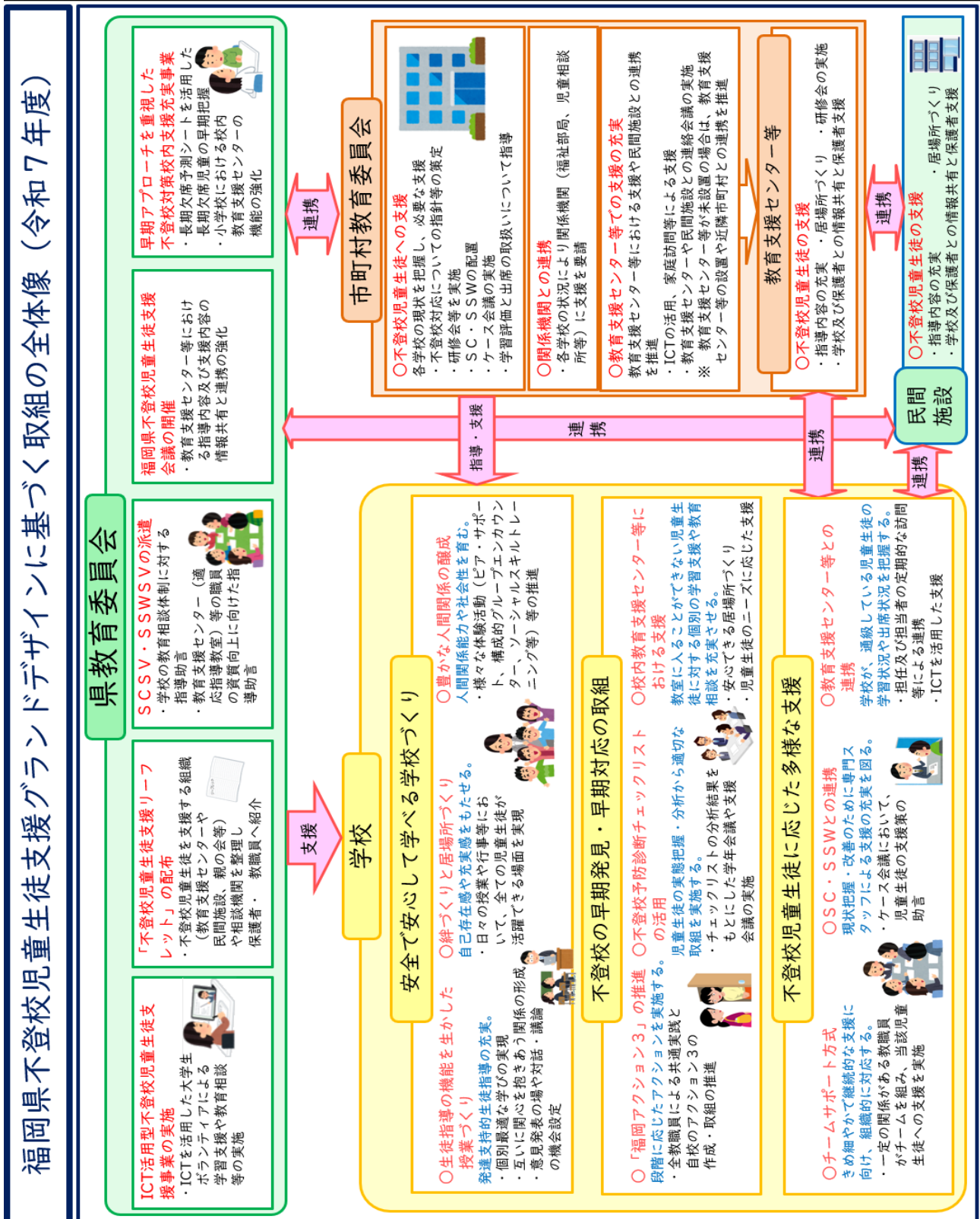
【文部科学省ホームページ(令和6年11月22日)】

本グランドデザインにおける不登校児童生徒とは、「相当の期間学校を欠席する児童生徒であって、学校における集団の生活に関する心理的な負担その他の事由のために就学が困難である状況として文部科学大臣が定める状況にあると認められるもの」(義務教育段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律第2条第3号)となります。

本県教育委員会では、相当の期間学校を欠席する児童生徒にとっても「学びの保障」がなされる支援体制づくりに取り組んでいきます。

不登校児童生徒支援グランドデザインに基づく取組の全体像について

下の図では、学校・市町村教育委員会（教育支援センター等）・県教育委員会・民間施設の連携と、それぞれの役割や取組を示しています。全ての児童生徒が多様で適切な学びにアクセスできるように他機関と連携しながら支援していきます。 ※全体像は毎年度更新します。



< 目 次 >

I	不登校の現状について	1
1	不登校児童生徒数	
2	不登校児童生徒における相談・指導等の状況	
3	教育支援センター等の状況	
4	教育委員会と民間団体・民間施設との連携	
II	多様な学びの支援について	4
1	不登校に関する基本的な考え方	
2	大切にしたい児童生徒の社会的自立と多様な学びの支援	
3	一人一人に応じた多様な学びの場、多様な学び方	
III	不登校児童生徒への支援について	7
1	近年の取組の内容と総括	
2	今後の取組の方向性	
3	不登校対策につながる支援（発達支持的生徒指導）	
4	不登校対策としての支援（課題予防的生徒指導）	
5	不登校児童生徒への支援（困難課題対応的生徒指導）	
6	多様な学びを支援する関係機関との連携	
IV	指導要録上の出欠の取扱い、成績評価について	14
1	不登校児童生徒の居場所と出欠の取扱い	
2	「出席扱い」の判断について	
3	成績評価について	

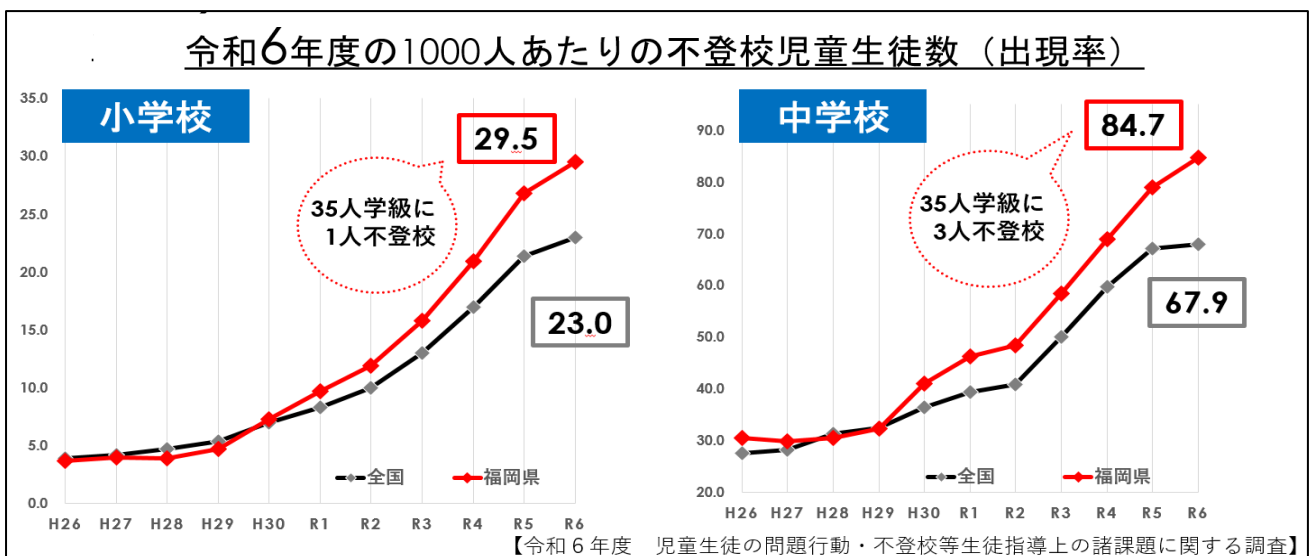
（別冊）取組事例集

I 不登校の現状について

I 不登校児童生徒数

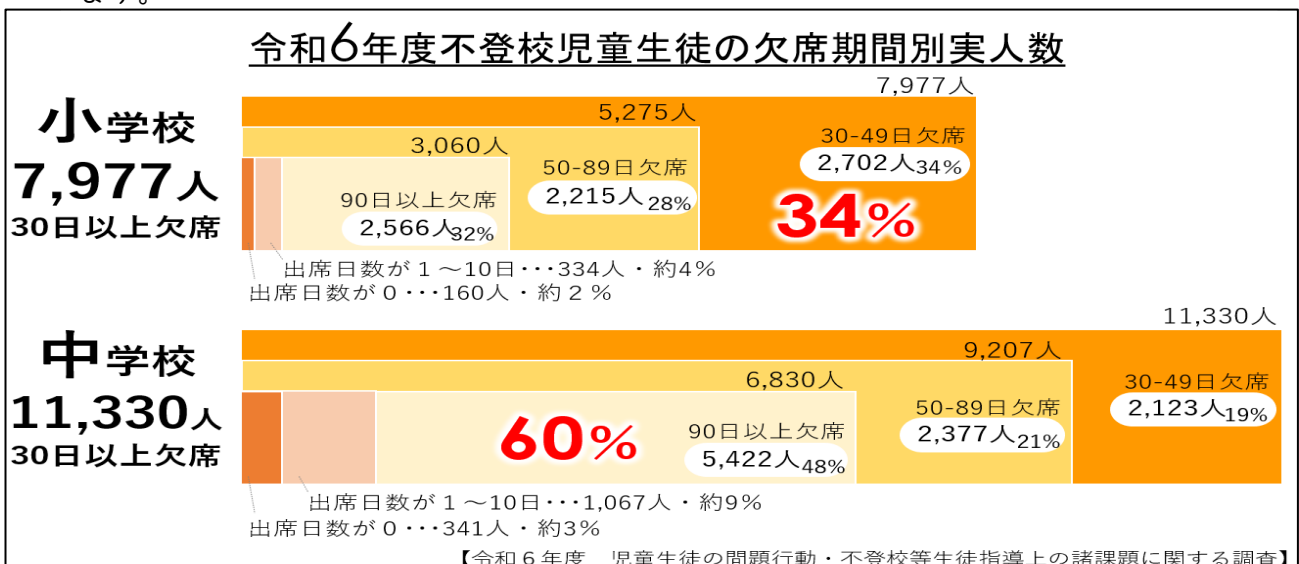
令和6年度における県内公立小中学校の不登校児童生徒数は19,307人で、小学校7,977人、中学校11,330人となっています。県内公立小・中学校の1,000人当たりの不登校児童生徒数は、47.8人で、小学校29.5人、中学校84.7人となっています。なお、全国では1,000人当たりの不登校児童生徒数は、38.6人で、小学校23.0人、中学校67.9人となっており、本県は全国的にも高い状況にあります。

また、本県の令和6年度の1,000人当たりの不登校児童生徒数は、令和3年度と比べると1.6倍になっています。



本県の小学校と中学校別の推移を見ると、小学校段階での不登校の出現率が著しく伸びており、令和2年度と比較すると小学校では2.7倍、中学校では1.6倍に増加しています。

また、不登校児童生徒数の割合を欠席日数別で見ると、最も多い割合を占めているのは、小学校で30日～49日（週に1日程度の欠席）が34%、中学校で90日以上が60%となっています。

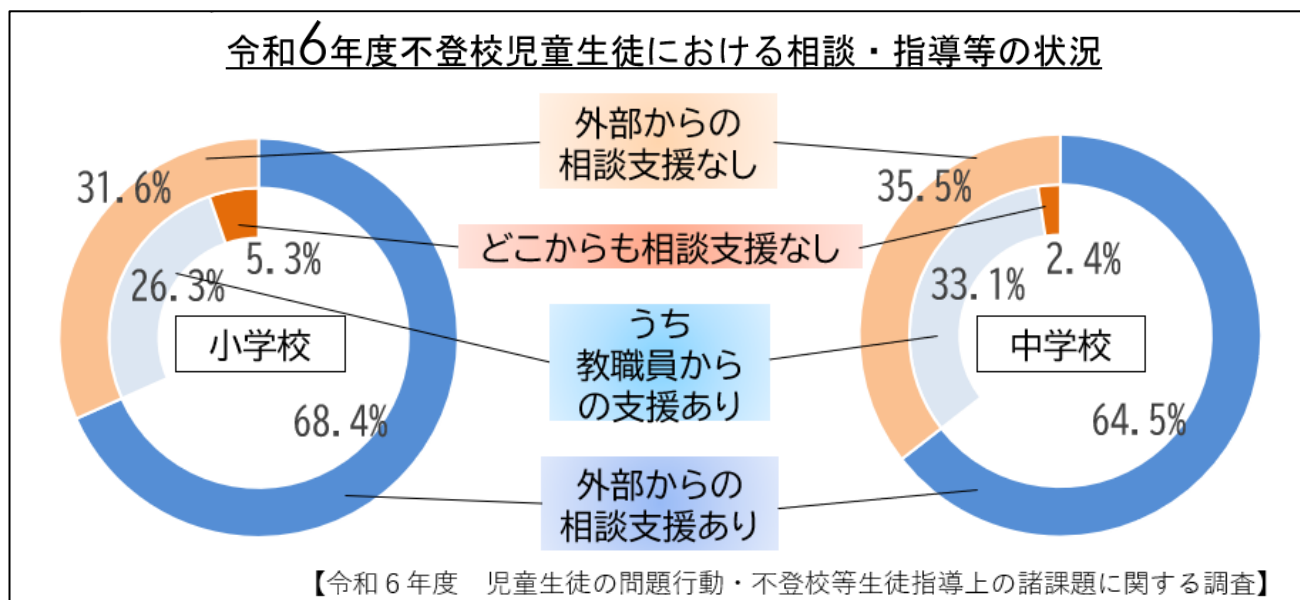


2 不登校児童生徒における相談・指導等の状況

令和6年度、担任等の教職員以外の教育支援センター、児童相談所、病院、養護教諭、スクールカウンセラーなど学校内外での相談・指導等を受けている不登校児童生徒の割合は、全国は小学校で63.6%、中学校で60.2%です。本県は小学校で68.4%、中学校で64.5%となっており小・中学校ともに全国よりも高い状況です。

欠席が90日以上の不登校児童生徒で見ると、本県は小学校で75.9%、中学校で66.7%となっています。

また、学校内外の機関等で専門的な相談・指導等を受けていない児童生徒のうち、教職員から継続的な相談・指導等を受けていた不登校児童生徒数の割合を比較すると、全国は小学校で87.5%、中学校で90.4%に対し、福岡県は小学校で83.1%、中学校で93.3%となっており、小学校は全国より低く、中学校は全国より高い状況です。



3 教育支援センター等の状況

(1) 市町村が設置する教育支援センターについて

教育支援センターは、学校に登校できないが、学校とは別の場所であれば登校できる不登校児童生徒が学習支援や教育相談を受けることができる公的な居場所になります。令和6年度、本県の校外教育支援センター等を設置している市町村数は51市町村で、設置率は85%となっています。

令和6年度に、教育支援センターで相談・指導等を受けた不登校児童生徒数は、991人（小学校320人、中学校671人）となっており、そのうち欠席が90日以上の不登校児童生徒は731人で、利用した児童生徒の約7割を占めています。また、教育支援センターに通った児童生徒991人のうち、612人（小学校171人、中学校441人）が出席扱いとなっています。

(2) 各学校内に設置されている校内教育支援センターについて

校内教育支援センターは、在籍学級に入りづらい児童生徒が、校内の落ち着いた空間の中で

自分に合ったペースで学習・生活ができ、自分のクラスとオンラインでつないで授業を受けるなど多様な学び方ができる居場所です。

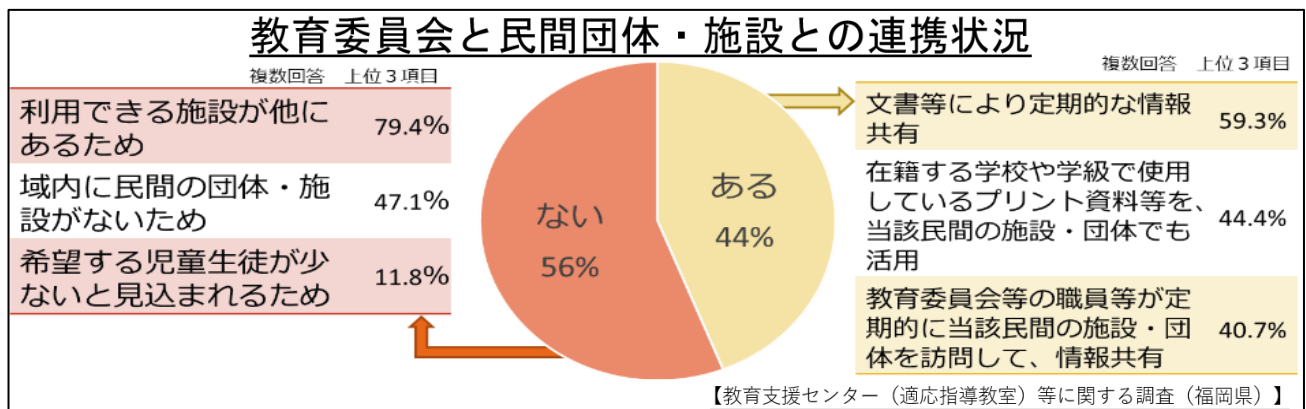
令和6年度、本県における校内教育支援センターの設置状況は、小学校で29.5%、中学校で68.9%です。令和7年度、本県では市町村における不登校児童支援員の配置を支援する「早期アプローチを重視した不登校対策校内支援充実事業」を14市町の小学校18校で実施しています。校内教育支援センターを設置し、早期対応することで、新規不登校の発生が減少するなどの効果が見られます。

教育支援センターについては、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針」（平成29年3月31日文科科学省）において、設置の促進や機能強化を推進することが明記されていますが、設置の義務や設置基準等の法令はありません。各市町村では独自に設置するほか、近隣の市町村の施設や民間の施設と連携して受け入れを行っていたり、校内教育支援センターで対応していたりと、様々な形態や内容で支援体制の構築が進められていますが、不登校児童生徒の支援の中核となる教育支援センター等の果たす役割が重要となるため、機能の強化・向上が必要であるとされています。

4 教育委員会と民間団体・施設（フリースクール等）との連携

市町村教育委員会と民間団体・施設との連携について、令和3年度調査では、県内27市町村（全体の45%）が実施しています。具体的な連携内容については、以下の図のとおりですが、多くは情報共有や資料提供にとどまっているため、今後はさらに学校、教育委員会と民間団体・施設との連携を充実させる必要があります。

また、不登校児童生徒の社会的自立に向けた支援において、教育委員会や学校と民間団体・施設とが連携して相互に協力・補完することの意義は大きいと、切れ目のない支援体制の構築についても、関係機関が連携して検討する必要があります。



【コラム】民間施設（フリースクール）

フリースクールとは、一般に不登校のこどもに対し、学習活動、教育相談、体験活動などの活動を行っている民間の施設を言います。その規模や活動内容は多種多様であり、民間の自主性・主体性の下に設置・運営されています。（「フリースクール・不登校に対する取組」（文科科学省））

「福岡県不登校児童生徒支援リーフレット」（福岡県教育委員会）に、ふくおかフリースクールフレンドシップ協議会把握団体一覧を掲載しています。フリースクールとどのような連携ができるか、参考にしてみてください。 ・福岡県不登校児童生徒支援リーフレット [※別冊事例集・資料集参照](#)

Ⅱ 多様な学びの支援について

「不登校を問題行動として判断してはならない」

このことは、「不登校児童生徒に問題がある」という決めつけを払拭し、教職員・保護者・地域の人々等が不登校児童生徒に寄り添い共感的理解と受容の姿勢を持つことが、当該児童生徒の自己肯定感を高めるためにも重要であり、不登校児童生徒にとっても、支援する周りの大人との信頼関係を構築していく過程が社会性や人間性の伸長につながり、結果として、社会的自立につながるという視点を重視したものと捉えることができます。（「生徒指導提要」（令和4年12月）から抜粋）

Ⅰ 不登校に関する基本的な考え方

（Ⅰ）不登校に対しての正しい理解

不登校は、様々な要因が複雑に絡み合って生じるものであり、どの児童生徒にも起こり得ます。児童生徒の周りにいる全ての関係者が児童生徒を中心にして、それぞれの立場で協力し合って支援を行っていくことが必要です。しかしながら、不登校状態にある児童生徒の理解が不十分であることなどにより、不適切な発言や対応が行われ、それにより不登校が長期化したり、社会的自立や学校復帰を妨げたりすることがあります。そのようなことを踏まえ、教職員一人一人が、不登校に関する基本的な考え方を理解することが重要です。

「学校」の役割

- ・学校は、多くの人たちとのかかわりの中で様々な体験や経験を通して、実社会に出て役立つ生きる力を養う場である。
- ・児童生徒の学校生活のうち多くの時間を占め、学校における教育活動の中心となる授業を魅力あるものにしていくことが重要である。

どの児童生徒にも起こり得るのが「不登校」

- ・取り巻く環境によっては、どの児童生徒にも起こり得ることとして捉える。
- ・不登校というだけで、問題行動として受け取られないよう配慮する。
- ・不登校の時期が休養や自分を見つめ直す等の積極的な意味を持つことがあることを理解する。

「社会的自立」を目指す

- ・社会的自立とは、依存しないことや支援を受けないということではなく、適切に他者に依存したり自らが必要な支援を求めたりしながら、社会の中で自己実現していくことを意味することを理解する。
- ・学校に登校するという結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要がある。

大切なことは「学びの保障」

- ・「学び」が保障されないと、学業の遅れや進路選択上の不利益、社会的自立へのリスクを生むことに留意する。
- ・不登校により「学び」へのアクセスができない児童生徒をゼロにするために、関係機関と連携を図り、学校、教室以外の場でも学習機会を保障する。

2 大切にしたい児童生徒の社会的自立と多様な学びの支援

本県教育委員会は、全ての児童生徒の「学びの保障」を大切にするために、以下の取組を推進します。

- 学校が「誰もが安全で安心して学べる場」になること
- 全ての児童生徒の「社会的自立」を目指すために多様な支援体制を整えること

「誰もが安全で安心して学べる場」とは、「全ての児童生徒にとって、学校が安全・安心な居場所となり、学びの保障が最大限になされている場所であること」です。全ての児童生徒にとって学校、とりわけ学級が安全・安心な居場所となるための「魅力ある学校づくり・学級づくり」と個々の学びを保障する「分かりやすい授業の工夫」が求められます。そのために、学校は学習指導と生徒指導を一体的に推進し、魅力的な教育課程の編成や、学習者を大切にした学習者主体の授業づくりを行うことが大切です。その際、全ての教育活動において4つの視点「自己存在感の感受」「共感的な人間関係の育成」「自己決定の場の提供」「安全・安心な風土の醸成」を意識して取り組むことが重要です。また、「自分という存在が大切にされている」「心の居場所がある」「学校が自分にとって大切な学びの場である」と全ての児童生徒が実感できるよう「発達支持的生徒指導」を重視した教育活動を行っていく必要があります。

このようにすることで、全ての児童生徒にとって学校が「誰もが安全に安心して学べる場」となることにつながります。

「社会的自立」とは、「依存しないことや支援を受けないということではなく、適切に他者に依存したり、自らが必要な支援を求めたりしながら、社会の中で自己実現していくこと」です。そのために、「多様な支援体制」を整え、児童生徒や保護者が必要な支援を利用することができるようにします。多様な支援には、チーム学校内のリソース（スクールカウンセラー（以下「SC」という。）、スクールソーシャルワーカー（以下「SSW」という。）、スクールサポーター等をはじめ、学校外の専門的な支援も含まれます。また、児童生徒が自らの進路を主体的に捉え、社会的自立を目指すために教室、学校という場所以外でも支援を受けることができるよう関係機関と連携を図ることも重要です。

このように学校は、不登校児童生徒本人とその保護者の現在の状況を整理し、どのような支援があれば社会的自立を目指すことができるのか、本人や保護者に寄り添いながら多様な支援体制を整えることが求められます。

【コラム】困っているのは誰か

「学校に行きたいけど行けないから困っている」「子どもにどう接すればよいかわからなくて困っている」不登校になったことで、子ども本人とその保護者は大変に困っています。相談の場面では、いろいろな「困った」に寄り添いながら、本人の状態や思い、とらえ方と、本人を取り囲む環境の双方にアプローチをして状況の改善を目指します。

しかし、「もうすぐ運動会だからこのまま来ないのは困る」「保健室は病気の子どもが来るところだから、毎日来るのは困る」と学校からの声が聞こえてきたりします。

不登校で困っているのはいったい誰でしょうか。先生の言葉は、先生が思っている以上に重く、鋭いものです。先生の真意とは裏腹に不登校の子どもや保護者が悩み苦しんでいることが

あります。「困る」のほかにも「なぜ」「ダメ」「いつも」「前に言った」などの言葉を使うときは要注意です。悩みを抱え「困っている」人は言葉に敏感になっていることがあります。支援者として、自分の使う言葉を今一度振り返ってみてください。

出典（原田直樹「先生のための不登校対応サポートブック」中央法規出版）

3 一人一人に応じた多様な学びの場、多様な学び方

全ての児童生徒が自分に合った学びを見つけることができるよう、教職員として多様な学びの考え方を知っておくことは大切です。

特に、児童生徒が不登校になった場合でも、小・中・高等学校等を通じて、学びたいと思った際に多様な学びにつながるができるよう、不登校児童生徒の個々のニーズに応じた受け皿を整備することは欠かせません。

○学校に行くことはできるが、自分のクラスに入りづらい児童生徒

『校内教育支援センター』 学校内の空き教室等を活用し、児童生徒のペースに合わせて相談に乗ってくれたり、学習のサポートを受けたりできます。学校には行けるが自分のクラスに入りづらい時や、気持ちを落ち着かせてリラックスしたい時に利用するなど、緩やかに在籍学級や学校に復帰する場として活用できます。

○家から出ることはできるが、在籍する学校に行くことができない児童生徒

『学びの多様化学校』 特別の教育課程を編成して教育を実施することができる学校。通常の学校より授業時数が少なく、体験活動や探究的な学習が充実するなど、弾力的な教育課程の下、興味や関心に応じた柔軟な学びを行うことができます。

○家から出ることができず、学校に行くことができない児童生徒

『教育支援センター』 市町村の教育委員会が開設しており、在籍校から配信される授業にオンラインで参加したり、支援員とともに個別の学習に取り組んだりします。また、在籍校や教育委員会と連携しながら、学習や体験活動等に取り組めます。

『民間団体等』 多様な学びの場として、フリースクールなどの民間の支援施設があり、学校と連携しながら、学習や体験活動等の機会を受けることができます。

○家から出ることができない児童生徒

『オンラインの活用、アウトリーチ支援』 在籍校や教育支援センターの授業配信、オンラインカウンセリング等を自宅で受けることができます。学校とつながっていない不登校児童生徒及びその保護者に対して、NPO等との民間団体とも連携しつつ、教育支援センターから訪問支援を利用することができます。

なお、不登校児童生徒が学校外の公的機関（教育支援センター）や民間団体・施設等（フリースクール等）で学習したり、ICT等を活用して自宅で学習したりした場合、出席扱い等の要件を満たすと校長が判断した場合は、指導要録上の出席扱いとすることができます。

また、学習の計画や内容がその学校の教育課程に照らし、適切と判断される場合には、学習した内容が評価されます。

- ・ 義務教育段階の不登校児童生徒が公的機関や民間施設において指導・相談を受けている場合の指導要録上の出欠の取扱いを判断する際の手引（令和7年11月 福岡県教育委員会）

※別冊事例集・資料集参照



Ⅲ 不登校児童生徒への支援について

Ⅰ 近年の取組の内容と総括

(1) これまでの取組概要

本県教育委員会では、不登校児童生徒への支援に向けて、次のような取組を行ってきました。

- ア 不登校対策の3つの視点（日常の支援、早期発見・早期対応、きめ細やかで継続した支援）に基づく対応
 - ・ 新たな不登校を生まない学校づくり「福岡アクション3」、一人一人の社会的自立に向けた支援のための家庭の取組「保護者のアクション3」、「不登校予防診断チェックリスト」の活用、校内教育支援センター等における支援
- イ 児童生徒及び保護者の不安・悩みの解消・軽減を主目的とした支援
 - ・ 「子どもホットライン24」での24時間電話相談、SNSを利用した相談窓口、SC、SSW等による専門的支援
 - ・ 「不登校児童生徒支援リーフレット」による情報提供
- ウ 不登校の早期発見・早期対応、学習の保障等を主目的とした支援
 - ・ 不登校対応「チームサポート方式」による組織的な対応及び計画的継続的な支援の実施
 - ・ 「長期欠席予測シート」活用による早期アプローチを重視した支援の実施
- エ 効果を上げている学校の取組の周知及び学校の不登校対策の取組支援
 - ・ 「不登校の未然防止・早期対応の5つの視点リーフレット」による周知
 - ・ 不登校に関する学校支援プロジェクト等の取組支援



年度	施策等	成果等
H13～	子どもホットライン24	24時間電話相談対応、相談件数3399件
H13～	スクールカウンセラー	R2年度から全小・中・義務教育学校に配置 相談件数84,197件(R6)
H14～	チームサポート対応	実施率 小100%・中100% (小中による個票の引継ぎH30～)
H20～	スクールソーシャルワーカー	県内9市町に県費SSW15人配置 市町村単費(県1/3補助)を含め、57市町村が配置しており、98.9%の中学校区に対応
R2～R4	不登校に関する学校支援プロジェクト	効果を上げている学校の取組について情報収集し、 取組のポイント(不登校の未然防止・早期対応「5つの視点リーフレット」)を県下に周知するとともに、 支援が必要な学校における不登校の未然防止・早期対応の組織的な取組を推進
R3～	SNSを活用した教育相談体制整備事業	LINE相談件数3,432件(R6)
R4～R6	不登校児童生徒支援強化事業 ・機能強化モデル事業 ・研修体制整備事業 ・ラーニングサポーター事業	推進市町の取組事例集を作成 学生サポーターによるオンライン学習や相談を3年間で延べ695件実施

R6	不登校児童生徒等の早期発見・早期支援事業	推進3市町で児童生徒への居場所づくり等を実施
R6～	早期アプローチを重視した不登校対策校内支援充実事業	推進市町村小学校で不登校児童支援員による学習支援、教育相談等を実施(R6 16校、R7 18校)
R7～	ICT活用型不登校児童生徒支援事業(みらいサポーター事業)	学生サポーターによるオンラインでの学習支援や教育相談を実施

(2) 取組の総括

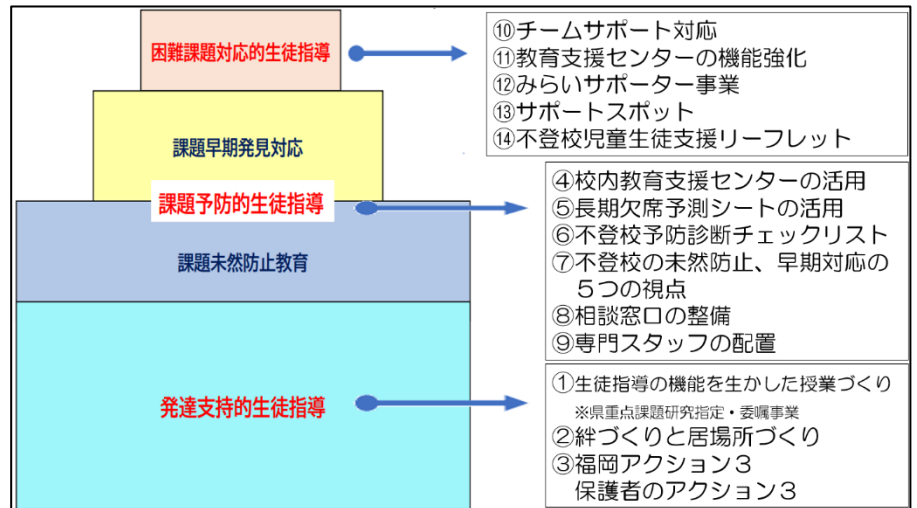
小・中学校ともに不登校児童生徒に対する学校内外での支援の実施率は66.1%と、全国(43.5%)よりも高い割合を示しています。また、中学校における新規不登校生徒の割合は減少しています。これらのことから、これまでの取組による一定の成果が表れていると考えています。しかし、不登校児童生徒数が令和6年度過去最多となるとともに、不登校児童生徒において教職員からの継続的な相談・指導等を含め、学校内外での相談・指導等を受けていない児童生徒が一定数存在しており、支援を一層充実させる必要があると考えています。また、不登校の理由も、友人関係に関する内容や学習面に関する内容、家庭に関する内容等、多岐にわたっており、さらにきめ細やかな対応も求められています。

これらのことを踏まえて、不登校児童生徒の社会的自立を目指し、学びを止めないために、個々の状況に応じた支援を当事者である不登校児童生徒本人及びその保護者と十分に意思疎通を図りながら、学校、教育委員会、関係機関が連携して取組を進めていく必要があると考えています。



2 今後の取組の方向性

ⅢーⅠ「近年の取組の内容と総括」に記載のとおり、これまでは学校を中心として、新たな不登校を生まない取組・早期発見の取組や早期対応・個別支援の取組を行ってきました。しかしながら、ⅠーⅠ「不登校児童生徒数」に示したとおり、1,000人当たりの不



登校児童生徒の数は全国を上回るペースで増加しています。また、「Ⅱ多様な学びの支援について」に記載のとおり、不登校児童生徒への支援の在り方は大きく変化しています。

上の図は、生徒指導提要に示されている生徒指導の重層的支援構造に対応するこれまでの取組を整理したものです。一定の成果を上げている取組を継続しつつ、新たな取組が必要な領域を充実させる必要があります。

3 不登校対策につながる支援（発達支持的生徒指導）

※以下○の数字は「別冊事例集・資料集」の○番号とリンクしています。

① 生徒指導の機能を生かした分かりやすい授業づくり（子どもが主語になる授業づくり）

○生徒指導の実践上の4つの視点を踏まえた教育活動を推進します。

<4つの視点>

自己存在感の感受、共感的人間関係の形成、自己選択の場の設定、安全・安心な風土の醸成


○全ての児童生徒を対象とした発達支持的生徒指導の場といえる授業において、4つの視点を意識した学習指導と生徒指導を一体化させた授業づくりを推進します。

○県重点課題研究委嘱事業（「生徒指導提要（改訂版）」の内容を踏まえた教育活動」（令和5～7年度）の成果を普及させていきます。

<実施地域>

※春日市教育委員会（春日市立春日南中学校）


※川崎町教育委員会（川崎町立川崎中学校、川崎小学校、池尻小学校、真崎小学校、川崎東小学校）

※別冊事例集・資料集参照 

② 絆づくりと居場所づくり

○学校生活において児童生徒が互いに認め合える場面を実現する絆づくり、学級や学校がどの児童生徒にも安心できる場所となる居場所づくりを推進します。

※生徒指導リーフ「絆づくり」と「居場所づくり」Leaf.2


※別冊事例集・資料集参照 

③ 福岡アクション3、保護者のアクション3

○「福岡アクション3」は、不登校対策の「3つの視点」（日常の支援、早期発見・早期対応、きめ細やかで継続的な支援）に基づき、多くの学校で実践されている取組を3つのステージに整理し、それぞれのステージにおいて「すぐできる」「必ずできる」「みんなのできる」取組を「3つのアクション」として示したものです。

○「保護者のアクション3」は、家庭における支援の具体をまとめています。家庭と学校が連携し、生活や学びの場である家庭・学校が安全・安心な居場所となるような取組を進めるとともに、児童生徒の状況を日々把握し、状況に応じて、早期の対応を迅速かつ的確に行うことが重要です。

※「福岡アクション3」、「保護者のアクション3」

※別冊事例集・資料集参照 

【コラム】「寝る」のは心のエネルギーをチャージする魔法の時間？

「寝ること」は、勉強やスポーツと同じくらい、みんなの心や身体の成長にとって大切な「活動」なのです。

1. 脳は寝ている間に「記憶の整理整頓」をしています。
2. 「心のエネルギー」を充電します。
3. 体を大きく、強くします。

これらはすべて、寝ている間に行われるメンテナンスなのです。ですから睡眠のリズムを大切にしましょう。
(西南学院大学 教授 浦田英範)

4 不登校対策としての支援（課題予防的生徒指導）

④ 校内教育支援センターの活用

○自分の学級に入りづらい児童生徒が、校内の落ち着いた空間の中で自分に合ったペースで学習・生活できる居場所です。不登校児童だけでなく、不安や悩みがある児童生徒にとっても効果があります。

○本県教育委員会では令和6年度から、早期アプローチを重視した不登校対策校内支援充実事業として、令和7年度は県内14市町村の小学校18校に校内教育支援センターを設置しています。

※早期アプローチを重視した不登校対策校内支援充実事業

※別冊事例集・資料集参照



⑤ 長期欠席予測シートの活用

○不登校兆候のある児童生徒を早期に発見し、早期アプローチを行うための活用を推進します。福岡県立大学の研究に基づき、6月までの児童生徒の出席状況を長期欠席予測シートに入力するだけで、今後30日以上欠席する可能性がある児童生徒が予測でき、支援を必要とする児童生徒を見える化できます。

○不登校児童生徒支援員を活用し、児童生徒一人一人にあった学習支援や教育相談等のきめ細かな対応を組織的に実施し、不登校支援の充実を図ります。

※早期アプローチを重視した不登校対策校内支援充実事業

※別冊事例集・資料集参照



⑥ 「不登校予防診断チェックリスト」の活用

○不登校の兆候を早期に発見し、早期支援の手がかりを得ることができます。学校の取組を振り返り、教職員で取組の目的等が共有され、協働的な実践につながります。

○教職員の日頃の観察等と客観的なデータを基に多面的な要因分析ができます。

○年2～3回実施し、PDCAサイクルによる取組の評価・改善ができます。

※不登校予防診断チェックリストの活用（FF（ファクトファインディング）調査）

※不登校の未然防止、早期対応の5つの視点

※別冊事例集・資料集参照



⑦ 「不登校の未然防止、早期対応の5つの視点（リーフレット）」に基づく取組の推進

○不登校の未然防止、初期対応、社会的自立に向けた支援等、効果的な支援を行っている学校の取組を参考に、5つの視点（「不登校の要因分析」「共通理解・共通実践を促す取組の工夫」「実効性のあるチーム支援」「専門スタッフを活用した関係機関との連携」「分かる」「できる」喜びのある授業づくり）に基づく対応を促すリーフレットを作成し取組を推進しています。

※不登校の未然防止、早期対応の5つの視点

※別冊事例集・資料集参照




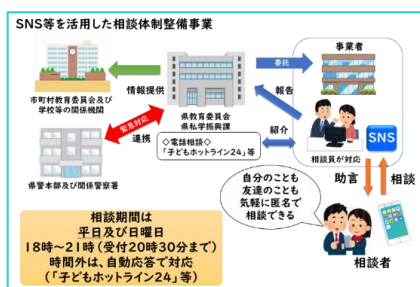
⑧ 相談窓口の整備（「こどもホットライン24」・SNS相談窓口「児童生徒の悩み相談窓口」）

○「こどもホットライン24」では、児童生徒の悩みや相談について24時間電話相談を受け付けています。また、コミュニケーション手段にSNSが普及していることを踏まえ、いじめを含め様々な悩みを抱える児童生徒に対し、即時に応答する双方向システムである「LINE」を活用した「児童生徒の悩み相談窓口」を開設しています。

○他にも、児童生徒が相談したいと思った時に、いつでも相談できるよう、様々な相談窓口をとりまとめ、児童生徒に配布しています。

※相談窓口一覧

※別冊事例集・資料集参照 



⑨ 専門スタッフの配置 (SC・SSW等)

○本県教育委員会では、県下の各小・中・義務教育学校への専門スタッフ配置を推進しています。専門スタッフはSC、SSW、生徒指導支援スタッフがおり、高度な専門性を有するスタッフが教職員と協働して不登校児童生徒の支援に取り組んでいます。

○SC及びスクールカウンセラースーパーバイザー（以下「SCSV」という。）の配置令和2年度からSCを小学校・中学校・義務教育学校（指定都市を除く。）の全校に配置し、児童生徒及び保護者のカウンセリングや教職員への研修、校内いじめ対策委員会への支援などを行っています。



○SSW及びスクールソーシャルワーカースーパーバイザー（以下「SSWSV」という。）の配置平成30年度から、生徒指導・教育相談体制強化推進市町村として指定した市町村に県費職員を配置しています。

また、SSWの配置を支援するため、市町村が実施するSSW配置事業に対して補助を行っています。

令和7年度は県内58市町村のうち、57市町村にSSWが配置されています。（指定都市を除く。）



○生徒指導支援スタッフ

平成30年度から生徒指導・教育相談体制強化推進市町村として指定した市町村に、退職警察官を生徒指導スタッフとして配置しています。警察と連携して、学校の支援に当たっています。



名称	定義	資格等
スクールカウンセラー (SC)	公認心理師等の資格を有し、臨床心理の専門家として、学校における教育相談機能の向上に努め、もって不登校やいじめ等の生徒指導上の諸課題の解決に資する。	公認心理師、臨床心理士又はそれに準ずる者、大学教授、精神科医等
スクールソーシャルワーカー (SSW)	社会福祉士及び精神保健福祉士等の資格を有し、福祉の専門家として、学校・家庭・地域の支援ネットワークを築き、児童生徒に影響を及ぼしている環境の改善に資する。	社会福祉士及び精神保健福祉士又はそれに準ずる者等

※学校の教育相談体制の充実を図る専門スタッフの効果的な連携・協働 Q&A

※専門スタッフを活用した関係機関との連携（「不登校の未然防止、早期対応の5つの視点」）

※児童生徒を取り巻く生活環境改善事業

※別冊事例集・資料集参照

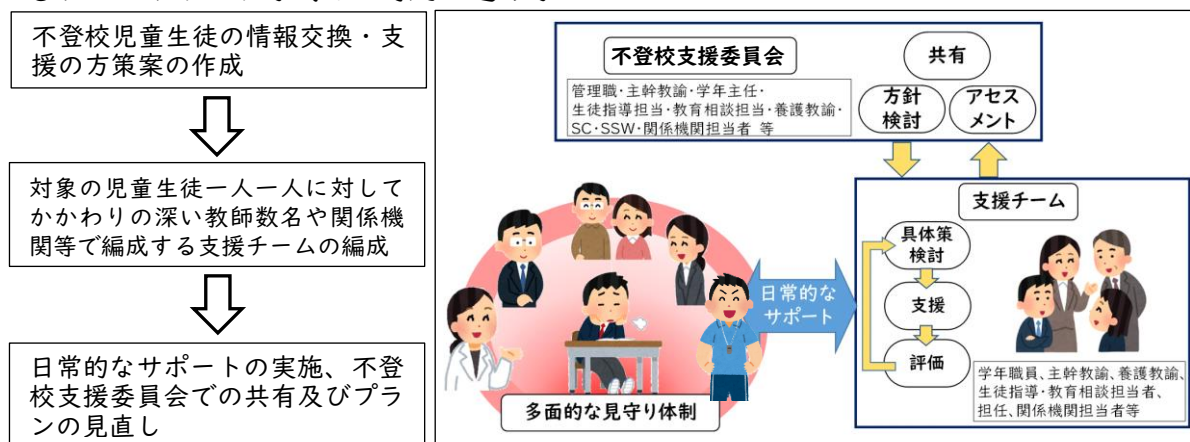


5 不登校児童生徒への支援（困難課題対応的生徒指導）

⑩ チームサポート方式による対応

○チームサポート方式とは、学級担任にこだわらず、不登校児童生徒（不登校兆候を示す児童生徒を含む。）と一定の人間関係ができていない教師等がチームを組織し、それぞれの役割を明確にし、効果的な支援を組織的に行うものです。

○チームサポート方式での対応の進め方



○一人の担当教師だけが全責任を負って不登校児童生徒に対応するわけではなく、学校の組織を生かしながら、支援チームを編成して担当者の日常的なサポートを行います。

○支援計画（個票）については、「基本情報シート」と「学年別支援計画シート」を作成し、進級や進学した際には次の学年や学校に引き継ぎます。支援計画だけでなく、毎週の支援の状況を記録し、きめ細かく継続的な支援に取り組みます。また、これまでの支援状況を参考にして、より適切な支援が行えるようになります。

⑪ 市町村が設置する教育支援センターの機能強化

○本県教育委員会では、令和4年度から令和6年度までの3年間、教育支援センターの機能強化を目指し、6市町村モデル地域を中心に取組を推進してきました。

○この事業では、アウトリーチ支援の充実や、SCSV・SSWSVの派遣等による職員への研修や対応方針への助言、学校・関係機関等との連携を進めることができました。

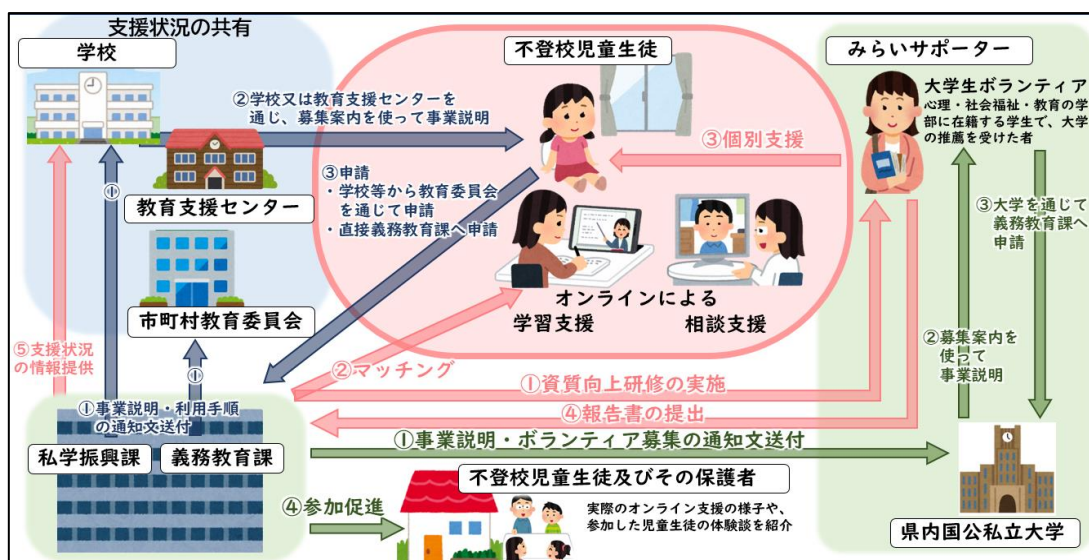
○各市町村教育委員会における教育支援センター等の設置や機能強化に向けた検討の参考資料となるように、「不登校児童生徒への支援の在り方について」（令和元年10月25日 元文科初第698号 文部科学省初等中等教育局長通知）の「（別添4）教育支援センター整備指針（試案）」を参考としつつ、教育支援センター等に期待される役割や機能、本県内外における先進的な取組事例などをまとめた「令和6年度不登校児童生徒支援強化事業（令和7年3月）」を作成し、市町村教育委員会へ周知しています。

※「令和6年度不登校児童生徒支援強化事業（機能強化モデル事業）」

※別冊事例集・資料集参照




⑫ ICT活用型不登校児童生徒支援事業（みらいサポーター事業）による支援



○不登校児童生徒に対して、心理、社会福祉、教育等を学んでいる大学生ボランティア（以下「みらいサポーター」という。）を活用したオンラインによる学習支援や教育相談等を継続することで、将来の社会的自立に向けた活動を促しています。

○申込みは、学校等を通すことなく不登校児童生徒本人または保護者が直接申し込むことができます。

※ICT活用型不登校児童生徒支援事業（みらいサポーター事業）


※別冊事例集・資料集参照 

⑬ サポートスポット（社会教育課事業）

○令和7年度より「地域総がかりで行う不登校児童生徒支援事業」として、各市町村にサポートスポットの設置を推進しています。

○市町村が、児童生徒の社会的自立に向け、公民館やコミュニティセンター、図書館等に開設する地域の居場所です。自分のペースで安心して過ごせることを第一に、人とのつながりづくりや体験活動等を行うことができます。


※地域総がかりで行う不登校児童生徒支援事業サポートスポット（社会教育課事業）

※別冊事例集・資料集参照 

⑭ 不登校児童生徒支援リーフレットによる保護者支援及び関係者の理解促進

○不登校の捉え方や支援の在り方、社会的自立に向けて支援する組織（学校・市町村教育委員会・福岡県教育センター・教育支援センター・民間施設等）の役割や不登校を支える親の会団体及び各種相談機関等を記載した「不登校児童生徒支援リーフレット」を作成しています。各市町村教育委員会、学校、必要な児童生徒、保護者等に配布し、活用を推進しています。本県のホームページからもダウンロードできます。

※福岡県不登校児童生徒支援リーフレット

※別冊事例集・資料集参照 

6 多様な学びを支援する関係機関との連携

⑮ 福岡県不登校児童生徒支援会議の設置

○教育支援センター等が関係機関や民間施設等と連携し、不登校児童生徒やその保護者を支援するネットワークを整備し、支援の充実を図ることを目的とし、不登校支援に関する有識者、市町村教育委員会及び教育支援センター等、そして、民間団体・施設等の関係者と連携し、不登校児童生徒支援について協議や情報交換を行っています。

⑯ 福岡県教育相談ネットワーク会議の設置

○児童生徒に関わる教育相談機関が相互に連携を強化し、複雑化、多様化した相談内容に総合的、専門的に対応することによって、児童生徒の心の問題の解決を支援する相談ネットワークの充実を図っています。

IV 指導要録上の出欠の取扱い、成績評価について

本県教育委員会では、不登校児童生徒支援のさらなる充実を図るため、「義務教育段階の不登校児童生徒が公的機関や民間施設において指導・相談を受けている場合の指導要録上の出欠の取扱いを判断する際の手引」（令和7年11月）（以下、「手引」という。）を作成しております。その概要は次のとおりであり、出欠の取扱いを判断する際に考えられる一般的な流れや留意事項の目安を参考として示しています。

※義務教育段階の不登校児童生徒が公的機関や民間施設において指導・相談を受けている場合の指導要録上の出欠の取扱いを判断する際の手引（令和7年11月）

※別冊事例集・資料集参照 

1 不登校児童生徒の居場所と出欠の取扱い

不登校児童生徒の居場所		出欠の取扱い
○ <u>学校内での支援</u>	校内教育支援センター	出席
○ <u>学校外での支援</u>	教育支援センター	「出席扱い」が可能
○ <u>学校外での支援</u>	民間施設（フリースクール等）	一定の要件を満たせば「出席扱い」が可能
○ <u>学校外での支援</u>	自宅におけるICT等を活用した学習活動	「出席扱い」が可能

2 「出席扱い」の判断について


指導要録上の「出席扱い」の判断は、保護者からの申請に基づき、以下の要件をもとに市町村教育委員会と学校が協議し、不登校児童生徒の在籍する学校の校長が行います。

【「出席扱い」の要件】

<公的機関又は民間施設で相談・指導を受けている場合>

- ① 当該施設における相談・指導が、不登校児童生徒の社会的自立を目指すものであること。
- ② 不登校児童生徒が自ら登校を希望した際に、円滑な学校復帰が可能となるよう個別指導等の適切な支援を実施していること。
- ③ 保護者と学校との間に十分な連携・協力関係が保たれていること。
- ④ 公的機関又は民間施設に通所又は入所して相談・指導を受けていること。


※民間施設については手引の「3 民間施設に関する留意事項」を参考にすること。

※別冊事例集・資料集参照 

<自宅においてICT等を活用した学習活動を行った場合>

- ① 不登校児童生徒の自立を助けるうえで有効・適切であること。
- ② 不登校児童生徒が自ら登校を希望した際に、円滑な学校復帰が可能となるような学習活動であること。
- ③ 保護者と学校との間に十分な連携・協力関係が保たれていること。
- ④ ICT等を活用した学習活動とは、ICT(コンピュータやインターネット、遠隔教育システムなど)や郵送、FAXなどを活用して提供される学習活動であること。
- ⑤ 訪問等による対面指導が定期的かつ継続的に行われることを前提とすること。
- ⑥ 学習活動は、当該児童生徒の学習の理解の程度を踏まえた計画的な学習プログラムであること。
- ⑦ 校長は、不登校児童生徒に対する対面指導や学習活動の状況等について十分に把握すること。
- ⑧ 基本的に不登校児童生徒が公的機関や民間施設において相談・指導を受けられないような場合であること。
- ⑨ 学習活動の成果を評価に反映する場合には、学校が把握した当該学習の計画や内容がその学校の教育課程に照らし適切と判断される場合であること。

※留意事項については、手引の「4(2) 自宅においてICT等を活用した学習活動を行った場合の留意事項について」を参考にすること。

※別冊事例集・資料集参照 

3 成績評価について

学校外の公的機関や民間施設等における学習の計画や内容がその学校の教育課程に照らし適切と判断された場合、当該学習の評価を適切に行い、指導要録に記入したり、通知表等で児童生徒や保護者等に伝えたりすることができます。

評価については、学習意欲に応え、自立を支援する上で意義が大きいとされています。

なお、指導要録への記載は、必ずしも全ての教科・観点について観点別学習状況や評定を記載することを求めるものではありませんが、学習状況を文章記述するなど、次年度以降の指導の改善に生かすという観点に立った適切な記載に努めることが求められます。

【コラム】通学定期乗車券の適用

学校外の公的機関や民間施設へ鉄道やバスで通う場合、実習用通学定期乗車券制度による通学定期乗車券(鉄道)や通学定期乗車券(バス)を申請することができます。

校長が指導要録上の出席扱いとしていることが条件です。

「登校拒否児童生徒が学校外の公的機関等に通所する場合の通学定期乗車券制度の適用について」

(平成5年3月19日5初中第30号文部科学省初等中等教育局中学校課長通知)

<参考資料>

- ・「不登校児童生徒への支援の在り方について」（文部科学省初等中等教育局長通知 令和元年10月25日）
- ・「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策「COCOLOプラン」」（文部科学省 令和5年3月）
- ・「生徒指導提要」（文部科学省 令和4年12月）
- ・「文部科学大臣メッセージ」文部科学省ホームページ（令和6年11月）
- ・「不登校児童生徒が欠席中に行った学習の成果に係る成績評価について」（文部科学省初等中等教育局長通知 令和6年8月29日）
- ・「令和6年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果及びこれを踏まえた対応の充実について」（文部科学省初等中等教育局長通知 令和7年10月29日）
- ・原田直樹「先生のための不登校対応サポートブック」中央法規出版
- ・「義務教育段階の不登校児童生徒が公的機関や民間施設において指導・相談を受けている場合の指導要録上の出欠の取扱いを判断する際の手引」（福岡県教育委員会 令和7年11月）
- ・「不登校児童生徒支援リーフレット～多様で適切な教育機会の確保による社会的な自立を目指して～」
(福岡県教育委員会 令和7年3月)

<協力者（福岡県不登校児童生徒支援会議委員）>

所 属・職 名	氏 名
福岡県弁護士会・弁護士	池田 耕一郎
福岡県スクールソーシャルワーカー協会・会長	奥村 賢一
西南学院大学・教授	浦田 英範
福岡県立大学・准教授	原田 直樹

<編集者>

所 属・職 名	氏 名
福岡県教育庁教育振興部義務教育課・課長	矢野 勝也
福岡県教育庁教育振興部義務教育課・主幹指導主事	佐藤 円
福岡県教育庁教育振興部義務教育課・参事兼課長補佐	佐野 健
福岡県教育庁教育振興部義務教育課教育相談室・主任指導主事	河島 健治
福岡県教育庁教育振興部義務教育課教育相談室・指導主事	福井 慎也
福岡県教育庁教育振興部義務教育課教育相談室・指導主事	上田 暁
福岡県教育庁教育振興部義務教育課教育相談室・指導主事	佐藤 浩輔
福岡県教育庁教育振興部義務教育課教育相談室・指導主事	大里 恭太郎
福岡県教育センター教育経営部教育相談班・主任指導主事	坂井 麻紀
福岡県教育庁福岡教育事務所・指導主事	井手 司
福岡県教育庁福岡教育事務所・指導主事	中野 大介
福岡県教育庁北九州教育事務所・指導主事	柿本 達郎
福岡県教育庁北筑後教育事務所・指導主事	二又 清成
福岡県教育庁南筑後教育事務所・指導主事	立石 哲平
福岡県教育庁筑豊教育事務所・指導主事	泉 啓司
福岡県教育庁京築教育事務所・指導主事	古森 亮太



ふくおか教育月間イメージキャラクター「ミライル」
これからの社会をはばたく子どもたちの「翼」をイメージした妖精です

福岡県不登校児童生徒支援グランドデザイン（第2版）

令和8年2月 福岡県教育委員会

〒812-8575

福岡市博多区東公園7番7号

義務教育課 (092) 643-3911

福岡県不登校児童生徒支援グランドデザイン（第2版）

～多様で適切な教育機会の確保による社会的な自立を目指して～

別冊事例集・資料集

（案）

令和8年2月

福岡県教育委員会

○本事例集・資料集の目的

本事例集は、福岡県教育委員会が実施する不登校支援事業の委託を受けた市町村教育委員会及び各学校による、多様な支援の実践記録をまとめたものです。また、文部科学省や本県教育委員会及び関係機関等が作成した不登校支援に関する主なリーフレット等の資料も掲載しています。

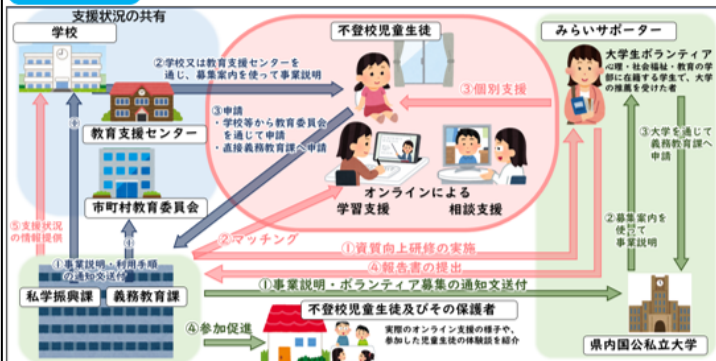
児童生徒一人一人の状況に応じた組織的な対応や、ICTを活用した学習支援、関係機関との連携など、創意工夫に満ちた取組を幅広く収録しています。各自治体や学校における今後の不登校支援の充実に向けた実効性の高い参照資料として御活用ください。なお、事例集は今後も随時更新する予定です。

○本事例集の見方

取組が主に重層的支援構造のどこに当たるか示しています。

事例サ

ICTを活用した個別支援の充実

事業名	福岡県教育委員会義務教育課 ICT活用型不登校児童生徒支援事業（みらいサポーター事業）
事業目的	十分な個別支援を受けられていない不登校児童生徒に対し、心理、社会福祉、教育等を学んでいる大学生ボランティア（以下「みらいサポーター」という。）を活用したオンラインによる学習支援や教育相談等を継続することで、 将来の社会的な自立 に向けた活動を促す。
事業の根拠 ○「不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）」令和元年10月25日	
1 不登校児童生徒への支援に対する基本的な考え方 (1) 支援の視点 不登校児童生徒への支援は、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、 社会的に自立することを目指す必要がある こと。（後略）	
事業の概要図	
	
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○心理・社会福祉・教育等を学んでいるみらいサポーター（40名程度）が公立・私立の小・中・義務教育学校に在籍する不登校児童生徒に学習支援や教育相談を行う。 ○月曜日～金曜日（9：00～17：00）のうち1回1時間を原則としてオンラインで行う。 ○みらいサポーターに対し、年3回心理や福祉の専門家による研修を実施する。 ○みらいサポーター事業PR動画、チラシを作成し、对本事業を周知することで不登校児童生徒の参加を促進する。 ○実績 R4のべ82人、R5のべ297人、R6のべ316人、R7のべ（2月末）
今後の展望	<ul style="list-style-type: none"> ○学校に行きづらさを感じる時期（4月、9月、1月）に、市町教育委員会から学校に対して本事業を意図的、継続的に周知し続けることで、本事業を知らない不登校児童生徒を限りなくゼロにする。 ○支援の質を高めるために、技能向上を目的とした研修を継続して実施する。

取組の特徴を端的に示しています。

取組を行っている地域や学校等を示しています。事例の概要や目的をまとめています。

取組の具体的な内容を示しています。義務教育課、各教育事務所が市町村教育委員会へ取材や資料提供をお願いします、それを基に作成しています。

なお今後、事業内容や取組が変更される場合もあります。

事業や取組の成果や課題、今後の展望について示しています。

< 目 次 >

I	事例集 福岡県内の市町村教育委員会や学校における具体的な取組事例について	
1	<u>不登校対策につながる支援（発達支持的生徒指導）</u>	P1
①	福岡県重点課題研究・指定委嘱事業 ・事例ア 発達支持的生徒指導の考え方を基にした生徒との関わり、授業づくりの推進 【春日市立春日南中学校】 ・事例イ 安全・安心に学べる学校づくり【川崎町教育委員会】	
2	<u>不登校対策としての支援（課題予防的生徒指導）</u>	P3
④⑤	早期アプローチを重視した不登校対策校内支援充実事業 ・事例ウ 全職員による児童の居場所づくり【八女市立上妻小学校】 ・事例エ 2つの会議と2つのサポートルーム【糸田町系田小学校】 ・事例オ 多様な人とつながるほっとルーム【小郡市立東野小学校】 ・事例カ 担当者を中心とした組織的支援（学習支援・教育相談・校内連携）の実際 【直方市立直方東小学校】	
⑨	児童生徒を取り巻く生活環境改善事業 ・事例キ SSWとの連携によるデータを基にした教師の主観によらないスクリーニング 【須恵町立須恵中学校】 ・事例ク フェイスシートを活用した組織的・継続的な支援【大牟田市教育委員会】	P7
3	<u>不登校児童生徒への支援（困難課題対応的生徒指導）</u>	
⑩④⑤	不登校児童生徒支援機能強化事業 ・事例ケ 教育支援センターネットワーク【筑前町教育支援センター】 ・事例コ 不登校対応に係るセンター的機能【豊前市教育支援センター】	P9
⑫	ICT活用型不登校児童生徒支援事業（みらいサポーター事業） ・事例サ ICTを活用した個別支援の充実【義務教育課】	P11
⑪④	不登校児童生徒等の早期発見・早期支援事業 ・事例シ 不登校児童生徒の早期発見・早期支援事業【小竹町教育委員会】	P12
II	資料集 福岡県等における取組のリーフレット等について	P13
②	生徒指導リーフ「絆づくり」と「居場所づくり」Leaf.2 (文部科学省国立教育政策研究所 生徒指導・進路指導研究センター)	
②	いじめの未然防止・早期発見・早期対応の手引（福岡県教育委員会）	
③	福岡アクション3、保護者のアクション3（福岡県教育委員会）	
⑥	不登校予防診断チェックリストの活用（FF調査）（福岡県教育委員会）	
⑦	不登校の未然防止、早期対応の5つの視点（福岡県教育委員会）	
⑧	主な相談窓口一覧（福岡県教育委員会）	
⑨	学校の教育相談体制の充実を図る専門スタッフの効果的な連携・協働Q&A（福岡県教育委員会）	
⑪	令和6年年度不登校児童生徒支援強化事業（機能強化モデル事業）（福岡県教育委員会）	
⑬	サポートスポット（社会教育課事業）（福岡県教育委員会）	
⑭	福岡県不登校児童生徒支援リーフレット（福岡県教育委員会）	
III	民間施設等の「出席扱い」及び成績評価について	P15

事例集

I 福岡県内の市町村教育委員会や学校における具体的な取組事例について

1 不登校対策につながる支援（発達支持的生徒指導） P1

① 福岡県重点課題研究・指定委嘱事業

・事例ア 発達支持的生徒指導の考え方を基にした生徒との関わり、授業づくりの推進

【春日市立春日南中学校】

・事例イ 安全・安心に学べる学校づくり【川崎町教育委員会】

2 不登校対策としての支援（課題予防的生徒指導） P3

④⑤ 早期アプローチを重視した不登校対策校内支援充実事業

・事例ウ 全職員による児童の居場所づくり【八女市立上妻小学校】

・事例エ 2つの会議と2つのサポートルーム【糸田町糸田小学校】

・事例オ 多様な人とつながるほっとルーム【小郡市立東野小学校】

・事例カ 担当者を中心とした組織的支援（学習支援・教育相談・校内連携）の実際

【直方市立直方東小学校】

⑨ 児童生徒を取り巻く生活環境改善事業 P7

・事例キ SSWとの連携によるデータを基にした教師の主観によらないスクリーニング

【須恵町立須恵中学校】

・事例ク フェイスシートを活用した組織的・継続的な支援【大牟田市教育委員会】

3 不登校児童生徒への支援（困難課題対応的生徒指導）

⑩④⑤ 不登校児童生徒支援機能強化事業 P9

・事例ケ 教育支援センターネットワーク【筑前町教育支援センター】

・事例コ 不登校対応に係るセンター的機能【豊前市教育支援センター】

⑫ ICT活用型不登校児童生徒支援事業（みらいサポーター事業） P11

・事例サ ICTを活用した個別支援の充実【義務教育課】

⑪④ 不登校児童生徒等の早期発見・早期支援事業 P12

・事例シ 不登校児童生徒の早期発見・早期支援事業【小竹町教育委員会】

※目次の○の数字は、本編7ページ以降の「Ⅲ 不登校児童生徒への支援について、3 不登校対策につながる支援」の取組の○番号とリンクしています。

発達支持的生徒指導の考え方を基にした 生徒との関わり、授業づくりの推進

発達支持的生徒指導

事例ア

R7 取材

地域等 春日市立春日南中学校

事例概要

- 令和5・6・7年度 福岡県重点課題研究指定「生徒指導提要の内容を踏まえた教育活動」を受けて研究を推進している。
- 研究主題を「生徒が自己指導能力を獲得する学校づくり」として設定している。
- 研究主題実現の基盤として、「**発達支持的生徒指導を意識した教師の姿勢・態度**」と「**自己決定の場の充実、共感的な人間関係の向上を目指す授業づくり（ステーション授業、セルフ学習）**」に取り組んでいる。

文部科学省『生徒指導提要』令和4年12月（第1.0.1版）p.20から抜粋

1.2.2 発達支持的生徒指導

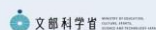
発達支持的生徒指導は、特定の課題を意識することなく、全ての児童生徒を対象に、学校の教育目標の実現に向けて、教育課程内外の全ての教育活動において進められる生徒指導の基盤となるものです。

発達支持的生徒指導では、日々の教職員の児童生徒への挨拶、声かけ、励まし、賞賛、対話、及び、授業や行事等を通じた個と集団への働きかけが大切になります。

生徒指導提要

令和4年12月

文部科学省



自己決定の場の充実、共感的な人間関係の向上を目指す授業づくり

(1) ステーション授業

人間関係形成に大切とされるスキルや態度を教師と生徒で共有した上で、日々の学校生活や教科等の学習の中で、教師が意図的に対話的な活動を位置付けることである。

- ① みんなが順番に話す
- ② 相手の話を最後まで聞く
- ③ 相づちを打ちながら聞く
- ④ 相手の話をわかろうとする
- ⑤ 時間いっぱい話す
- ⑥ 相手を傷つけない言い方をする

【生徒と共有している6つのスキル】



【6つのスキルを使いながら交流する様子】

ステーション授業を基盤として、セルフ学習を位置付ける。

発達支持的生徒指導を意識した教師の姿勢・態度

<職員で共有していること（一部）>

- 生徒に自信をもたせる姿勢態度
- 信頼を創る姿勢態度
- 生徒を励ますための姿勢態度
- 何よりも大切にする2つのこと
 - ・人権は平等である。しかし、個性は違う。生徒の個性を伸ばす姿勢をもつ教師に。
 - ・「ありがとう・ごめん・よかったね」が心から言える教師になろう。

(2) セルフ学習

「セルフ学習」とは、生徒が学習課題を設定したり、課題解決や表現の方法を選択、決定したりするなど、生徒が学習をデザインする学習のことである。



【生徒が教師に相談しながら学習を進め、探究していく】

今後の展望

- 令和5年度はステーション授業、令和6年度はセルフ学習の浸透を目指してきた。また、地域の協力の下、総合的な学習の時間（なんちゅう未来学）を充実しようと取り組み、令和7年度以降は、これらの学習スタイルを教科にとどまらず総合的な学習の時間や生徒会活動にも広げている。
- 発達支持的生徒指導の考え方を基に、生徒との関わりを進めたことで、教師の意識が変わってきている。発達支持的生徒指導チェックリストを作成し、実施状況を確認するとともに、好事例を共有する取組を行うことで推進を図っていく。

安全・安心に学べる学校づくり

事例イ

地域等

川崎町教育委員会（全ての小・中学校が対象）

R7 取材

事例概要

- 令和5・6・7年度 福岡県重点課題研究の指定・委嘱地域として「生徒指導提要（改訂版）の内容を踏まえた教育活動」をテーマに研究を推進した。
- 不登校を生まない学校づくりとして「居場所づくり絆づくり」をキーワードに、児童生徒が社会的自立を目指し安全・安心に学べる学校づくりに取り組んだ。

【視点1】安全・安心な風土の醸成（居場所づくりと絆づくり）について

【主な取組】

福岡アクション3を参考に「川崎アクション3.0」を作成し、**全ての小・中学校で取り組んだ。**

【取り組みの成果】

すべての小・中学校で実施されている生徒指導委員会や川崎中学校の**コア会議（※1）**を通じて、児童生徒に係る教職員の「共通理解」と「一貫した支援体制」が強まり、児童生徒に安心感を与えた。

※1：組織的な教育活動を推進するために、**各委員会を統括するために設置された会議**（管理職・教務主任・各委員会担当者が参加）



【川崎アクション3.0】

【視点2】ICTやFF調査等を活用した個々の状況把握とその状況に応じた支援について

【主な取組】

児童生徒情報シートを作成し、**学校・行政・関係機関で情報共有**を行った。

【取り組みの成果】

教職員・関係機関の共通理解のもと「未然防止・早期発見・適切対応」の一貫した支援体制が整いつつある。

【視点3】「発達支持的生徒指導」を推進する生徒指導体制の構築について

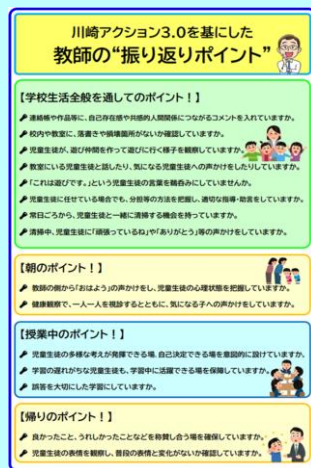
【主な取組】

児童生徒同士の自発的・主体的な発達を教師が支援するために、**「教師の振り返りポイント」**を作成し、多面的な視点に立った教師の姿勢や態度の在り方について整理した。また、**児童生徒が主体的に企画・運営・参加**できるような教育活動を工夫した。

【取り組みの成果】

「教師の振り返りポイント」を基にした教師用アンケートの結果を生徒指導委員会等において分析することで、**教師の姿勢や態度の在り方を整理**することができ、児童生徒理解に基づいた自発的・主体的な発達を組織的に支援することができた。

更に、これまでの「させる・指導する」から**「支える・伴走する」への意識転換が教職員間で進み**、児童生徒の自己肯定感を高める指導へと発展させることができた。



【教師の振り返りポイント】

今後の展望

- 児童生徒の「心の声」を日常的に拾い上げる仕組みを整え、教職員の対応にばらつきをなくし、児童生徒の安心感をさらに高めていく。
- 各調査等から得られる客観的情報と、日常の観察や関係性から得られる主観的情報を関連付けた支援の充実をさらに追求していく。
- 発達支持的生徒指導の理念を、具体的な授業・行事・日常指導に落とし込む取組をさらに推進していく。

◆ 本研究の紀要や関係資料等は川崎町のホームページに公開しております。

※本事例における「児童」とは、「不登校兆候（不登校含む）児童」を指す。

R7 取材

地域等	八女市立上妻小学校
事例概要	<ul style="list-style-type: none"> ○児童が自分のペースで学習したり、教育相談を受けたりすることができる居場所を校内に複数設け、児童の状況に応じた対応をしている。 ○日頃から児童の情報を週1回の連絡会等において全職員で共有し、不登校兆候段階から早期支援を行っている。 ○不登校対策委員会で有効な支援方法を協議し、不登校児童支援員を中心に、児童への組織的な支援を行っている。

概要図



こんな成果があった！

- 児童自身が学校滞在時間などの個人目標を設定(自己決定)できるようになった。
- 自己決定した目標を共有したことで、児童の目標達成に向けた励ましや努力への賞賛などの声掛けを全職員で積極的に行うことができるようになった。
- 不登校児童支援員の関わりにより学習に前向きに取り組む姿や友達と遊ぶ姿などが見られるようになった。
- 不登校児童の平均欠席日数が30日減少した。

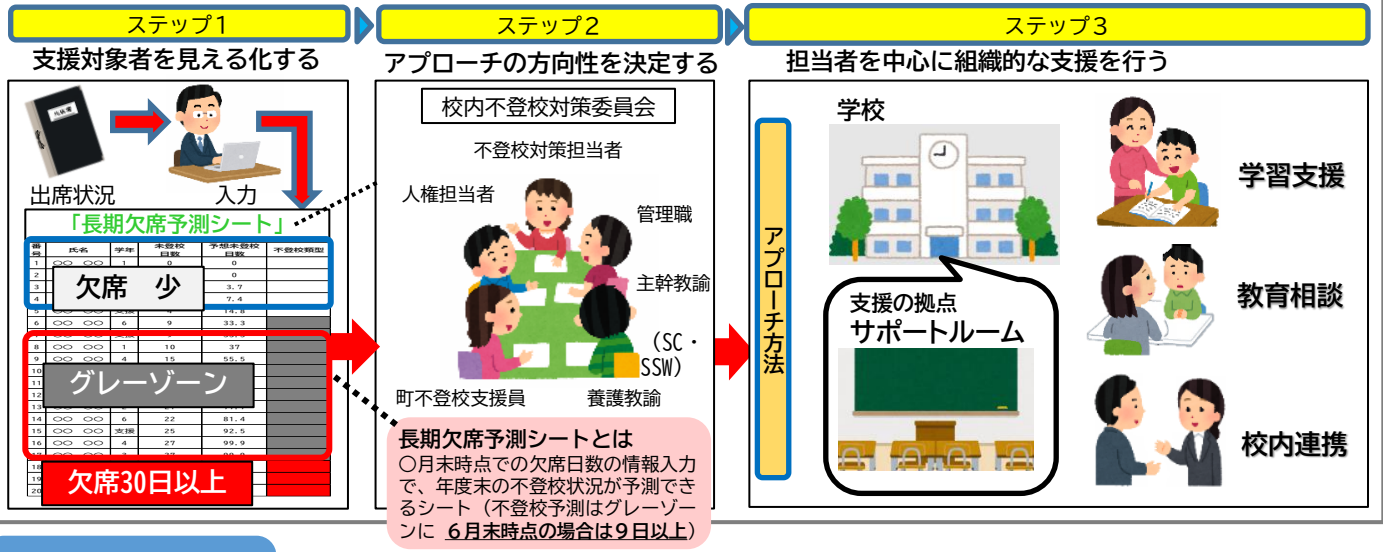
	不登校児童数	平均欠席日数 (不登校児童)
R6.10月末	11名	69日
R7.10月末	11名	39日

今後の展望

児童の状況に応じて、短期的な個人目標（自己決定）から、キャリアを意識した中・長期的な個人目標（自己決定）へと設定できるよう、支援を行っていく必要がある。

地域等	糸田町立糸田小学校
事例概要	<ul style="list-style-type: none"> ○長期欠席予測シートを活用して不登校兆候にある児童への早期アプローチ方法を検討する。 ○不登校児童支援員も活用することで、児童一人一人にあった学習支援や教育相談等のきめ細やかな対応を組織的に実施し、不登校対策の充実を図る。

事例の概要図



取組のポイント

Point 1 学校と町教育委員会とが連携した2つの会議
(グレーゾーン〈不登校兆候〉会議と不登校対策会議)

Point 2 2つのサポートルーム
(ステップルーム・ほっとルーム)

学校に通いたくなるように



30日以上長期欠席を生まないための会議



支援につながっていない長期欠席の児童の支援策を検討する会議



一人一人に支援が届くように

児童の実態に応じて

「ステップルーム」運営：学校担当者
主な目的は「居場所づくり」

学校や学級への…
・入りづらさを感じている児童
・怖さを感じている児童が学校と関係が切れないように支援！

児童がステップルーム担当者や担任の先生と話し合って1日のスケジュールを決めたり、学習を行ったりする。

「ほっとルーム」運営：非常勤支援員
主な目的は「学習の支援」

勉強がわからないから…
・休みがちな児童
・欠席が増える可能性がある児童の学習支援を中心とした支援！

学力不振や低学力が要因で、今後、欠席が増える可能性がある児童の支援を行う。

今後の展望

- 「ステップルーム」と「ほっとルーム」を利用する児童が増えたときの対応をどうするか…
→優先順位をつけたり、調整をしたりする必要がある。
- 教室復帰のタイミングをどのように考えるか…
→結果を急ぎ、学校側だけで判断してしまうのではなく、子どもの気持ちを優先して判断していく必要があることを不登校対策委員会や各種委員会を通じ30+ 全教職員及び関係者で確認していく。

地域等	小郡市立東野小学校
事例概要	<ul style="list-style-type: none"> ○地域や保護者とつながりのある元教職員を支援員として2名配置 ○行き渋りのある不登校兆候や不登校児童へのアウトリーチ(朝の訪問等)におけるきめ細かな支援 ○多様な児童の居場所となる校内教育支援センター「ほっとルーム」 ○児童及び保護者の心の安定のための相談支援

◇校内教育支援センター「ほっとルーム」

- ・午前中に開設
- ・支援員2名のうち1名が常駐
- ・支援センターでの過ごし方は、様々な選択肢を与えながら自己決定



※代表委員会から全校児童へ名前募集の提案がなされ、「ほっとルーム」と名付けられました。

◇多様な児童との関わり

- ・朝の登校を出迎え、登校できなければ職員とともに家庭訪問による声かけ等を行う。



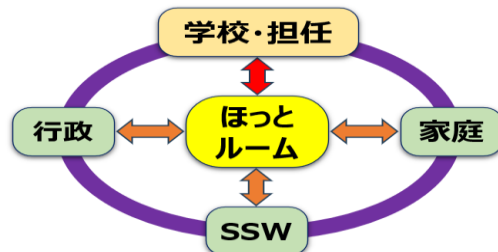
- ・センター利用児童が不在の場合は、いつでも誰でも利用できる。

◇学校との連携

- 校内いじめ不登校支援会議に参加
- ・センター利用児童の情報共有やその他の児童の情報収集を行う。
- ・長期欠席予測シートを基に絞り込んだ児童について協議し、「ほっとルーム」を本人と保護者に紹介する。
- 情報共有シートの活用
- ・シートで午後から引き継ぎや担任等と情報共有を行う。

◇保護者の相談支援

- ・毎朝の家庭訪問の際、保護者への声かけを積極的に行い、保護者との信頼関係を築くきっかけをつくる。
- ・児童だけでなく保護者等についても相談できる体制をつくる。
- ・気になる保護者については、SSWや行政と連携しながら家庭へのアプローチを行う。



多様なつながりの要に！

休み時間になると多くの児童がセンターを訪れ、支援員と話をしたり、遊んだりしながら過ごす様子が見られる。
不登校ではなくても様々な課題を抱えている場合があり、多様な児童の心の居場所となっている。

今後の展望

- 多様な児童の居場所となっているため、利用児童が安心して過ごすための物的環境を整えるとともに、児童のニーズに対応できるように学校や行政とさらなる連携を図っていく。
- 家庭の安定が児童の心の安定につながっているため、支援員から福祉部局につなぐことも検討していく。

地域等 直方市立直方東小学校

R7 取材

- 事例概要
- 校内教育支援センターを設置し、不登校児童支援員を配置した。不登校児童一人一人にあつたきめ細かな対応を実施している。
 - 不登校対策委員会では、校内教育支援センター在籍児童・保護者への支援方法を提案している。

①学習定着度に応じたきめ細かな学習支援

- 出席の状況や学習定着度に応じて、個に合わせた学習内容を提供。
- 週ごとに在籍学級の時間割（学習内容）を作成して学習支援。
- 在籍学級のオンライン授業と、教育支援センターの学習を併用。
- 運動会の事前練習や家庭科調理実習の事前練習の実施。



②児童への教育相談

- 1 日常の児童のつぶやきをキャッチ。
- ↓
- 2 気になる児童については、管理職や担任と支援策を相談。
- ↓
- 3 担任が教育相談するか、支援員が相談にのるか決定。
- ↓
- 4 相談実施。
- ↓
- 5 職員で情報共有・支援策協議。



③家庭連絡等による不登校児童の支援

- 保護者に会った際、児童の日常の頑張りを報告。
- 児童が在籍学級の授業を下校予定時間より長く受けたい場合、保護者に連絡し、迎えの時間を調整。
- 担任が保護者に電話連絡する際、事前に担任に児童の日常の頑張りを報告。今後の支援策等について相談。



④教職員との連携

- 不登校対策委員会を開催
 - ・不登校・不登校兆候児童の情報提供。
 - ・在籍児童・保護者の支援策提案・協議。
 - ・支援内容の共通理解・共通実践。
- 校内教育支援センター日誌作成
 - ・在籍児童一人一人の一日の様子記録。
 - ・支援員の児童への関わりについて記録。
 - ・管理職や担任に情報提供。
- ↓
- 日誌をとおした支援のあり方を確認。

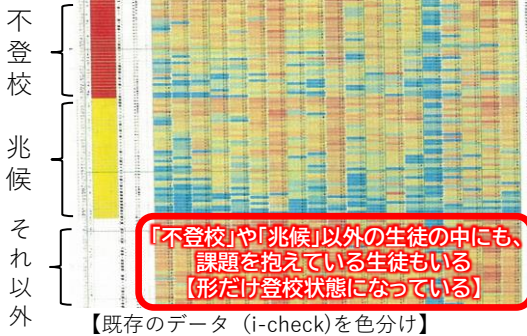


- 今後の展望
- 年度末予測未登校日数10～29日の児童や不登校児童を校内教育支援センターにつなげ、個に応じた支援を図る。
 - 在籍児童の実態に応じて、居場所の確保や学習支援、在籍学級への復帰支援を段階的に実施する。

地域等	須恵町立須恵中学校
事例概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県事業「児童生徒を取り巻く生活環境改善事業」を受け、SSWやSSWSVと連携し、学校の生徒指導及び教育相談体制を強化し、生徒を取り巻く生活環境の改善を図る。新規不登校者数を減らすことを目標としている。 ○ 学校の既存のデータ (i-checkと出欠状況) を活用し、生徒の実態をSSWと連携して分析し、学校の課題について整理する。 ○ 分析したデータを基に、課題解決に向けたプロジェクトチーム (コアチーム) を編成し、生徒の様子を捉える学校にあったスクリーニングシートを開発する。 ○ 担任がスクリーニングシートに回答し、生徒の実態を捉え、個々の支援の優先順位を整理し、早期対応で新規不登校を減らす。

i-checkの質問項目

分析



【既存のデータ (i-check) を色分け】

ステップ1 … 既存のデータをSSWと共に分析

- 年間で2回実施しているi-checkを活用 (i-checkは町の事業)
 - ・ 不登校生徒、不登校兆候生徒、それ以外の生徒に分け、既存の情報から大枠を捉える。
 - ・ どの項目で登校層と不登校層で明らかな違いがあるか 平均値・中央値・最頻値を基に分析する。
 - ・ 学校の不登校の傾向が顕著な項目をピックアップする。

「i-check」とは、「自己認識」「社会性」「学級環境」「生活・学習習慣」の4つの大きいカテゴリーで構成され、総合的に学校・学級・個人の状況を把握することができる

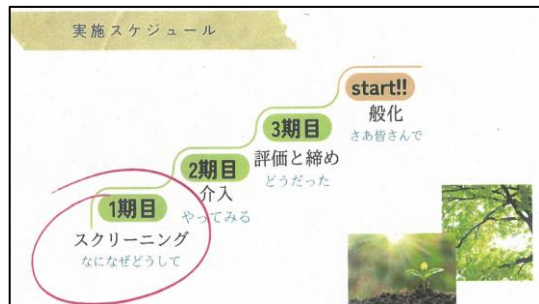


【コアチームを編成し、事業の推進を図る】

ステップ2 … コアチームによるスクリーニングの方向性の検討

- コアチームの編成：事業推進及びSSWとの連携の充実のため
 - ・ SSW、管理職、生徒指導主事、特別支援教育Co、各学年生徒支援担当
- コア会議 (SIOLIプロジェクト)
 - ・ 週1回実施
 - ・ 既存のデータ分析とコアメンバーから、学校の現状の聞き取りを基に相関性を見取り、独自のチェックリストを作成
 - ・ 事業の円滑な推進を図るための職員全体への周知の仕方について検討

S：須恵
I：インクルーシブ
O：オブ
L：ライフ
I：インプルーブ
※コア会議で決定



【今後の事業スケジュール】

ステップ3 … 須恵中独自のスクリーニングシートの周知と実施

- SSWも参加して年度末に研修会を実施
 - ・ データ分析から分かる生徒の実態の共有
 - ・ 課題解決に向けた今後の取組の協議
- スクリーニングシートのサンプルの実施
 - ・ 担任へのワークショップ
 - ・ 使い方や基準の説明と共有

令和7年度現在
進行中の
プロジェクトで
あるため
今後、継続的に
取組を行う

今後の展望	<ul style="list-style-type: none"> ○ コア会議の時間確保のために引き続き時間割等の工夫を行うとともに、コア会議で協議した内容の職員への周知、スクリーニングによって明らかになった課題の解決に向けた継続的な協議が必要となる。 ○ 令和6年度は、既存のデータ (i-checkと出欠状況) を活用して、コアチームを中心にスクリーニングシートを開発してきた。令和7年度以降は、スクリーニングシートを活用し、課題解決に向けた具体的な取組を実施していく。
-------	---

フェイスシート (FS) を活用した 組織的・継続的な支援

R7 取材

地域等

大牟田市教育委員会

事例概要

- FSは、大牟田市のSSW等によって作成され、「気になる子」に対し チームで関わったり、支援方法について考えたりするためのツールである。
- FSは、「気になる子」が抱える背景を教育の視点と福祉の視点から整理することができる。
- FSを活用しながら生徒指導委員会等で支援方法を共有することで、組織的・継続的に支援を行うことができる。

フェイスシートの活用フロー

⑦ 支援の再実施

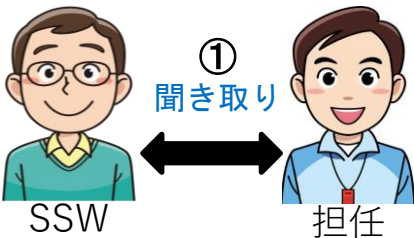
④ 見立ての共有・支援方法の検討

③ アセスメント、情報整理

⑤ 情報の共有

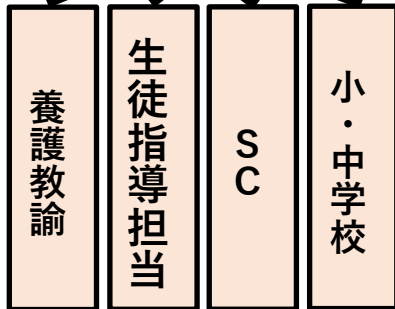
⑥ 支援内容の再検討

① 聞き取り



いずれか又は両者で

② 聞き取り



フェイスシート ※該当する項目に○をつける。カッコ内には状況を記載する。

氏名: _____ 学年とクラス: _____ 担任: _____ 記入日: _____ 記入者: _____

気になる児童・生徒の様子(学校が課題と捉えていること)

不登校傾向・不登校、いじめ・非行・児童虐待・貧困・家庭環境・心身の健康状況・発達障害・その他 ()

本人のこと

□登校状況 良好・休みがち、遅刻が多い、不登校 ()
 □家族状況 良好・休みがち、遅刻が多い、不登校 ()
 □授業中の様子 できている: ○ 気になる: △ 発表する、姿勢を保持できる、私語が多い、手遊びをする ()
 □学習理解: 全体で理解、個別で理解、その他 ()
 □提出物(宿題など) 出る、出ない、その他 ()
 □行動面(服装など) 不注意・多動性・衝動性、対人関係・威嚇 ()
 □生活面 気になる、気にならない ()
 □給食の様子 よく食べる、あまり食べない、偏食 ()
 □休日の過ごし方 ひとりで過ごす、家族と過ごす、友人と過ごす ()
 □心のエネルギー _____

家のこと

□家族の構成(同じ世帯には○、別世帯には△)
 母()・父()・祖父()・祖母()
 兄()・姉()・妹()
 □家族の役割: 母・父・兄・姉・祖母・祖父・その他 ()
 □経済的なサポート あり・なし・あり: 生活保護・児童手当・その他 ()
 □本人と保護者の関係 良好・過干渉・依存的、愛配的、その他 ()
 □本人と保護者以外の家族との関係(ほめ言葉、良好・過干渉・依存的、愛配的、その他 ()
 □虐待の疑い 身体・性・心理・ネグレクト ()
 □保護者が現状をどのように捉えているか ()
 □保護者の意向 ()

本人の思い・考え

【本人が今の状況をどのように捉えているか・どんな変化を期待しているか】

本人のストレス 【本人の好きなこと・得意なこと・自信をもって取り組めること】

学校・地域・関係機関のこと

□学校で本人と関係のある教職員 担任・学年の先生・支援員・養護教諭・補導・生徒指導 ()
 □学校行事への参加 本人 参加・不参加、その他 ()
 □学校と保護者の関係性 良好・希薄・対立、その他 ()
 □友達との関係性 良好 普通 希薄 暴力的 その他 ()
 □学校が現在行っている取り組み ()
 □学校が本人の強みと考えているところ ()
 □学校・地域での所属 部活 ()、クラスのグループ・生徒会・委員会 ()、その他 ()
 □関わりのある関係機関等 児童家庭相談室・子ども支援ネットワーク・障害福祉課 ()
 □保護者 参加・不参加、その他 ()
 □児童発達センター ()
 □相談支援事業所 ()
 □児童虐待対応サービス ()
 □児童相談所 ()
 □児童保護 児童委員・主任児童委員、その他 ()
 □本人・家庭と地域の関わり あり・なし ()
 □地域が本人、家庭をどのように捉えているか ()

FS (SSWと学年で確認)

生徒指導委員会

こんな成果があった!

- FSに記載する「本人の思い・考え」を大切にして、支援者間で共通理解を 図ったり、アセスメントをしたりすることができた。
- 「気になる子」が抱える背景を教育の視点と福祉の視点から整理したことで、家庭での子どもの生活リズムを安定させ、不登校の解消に役立てることができた。
- 生徒指導委員会等で支援方法等の情報を共有することで、全職員の共通理解のもと組織的・継続的な支援ができた。

今後の展望

小中の引継ぎにも効果を期待できることから、活用場面や管理方法を検討していく必要がある。

教育支援センターネットワーク (Special Support Network)

R7 取材

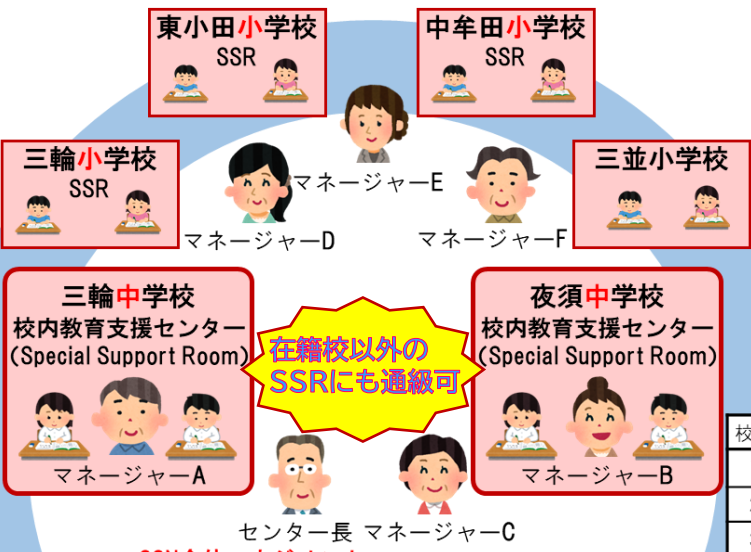
地域等	筑前町教育支援センター
事例概要	<ul style="list-style-type: none"> ○教室に入れない子供の学びの保障と居場所づくり <ul style="list-style-type: none"> ・筑前町教育支援センター「彩」 ・校内教育支援センター(SSR) ○新たな不登校を生まない取組



教室に入れない子供の学びの保障と居場所づくり

マネージャーの役割

- I 支援のマネジメント**
 - ・計画、支援、記録
 - ・担任等との連携
 - ・保護者との面談
- II 児童生徒の状況把握**
 - ・校内不登校対策委員会への参画
- III 「彩」の総合的拠点機能の構築**
 - ・町推進チーム会議への参加



教職員の役割

- 教員の授業時数に応じて教科の指導
- 出席はTeamsで確認（児童生徒がQRコードで入力）
- 学習プリント等の確実な配布（担任・教科担任→本人、マネージャー）
- 学級担任と入室生徒とのコミュニケーション
- 生徒の状況を考慮した所属学級への復帰支援

入級の手順

- 1 協議**
担任が本人、保護者の意向を確認した上で、校内いじめ不登校対策委員会で協議
- 2 申込**
学習の方法や生活のルール等を確認後、保護者が申込書に必要内容を記入し、校長に提出
- 3 通知**
校長が担任を通じて保護者に入室許可を通知
- 4 指導計画作成**
個別の指導計画、時間割を作成

時間割例

校時	Aさん	Bさん
1	国語【遠隔】	総合【学級】
2	数学【AIドリル】	社会【遠隔】
3	美術【美術科教員の直接指導】	

SSN全体マネジメント

教育支援センター推進チーム

町教育支援センター長・マネージャー（指導主事）
校内教育支援センターマネージャー（指導主事）
教育課長、指導主事、SSW、OT、支援ボランティア

- 支援状況の確認や具体的な支援策について協議
- 協議結果に基づくよりよい支援の充実

学習の内容と方法

- 各自の状況に応じて学級担任・マネージャーと相談し、時間割を作成
- 学習の形態は、①教科担当の授業②AIドリル③遠隔授業④各教室で学習に参加
- ICTの有効活用（遠隔、動画視聴、AIドリル等）
- 校内の時刻に合わせて学習

筑前町教育支援センター「彩」

I 子供の学びと居場所のマネジメント



子供と共に1日の時間割を立て、学習や活動を支援する。

II 新たな不登校を生まない取組

姓 名	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31		
A	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
B	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
C	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
D	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
E	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
F	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
G	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
H	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

欠席が増えている子供を早期発見し、校内不登校対策委員会で支援について協議する。

III 「彩」を拠点とした運営ネットワーク

- 月1回 推進チーム会議**
 - ・共有…利用状況、不登校状況
 - ・協議…課題解決の方途
- 週1回 マネージャーミーティング**
 - ・確認…学習や生活の様子
 - ・支援の妥当性

教育支援センター長が全体をマネジメントし、運営方針の共有や運営上の課題解決を行う。

今後の展望

- 不登校児童生徒が教育支援センターを居場所とし、自分のペースで通級することができている。子供への関わり方や教職員、保護者との連携等、より一層マネージャーのマネジメント力を図っていく。
- 教育支援センターの機能充実と並行して、子供が学校や学級で安心して過ごせる心理的安定の確保と全ての子供が「わかった」「できた」を実感できる授業改善を推進していく。

不登校対応に係るセンター的機能

R7 取材

地域等	豊前市教育委員会・豊前市教育センター
事例概要	<ul style="list-style-type: none"> ○不登校児童生徒や保護者への教育相談、情報提供、学校以外の場で学ぶことを希望する児童生徒への支援を行い、学校復帰または社会的自立の基礎を培うことを目指している。 ○専門家チームによる連絡会議、保護者への心的支援、小・中学校への研修支援等を実施しており、学校以外で専門的な相談及び指導を受けていない児童生徒を可能な限りゼロに近づける取組を進めている。

事業の根拠

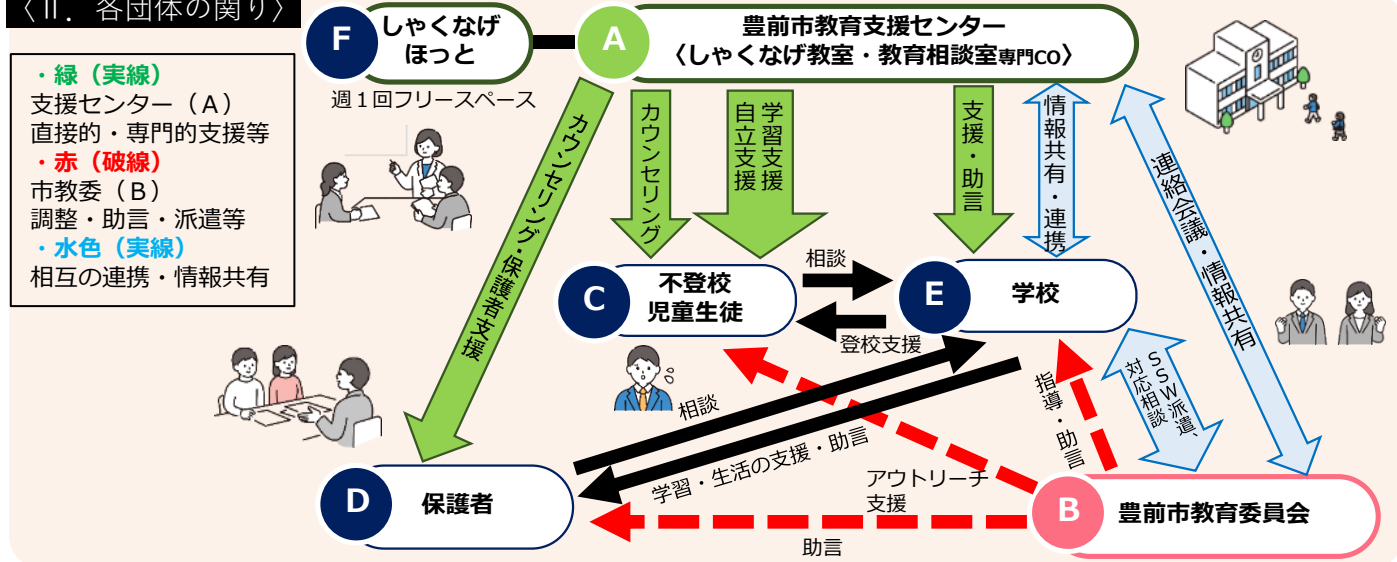
「不登校児童生徒への支援の充実について」(令和5年11月17日 文部科学省通知)

- ◎ 不登校の児童生徒や保護者への支援等について
 - ・関係機関と連携して在籍児童生徒の心身の健康状況・学習状況等を把握し、必要な支援を行うこと。
 - ・不登校児童生徒の保護者が悩みを抱えて孤立せず、適切な情報や支援を得られるよう、SCやSSWによる保護者への相談支援の実施に加え、学校設置者等における相談窓口の設置や保護者が必要とする情報を整理し提供すること。

〈Ⅰ. 各団体の取組〉

事業内容	1. 不登校対応に係るセンター的機能の充実 (不登校対応に係る役割等の整理) ①教育相談・情報提供(通常教育相談、子育てや学校復帰、社会的自立に対する助言等) ②学校以外の場で学ぶことを希望する児童生徒への支援(学習支援、体験学習の充実、学校復帰又は社会的自立の基礎を培う支援、不登校問題に係る相談等の学校支援) 【A 豊前市教育支援センター(しゃくなげ教室・教育相談室)の取組】 ③不登校児童生徒への総合的支援(実態把握及び不登校対応施策の実施、アウトリーチ支援等) 【B 豊前市教育委員会・SSWの取組】 ④小・中学校への研修支援(未然防止、早期対応・支援等に関する校内研修へ協力等) ⑤コーディネートによる学校支援(ケース会議を主催又は参画、他機関の紹介・接続等) ⑥広報・啓発(不登校施策、予防支援、教育支援センターの活動に関する情報発信等) 【A 豊前市教育支援センター・B 豊前市教育委員会の共通の取組】
	2. 豊前市不登校対応連絡会議の実施 (不登校対応に係る情報の共有と対応の重点化) ○毎月1回程度、教委・SSW・市CO・教育支援センターによる連絡会議の開催、情報の共有と連携した支援についての協議 3. 不登校対応に特化した保護者支援 ○教育相談室を併設した教育支援センターによる保護者への心的支援(個別・グループカウンセリング実施)

〈Ⅱ. 各団体の関り〉



今後の展望

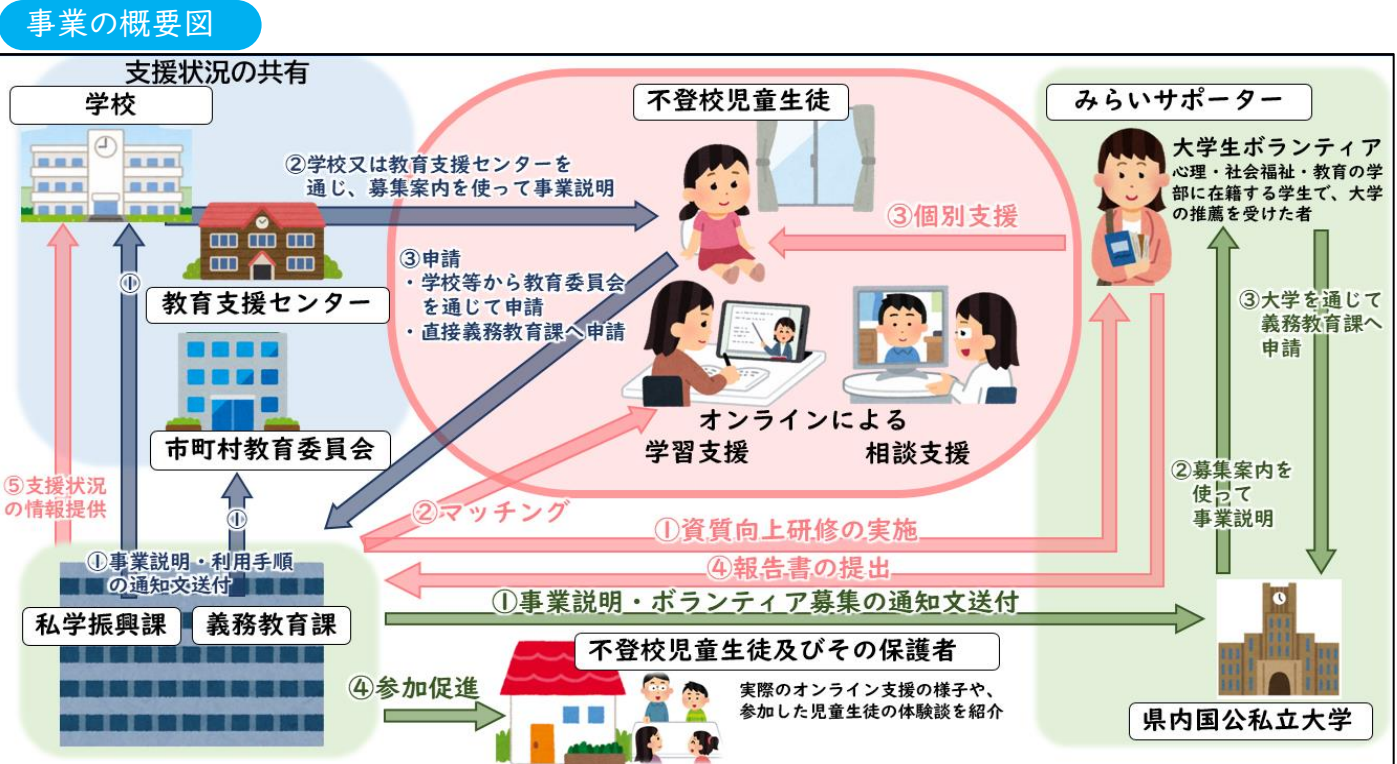
- 不登校児童生徒を養育する保護者と目標の共有及び保護者支援を充実する。(登校を含む個別チャレンジの推進、しゃくなげほっと(フリースペース)の取組)
- 通級生の「社会的自立」を支援する体験活動及び学習・一般的知識の指導充実を図る。

ICTを活用した個別支援の充実

事業名	福岡県教育庁義務教育課 ICT活用型不登校児童生徒支援事業（みらいサポーター事業）	R7取材
事業目的	十分な個別支援を受けられていない不登校児童生徒に対し、心理、社会福祉、教育等を学んでいる大学生ボランティア（以下「みらいサポーター」という。）を活用したオンラインによる学習支援や教育相談等を継続することで、 将来の社会的な自立 に向けた活動を促す。	

事業の根拠 「不登校児童生徒への在り方について」（令和元年10月25日 文部科学省通知）

I 不登校児童生徒への支援に対する基本的な考え方
 (1) 支援の視点
 不登校児童生徒への支援は、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、**社会的に自立することを目指す必要があること。**（後略）



事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○心理・社会福祉・教育等を学んでいるみらいサポーター（40名程度）が公立・私立の小・中・義務教育学校に在籍する不登校児童生徒に学習支援や教育相談を行う。 ○月曜日～金曜日(9:00～17:00)のうち1回1時間を原則としてオンラインで行う。 ○みらいサポーターに対し、年3回心理や福祉の専門家による研修を実施する。 ○みらいサポーター事業PR動画、チラシを作成し、本事業を周知することで不登校児童生徒の参加を促進する。 ○実績（延べ）R4：82人、R5：297人、R6：316人、R7：490人（2月末）
------	--

今後の展望	<ul style="list-style-type: none"> ○学校に行きづらさを感じる時期（4月、9月、1月）に、市町教育委員会から学校に対して本事業を意図的、継続的に周知し続けることで、本事業を知らない不登校児童生徒を限りなくゼロにする。 ○支援の質を高めるために、技能向上を目的とした研修を継続して実施する。
-------	---

地域等 小竹町教育委員会・教育支援センター

R7取材

事例概要

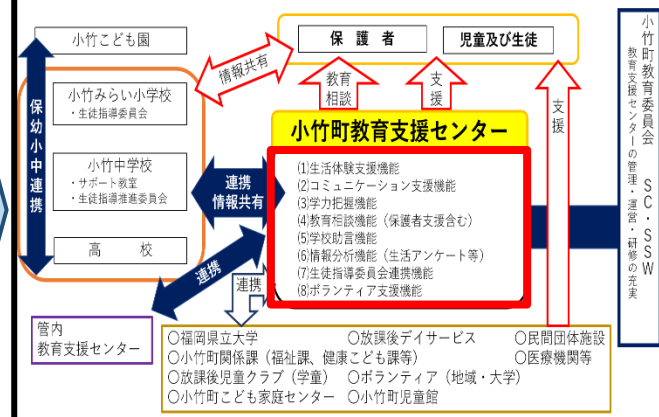
新規で小竹町教育支援センターを立ち上げた（R7年4月）。不登校支援アドバイザーとして福岡県立大学から助言を受けながら、小竹町教育支援センター設置規程及び内規を作成。また、教育支援センター構想図を作成し、教育支援センターの機能や取組内容を見える化。
 教職員対象の研修で、教育支援センターの機能を共有。連携強化。
 ※町内1小1中（R7年4月に3小学校が再編して1小学校に）。本教育支援センターは小学校内に設置。小竹町の中学校を卒業した高校生期のこどもも対象にしている。

小竹町教育委員会

- 教育支援センター設置検討会議（R6年10月～R7年1月）
 小竹町教育委員会と福岡県立大学不登校支援アドバイザーによる協議
 ・教育支援センター設置規程、内規、構想図を作成
- 他市町教育支援センターを視察し
 小竹町教育支援センターの在り方について協議
- 教育指導員を再編成前の旧小竹南小学校に配置し
 実態把握（R6年10月～）



小竹町教育支援センター構想図



小竹町教育支援センター（小竹みらい小学校内に設置）

8つの機能についての具体例（構想図参照）

- (1)生活体験支援機能
 地域ボランティアとの体験活動。
 絵画、野菜づくり、工作、調理、遠足等。
- (4)教育相談機能
 児童生徒との相談や保護者と学期末個人面談実施。
 SC、SSW、福祉課等、関係機関と連携。



小竹みらい小学校

小竹中学校

- 生徒指導担当教員
 学校とセンター間の支援方針調整。
- 教育支援センター指導員
 生徒指導委員会・ケース会議での助言。

- 教育支援センターの指導員やボランティアがサポート教室でも支援

- 生徒指導委員会での情報共有

小竹町教育委員会

学校

- 校長会で説明（R7年1月）
 福岡県立大学不登校支援アドバイザーから
 ・不登校の要因
 ・教育支援センターの機能
- 小竹町小・中学校教職員研修会（R7年2月）
 福岡県立大学不登校支援アドバイザーから
 ・不登校の要因
 先生、児童、保護者の考え方の違い
 ・教育支援センターの機能
- 小学校校内研修（R7年8月）
 教育支援センター指導員から
 ・教育支援センターの機能
 ・不登校児童の支援のあり方
 ・これからの学校の果たす役割

今後の展望

- 不登校児童生徒の居場所の確保や学校復帰などを個に応じて段階的に支援する。
- 教育委員会や小・中学校が連携し、校内にある資源を共同で使用できるよう、生活体験や校外活動を行うための時間・場所・方法について協議する。
- 小学生～高校生期の不登校児童生徒の状況把握を通して、特に高校生期の生徒のための居場所づくりに努める。
- 小中学校の生徒指導委員会と協働し、不登校兆候への早期対応を図るとともに、学校全体で組織的な取組を推進する。

資料集

II. 福岡県等における取組のリーフレット等について

② 生徒指導リーフ「絆づくり」と「居場所づくり」Leaf.2

(文部科学省国立教育政策研究所 生徒指導・進路指導研究センター)

https://www.nier.go.jp/04_kenkyu_annai/leaf/leaf02.pdf



③ 福岡アクション3、保護者のアクション3 (福岡県教育委員会)
(福岡アクション3)

https://www.pref.fukuoka.lg.jp/uploaded/life/778593_62557695_misc.pdf



(保護者のアクション3)

https://www.pref.fukuoka.lg.jp/uploaded/life/778598_62557703_misc.pdf



⑥ 不登校予防診断チェックリストの活用 (FF 調査) (福岡県教育委員会)

https://drive.google.com/file/d/ISu2QDv4XYa-kK5ieaSO7b29AiuXvVAMT/view?usp=drive_link



⑦ 不登校の未然防止、早期対応の5つの視点 (福岡県教育委員会)

https://drive.google.com/file/d/IhaGHyrP_jb0fso85OVWq325hqui8D-Uy/view?usp=drive_link



⑧ 主な相談窓口一覧 (福岡県教育委員会)

https://www.pref.fukuoka.lg.jp/uploaded/life/780688_62576775_misc.pdf



- ⑨ 学校の教育相談体制の充実を図る専門スタッフの効果的な連携・協働 Q&A (福岡県教育委員会)

https://www.pref.fukuoka.lg.jp/uploaded/life/736937_62219410_misc.pdf



- ⑩ 令和6年度不登校児童生徒支援強化事業（機能強化モデル事業）(福岡県教育委員会)

<https://drive.google.com/file/d/1qfXxt52RjbXhWL73NZpjuGBPBw8Li8gh/view?usp=sharing>



- ⑬ サポートスポット（社会教育課事業）(福岡県教育委員会)

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/uploaded/attachment/269325.pdf>



- ⑭ 福岡県不登校児童生徒支援リーフレット（福岡県教育委員会）

https://www.pref.fukuoka.lg.jp/uploaded/life/778589_62557689_misc.pdf



※目次の○の数字は、本編7ページ以降の「Ⅲ 不登校児童生徒への支援について、3 不登校対策につながる支援」の取組の○番号とリンクしています。

Ⅲ 民間施設等の「出席扱い」及び成績評価について

- ・義務教育段階の不登校児童生徒が公的機関や民間施設において指導・相談を受けている場合の指導要録上の出欠の取扱いを判断する際の手引

(福岡県教育委員会 令和7年11月)

義務教育段階の不登校児童生徒が公的機関や民間施設において
指導・相談を受けている場合の指導要録上の出欠の取扱いを判断する際の手引

令和7年11月
福岡県教育委員会

はじめに

近年、全国的に不登校児童生徒数は増加傾向にあり、本県においても同様の状況が続いています。このような状況を受け、平成 29 年 2 月に施行された「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」(平成 28 年 12 月 14 日法律第 105 号)では、不登校児童生徒が多様な学習活動を行う実情を踏まえ、個々の状況に応じた必要な支援を行うことが基本理念として示されました。

加えて、「不登校児童生徒への支援の在り方について」(令和元年 10 月 25 日元文科初第 698 号文部科学省初等中等教育局長通知)において、フリースクールなどの民間施設等と連携し、相互に協力・補完することの意義等についても示されています。

また、令和 5 年 3 月に取りまとめられた「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策(COCOLO プラン)(令和 5 年 3 月 31 日文部科学大臣決定)においては、不登校児童生徒が教育支援センターや自宅等で行った学習の成果が成績に反映されるようにすることとされ、学校教育法施行規則の一部を改正する省令(令和 6 年文部科学省令第 24 号)及び不登校児童生徒が欠席中に行った学習の成果を成績に反映する場合を定める告示(令和 6 年文部科学省告示第 127 号)が令和 6 年 8 月 29 日に公布、施行されております。

これらの趣旨を踏まえ、本県における不登校児童生徒支援のさらなる充実を図るため、教育委員会等が設置する教育支援センター等の公的機関や民間施設などの多様な学びの場における活動について、指導要録上の出欠の取扱いを判断する際の参考資料を作成しました。

この資料は、個々の民間施設についてその適否を評価するという趣旨のものではなく、不登校児童生徒が民間施設等において、相談・指導を受けている場合の指導要録上の出欠の取扱いを判断する際に考えられる一般的な流れ及び留意事項の目安を示すものです。

特に、民間施設はその性格、規模、活動内容等が様々であり、民間施設を判断する際の指針を全て示すことは困難です。実際の運用に当たっては、本資料を参考にしながら、地域の実態等に応じ、各施設における活動を総合的に判断することが大切です。

福岡県教育委員会

目次

- 1 不登校児童生徒の居場所と出欠の取扱い 1
- 2 民間施設における指導要録上の出欠の取扱いの判断までの一般的な流れと成績評価 2~3
- (1) 「出席扱い」の判断について
- (2) 「出席扱い」の判断までの一般的な流れ
- (3) 成績評価について
- 3 民間施設に関する留意事項 3~4
- (1) 実施主体について
- (2) 事業運営の在り方と透明性の確保について
- (3) 相談・指導の在り方について
- (4) 相談・指導スタッフについて
- (5) 施設、設備について
- (6) 学校、教育委員会と施設との関係について
- (7) 家庭との関係について
- (8) その他
- 4 自宅においてICT等を活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出欠の取扱い 4
- (1) 「出席扱い」の判断について
- (2) 自宅においてICT等を活用した学習活動を行った場合の留意事項について

(別紙)

- ・保護者から校長への指導要録上の「出席扱い」に関する申請書【参考様式1】
- ・民間施設に関する施設訪問・視察票【参考様式2】
- ・出席状況報告書【参考様式3】

この手引きにおける「不登校児童生徒」とは、相当の期間学校を欠席する児童生徒であって、学校における集団の生活に関する心理的な負担その他の事由のために就学が困難である状況として文部科学大臣が定める状況にあると認められるものとする。

(義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律第2条第3号)

1 不登校児童生徒の居場所と出欠の取扱い

不登校児童生徒の居場所	出欠の取扱い
<p><u>○学校内での支援</u></p> <p>校内教育支援センター</p> <p>教室に入ることが難しい児童生徒のために、校内教育支援センター等の別室や保健室への登校、放課後登校による学習支援など、時間帯や場所に配慮した支援を行います。</p>	<p>出席</p>
<p><u>○学校外での支援</u></p> <p>校外教育支援センター</p> <p>各市町村が設置する教育支援センター（適応指導教室）は、通所を希望する児童生徒に対する支援だけでなく、訪問型支援やコンサルテーションなど、不登校児童生徒への支援の中核となることが期待されています。学校はこれらの施設と連携し、学習教材の提供や情報共有を行います。</p>	<p>「出席扱い」が可能です</p>
<p><u>○学校外での支援</u></p> <p>民間施設（フリースクール等）</p> <p>不登校児童生徒の多様な学びの場として、フリースクールや放課後等デイサービスなどの民間施設があり、学校と連携して支援を充実させることが求められています。</p>	<p>一定の要件を満たせば「出席扱い」が可能です ※P2～3参照</p>
<p><u>○学校外での支援</u></p> <p>自宅におけるICT等を活用した学習活動</p> <p>学校に行くことが難しい児童生徒のために、ICT（コンピュータ、インターネット、遠隔教育システムなど）や郵送、FAX等を活用して教材を提供し、自宅での学習を支援します。定期的な家庭訪問による状況把握や社会的自立に向けた働きかけも行われます。</p>	<p>一定の要件を満たせば「出席扱い」が可能です ※P4～5参照</p>

不登校児童生徒の居場所は、その背景や段階、状況によって様々であり、複数の居場所を活用している場合もあります。学校は、家庭と連携し、常に児童生徒の状況を把握するとともに、それぞれの居場所における取組状況を共有することが重要です。

2 民間施設における指導要録上の出欠の取扱いの判断までの一般的な流れと成績評価

(1) 「出席扱い」の判断について

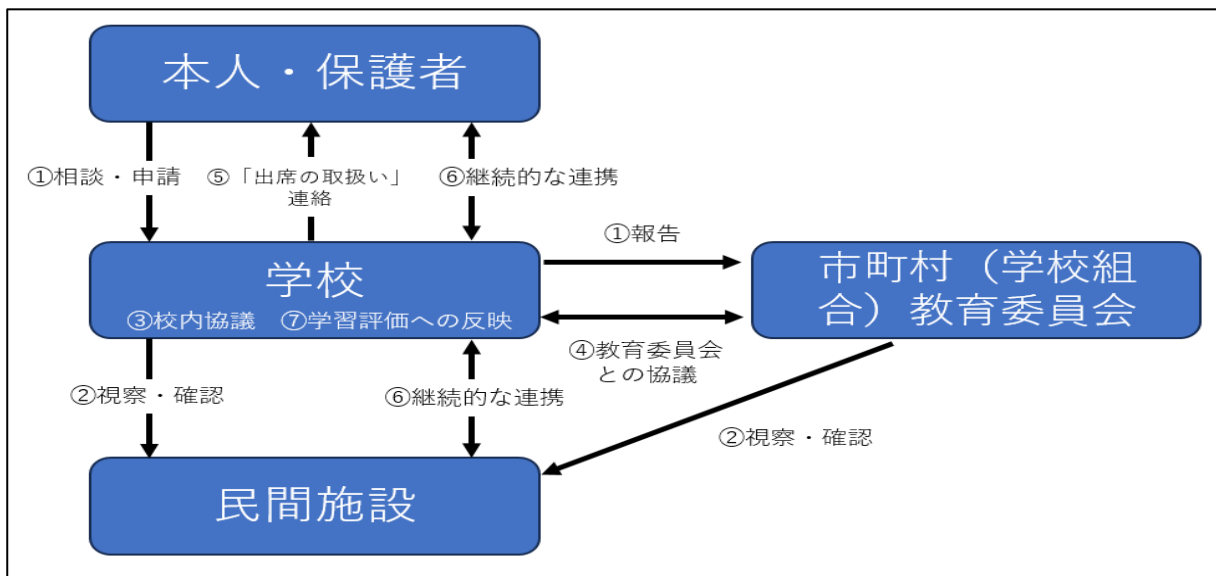
指導要録上の「出席扱い」の判断は、保護者からの申請に基づき、以下の要件をもとに市町村教育委員会と学校が協議し、不登校児童生徒の在籍する学校の校長が行います。

【「出席扱い」の要件】公的機関又は民間施設で相談・指導を受けている場合

- ① 当該施設における相談・指導が、不登校児童生徒の社会的自立を目指すものであること。
- ② 不登校児童生徒が自ら登校を希望した際に、円滑な学校復帰が可能となるよう個別指導等の適切な支援を実施していること。
- ③ 保護者と学校との間に十分な連携・協力関係が保たれていること。
- ④ 公的機関又は民間施設に通所又は入所して相談・指導を受けていること。

※ 民間施設については「3 民間施設に関する留意事項」を参考にすること。

(2) 「出席扱い」の判断までの一般的な流れ



① 相談・申請及び報告 ※参考様式1を活用

保護者からの「指導要録上の「出席扱い」に関する申請書」に基づき、学校は市町村教育委員会へ申請があったことを報告します。

本人・保護者に対し、民間施設と学校との三者での継続した連携が必要であることを確認します。

② 視察・確認 ※参考様式2を活用

校長及び市町村教育委員会は、「民間施設に関する施設訪問・視察票」等を活用して、民間施設を視察・確認します。

③ 校内協議

学校内で「出席扱い」に関する協議を行います。

④ 教育委員会との協議

学校と市町村教育委員会が協議し、校長が「出席扱い」の判断を行います。

⑤ 出席の取扱いについて連絡

校長が当該児童生徒及び保護者に対し、出席の取扱いについて連絡します。

⑥ 継続的な連携 ※参考様式2及び参考様式3を活用

学校と民間施設との定期的な情報交換や、学校と本人・保護者との定期的な連携・協力を継続します。また、校長及び市町村教育委員会は、必要に応じて民間施設を視察・確認し、「出席扱い」の可否を判断します。

(3) 成績評価について

学校外の公的機関や民間施設等における学習の計画や内容がその学校の教育課程に照らし適切と判断された場合、当該学習の評価を適切に行い、指導要録に記入したり、通知表等で児童生徒や保護者等に伝えたりすることができます。

評価については、学習意欲に応え、自立を支援する上で意義が大きいとされています。

なお、指導要録への記載は、必ずしも全ての教科・観点について観点別学習状況や評定を記載することを求めるものではありませんが、学習状況を文章記述するなど、次年度以降の指導の改善に生かすという観点に立った適切な記載に努めることが求められます。

3 民間施設に関する留意事項

(1) 実施主体について

- ・ 法人、個人は問わないが、実施者が不登校児童生徒に対する相談・指導等に関して深い理解と知識や経験を有し、社会的信望を有していること。

(2) 事業運営の在り方と透明性の確保について

- ・ 不登校児童生徒に対する相談・指導を行うことを主たる目的としていること。
- ・ 著しく営利本位でなく、入会金、授業料(月額・年額等)、入寮費(月額・年額等)等が明確にされ、保護者等に情報提供がなされていること。

(3) 相談・指導の在り方について

- ・ 児童生徒の人命や人格を尊重した人間味のある温かい相談や指導が行われていること。
- ・ 情緒的混乱、情緒障がい、非行等の状況に応じて、施設の相談・指導体制が明確にされていること。また、受け入れに当たっては面接などを行い、当該児童生徒の状況把握が適切に行われていること。
- ・ 指導内容・方法、相談手法及び相談・指導の体制があらかじめ明示されており、児童生徒のタイプや状況に応じた適切な内容の相談や指導が行われていること。また、我が国の義務教育制度を前提としたものであること。
- ・ 児童生徒の学習支援や進路の状況等について、保護者等に情報提供がなされていること。
- ・ 体罰などの不適切な指導や人権侵害行為が行われていないこと。
- ・ 当該児童生徒にとって最善の利益が尊重されていること。

(4) 相談・指導スタッフについて

- ・ 相談・指導スタッフは児童生徒の教育に深い理解を有し、不登校への支援について知識・経験をもち、その指導に熱意を有していること。
- ・ 専門的なカウンセリング等を行うにあたっては、心理学や精神医学等、それを行うにふさわしい専門的知識と経験を備えた指導スタッフが指導にあっていること。
- ・ 宿泊による指導を行う施設にあつては、生活指導に当たる者を含め、当該施設の活動を

行うにふさわしい資質を具えたスタッフが配置されていること。

(5) 施設、設備について

- ・ 各施設にあっては、学習、心理療法、面接等、種々の活動を行うために必要な施設、設備を有していること。
- ・ 特に、宿泊による指導を行う施設にあっては、宿舎をはじめ児童生徒が安全で健康的な生活を営むために必要な施設、設備を有していること。

(6) 学校、教育委員会と施設との関係について

- ・ 児童生徒のプライバシーにも配慮の上、学校と施設が相互に、不登校児童生徒やその家庭を支援するために必要な情報等を交換するなど、学校との間に十分な連携・協力関係が保たれていること。

(7) 家庭との関係について

- ・ 施設での指導経過を保護者に定期的に連絡するなど、家庭との間に十分な連携・協力関係が保たれていること。
- ・ 特に、宿泊による指導を行う施設にあっては、たとえ当該施設の指導方針がいかなるものであっても、保護者に対し面会や退所の自由が確保されていること。

(8) その他

- ・ 政治活動又は宗教活動を主たる目的としていないこと。
- ・ 施設の運営主体が反社会的団体でなく、構成員に該当する者がいないこと。

4 自宅において ICT 等を活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出欠の取扱い

(1) 「出席扱い」の判断について

指導要録上の「出席扱い」の判断は、保護者からの申請に基づき、以下の要件をもとに、不登校児童生徒の在籍する学校の校長が行います。

【「出席扱い」の要件】自宅において ICT 等を活用した学習活動を行った場合

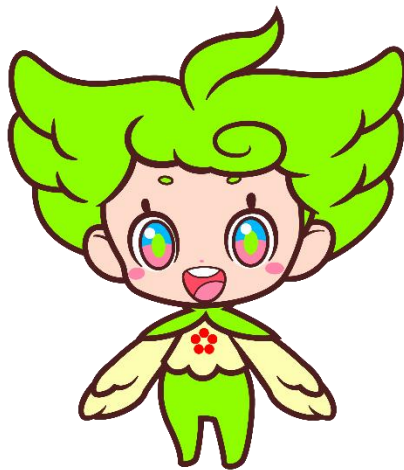
- ① 不登校児童生徒の自立を助けるうえで有効・適切であること。
- ② 不登校児童生徒が自ら登校を希望した際に、円滑な学校復帰が可能となるような学習活動であること。
- ③ 保護者と学校との間に十分な連携・協力関係が保たれていること。
- ④ ICT 等を活用した学習活動とは、ICT (コンピュータやインターネット、遠隔教育システムなど) や郵送、FAX などを活用して提供される学習活動であること。
- ⑤ 訪問等による対面指導が定期的かつ継続的に行われることを前提とすること。
- ⑥ 学習活動は、当該児童生徒の学習の理解の程度を踏まえた計画的な学習プログラムであること。
- ⑦ 校長は、不登校児童生徒に対する対面指導や学習活動の状況等について十分に把握すること。
- ⑧ 基本的に不登校児童生徒が公的機関や民間施設において相談・指導を受けられないような場合であること。
- ⑨ 学習活動の成果を評価に反映する場合には、学校が把握した当該学習の計画や内容がその学校の教育課程に照らし適切と判断される場合であること。

(2) 自宅においてICT等を活用した学習活動を行った場合の留意事項について

- ① この取扱いは、これまで行ってきた不登校児童生徒に対する取組も含め、家庭にひきこもりがちな義務教育段階の不登校児童生徒に対する支援の充実を図り、社会的な自立を目指すものであることから、ICT等を活用した学習活動を出席扱いとすることにより不登校が必要な程度を超えて長期にわたることを助長しないよう留意すること。
- ② ICTを活用する場合には、個人情報や著作権の保護、有害情報へのアクセス防止など、当該児童生徒に対して必要な事前の指導を行うとともに、その活用状況についての把握を行うこと。その際、ICTの活用について保護者にも十分な説明を行うとともに、活用状況の把握について必要な協力を求めること。
- ③ 教職員や不登校児童生徒の教育に関する専門家以外の者が対面指導を行う場合には、教育委員会や学校等が適切な事前の指導や研修、訪問活動中の援助を行うなど、訪問する者の資質向上等に努めること。
- ④ 出席扱いの日数の換算については、学校や教育委員会が、例えば、対面指導の日数や学習活動の時間などを基準とした規程等を作成して判断することなどが考えられること。
- ⑤ ICT等を活用した学習活動の成果を評価に反映する場合の指導要録への記載については、必ずしも全ての教科・観点について観点別学習状況及び評定を記載することが求められるものではないが、児童生徒の学習状況を文章記述するなど、次年度以降の指導の改善に生かすという観点に立った適切な記載がなされるようにすること。また、通知表その他の方法により、児童生徒や保護者等に学習活動の成果を伝えたりすることも考えられること。

<参考資料>

- ・「不登校児童生徒への支援の在り方について」
令和元年10月25日 元文科初698号 文部科学省初等中等教育局長通知
- ・「不登校児童生徒が欠席中に行った学習の成果に係る成績評価について」
令和6年8月29日 元文科初1126号 文部科学省初等中等教育局長通知
- ・「公立小・中学校における不登校児童生徒の指導要録上の出席の取扱い」等に関するガイドライン
(令和6年8月) 山梨県教育委員会
- ・令和7年度民間施設(フリースクール等)の出席の取扱いについて(通知)
(令和7年4月) 福岡市教育委員会
- ・民間施設(フリースクール、放課後デイサービス)に関する施設訪問票
北九州市教育委員会
- ・不登校児童生徒が民間施設利用時の「指導要録上の出席扱い」の判断について
(令和2年2月) 糸島市教育委員会
- ・出席扱いとできるフリースクール等の判断基準について
福岡県立大学



ふくおか教育月間イメージキャラクター「ミライル」
これからの社会をはばたく子どもたちの「翼」をイメージした妖精です

福岡県不登校児童生徒支援グランドデザイン
別冊事例集・資料集

令和8年2月発行 福岡県教育委員会

〒812-8575

福岡市博多区東公園7番7号

義務教育課 (092) 643-3911

福岡県不登校児童生徒グランドデザインの改訂について（概要版）

令和8年2月25日
義務教育課

【資料】

- 「福岡県不登校児童生徒支援グランドデザインの改訂について（概要版）」
- 「福岡県不登校児童生徒支援グランドデザイン 新旧対照表（概要）」
- 「福岡県不登校児童生徒支援グランドデザイン（第2版）（案）」（本編）
- 「福岡県不登校児童生徒支援グランドデザイン（第2版）別冊事例集・資料集（案）」
- 「福岡県不登校児童生徒支援グランドデザイン（第1版）」（参考）

1 福岡県不登校児童生徒グランドデザインについて

不登校児童生徒の多様で適切な教育機会の確保を図り、社会的自立を目指した支援の充実を図るため、令和3年12月、それまでの関連施策を整理し、今後の取組の方向性と具体的施策について取りまとめた「福岡県不登校児童生徒グランドデザイン」を策定した。

2 改訂の趣旨

策定から4年が経過し、生徒指導の考え方や指導方法等を取りまとめた教職員向けの基本書である生徒指導提要の改訂といった国の動きや、本県の不登校児童生徒数が過去最多となっている現状など、最新の状況を踏まえた、より一層の支援の充実を図るため、改訂を行うものである。

3 構成

読み手にとってより分かりやすいものとなるよう、取組の方向性等及び具体的事例・資料をそれぞれ「本編」及び「別冊事例集・資料集」に分けて再構成するとともに、資料についてはQRコード等で容易に参照できるよう改善を図った。

4 概要

I 不登校の現状について

本県における不登校の現状を、「不登校児童生徒数」、「不登校児童生徒の相談・指導等の現状」、「教育支援センター等の状況」、「教育委員会と民間団体・施設との連携」の4点から整理した。

Ⅱ 多様な学びの支援について

1 不登校に関する基本的な考え方

不登校は、様々な要因が複雑に絡み合っ生じるものであり、どの児童生徒にも起こり得るため、関係者が児童生徒を中心にそれぞれの立場で協力して支援を行うことが必要である。このため、教職員一人一人が不登校に関する基本的な考え方として、「『学校』の役割」、「どの児童生徒にも起こり得るのが『不登校』であること」、「『社会的自立』を目指す」必要があること、「大切なことは『学びの保障』」であることを理解することが重要である。

2 大切にしたい児童生徒の社会的自立と多様な学びの支援

本県教育委員会として、全ての児童生徒の「学びの保障」を大切にするために取組「学校が『誰もが安全で安心して学べる場』になること」、「全ての児童生徒の『社会的自立』を目指すために多様な支援体制を整えること」を推進する。

3 一人一人に応じた多様な学びの場、多様な学び方

全ての児童生徒が自分に合った学びを見つけることができるためにも、教職員として多様な学びの考え方を知っておくことは大切である。特に、不登校児童生徒が学びたいと思った際に多様な学びにつながるができるよう、不登校児童生徒の個々のニーズに応じた受け皿（校内教育支援センター、学びの多様化学校、教育支援センター、民間団体等、オンラインの活用、アウトリーチ支援）を整備することは欠かせない。

Ⅲ 不登校児童生徒への支援について

本県教育委員会におけるこれまでの不登校支援の取組を総括し、今後の方向性を生徒指導提要に示されている生徒指導の重層的支援構造に対応するように整理した。

1～2（略）

3 不登校対策につながる支援（発達支持的生徒指導）

不登校対策につながる発達支持的生徒指導とは、全ての児童生徒にとって学校が安全・安心な居場所となるための「魅力ある学校づくり」と「分かりやすい授業」の工夫である。発達支持的生徒指導の具体として、「生徒指導の機能を生かした分かりやすい授業づくり（子どもが主語になる授業づくり）」「絆づくりと居場所づくり」「福岡アクション3、保護者のアクション3」を紹介した。

4 不登校対策としての支援（課題予防的生徒指導）

不登校対策としての課題予防的生徒指導とは、課題未然防止教育（児童生徒のSOSを出す力の獲得と教職員のSOSを受け止める力の向上、教育相談体制の充実）と課題早期発見対応（アセスメントと教職員、SC、SSW、保護者の連携協働による支援の開始）である。課題予防的生徒指導の具体として、「校内教

育支援センターの活用」、「長期欠席予測シートの活用」、「『不登校予防診断チェックリスト』の活用」、「不登校の未然防止、早期対応の5つの視点」、「相談窓口の整備」、「専門スタッフの配置」を紹介した。

5 不登校児童生徒への支援（困難課題対応的生徒指導）

不登校児童生徒支援としての困難課題対応的生徒指導とは、ケース会議に基づく、不登校児童生徒への家庭訪問やSC・SSWによるカウンセリング、別室登校や校外関係機関と連携した継続的な支援である。困難課題対応的生徒指導の具体として、「チームサポート方式による対応」、「市町村が設置する教育支援センターの機能強化」、「ICT活用型不登校児童生徒支援事業」、「サポートスポット（社会教育課事業）」、「不登校児童生徒支援リーフレット」を紹介した。

6（略）

IV 指導要録上の出欠の取扱いと成績評価について

本県教育委員会では、不登校児童生徒支援のさらなる充実を図るため、「義務教育段階の不登校児童生徒が公的機関や民間施設において指導・相談を受けている場合の指導要録上の出欠の取扱いを判断する際の手引」（令和7年11月）を作成した。グランドデザインには、その概要として「不登校児童生徒の居場所と出欠の取扱い」「『出席扱い』の判断について」「成績評価について」を掲載し、出欠の取扱いを判断する際に考えられる一般的な流れや留意事項の目安を参考として示した。

《別冊事例集・資料集》

事例集は、本県教育委員会が実施する不登校支援事業の委託を受けた市町村教育委員会及び各学校による、多様な支援の実践記録をまとめたものである。

資料集は、文部科学省や本県教育委員会及び関係機関等が作成した不登校支援に関する主なリーフレット等を掲載したものである。

別冊事例集・資料集は、各自治体や学校における今後の支援の充実に向けて活用いただけるよう、児童生徒一人一人の状況に応じた組織的な対応やICTを活用した学習支援、関係機関との連携など、創意工夫に満ちた取組を幅広く収録している。

福岡県不登校児童生徒支援グランドデザイン 新旧対応表（概要）

新	旧	備考欄
<p>(前文) はじめに 不登校児童生徒支援グランドデザイン に基づく取組の全体像</p> <p>I 不登校の現状について</p> <p>1 不登校児童生徒数</p> <p>2 不登校児童生徒に対する相談・ 指導等の状況</p> <p>3 教育支援センター等の状況</p> <p>4 教育委員会と民間団体・民間施 設との連携</p> <p>II 多様な学びの支援について</p> <p>1 不登校に関する基本的な考え方</p> <p>2 大切にしたい児童生徒の社会的 自立と多様な学びの支援</p> <p>3 一人一人に応じた多様な学びの 場、多様な学び方</p> <p>III 不登校児童生徒への支援について</p> <p>1 近年の取組の内容と総括</p> <p>2 今後の取組の方向性</p>	<p>I 不登校の現状と不登校児童生徒に 対する支援について</p> <p>1 全国の状況</p> <p>2 不登校児童生徒に対する支援に 関する法律や国の通知等</p> <p>II 福岡県における不登校の現状と不 登校児童生徒に対する支援について</p> <p>1 福岡県の状況</p> <p>2 これまでの取組の内容と総括</p> <p>3 「教育機会確保法」等を踏まえ た福岡県教育委員会としての責務</p> <p>4 支援の視点と学校教育の意義・ 役割</p> <p>III 取組強化の方向性と具体的な施策 について</p> <p>1 取組強化の方向性</p>	<p>(新設)</p> <p>(変更) I. 1、2 へ移動</p> <p>(削除)</p> <p>(変更) I. 1～4 へ移動 (変更) III. 1、2 へ移動 (変更) はじめに へ移動 (変更) II. 1、2 へ移動</p> <p>(新設)</p> <p>(変更) III. 2 へ移 動</p>

<p>3 不登校対策につながる支援 (発達支持的生徒指導)</p> <p>4 不登校対策としての支援 (課題予防的生徒指導)</p> <p>5 不登校児童生徒への支援 (困難課題対応的生徒指導)</p> <p>6 多様な学びを支援する関係機関 との連携</p> <p>IV 指導要録上の出欠の取扱い、成績 評価について</p> <p>1 不登校児童生徒の居場所と出欠 の取扱い</p> <p>2 「出席扱い」の判断について</p> <p>3 成績評価について</p> <p>(別冊) 取組事例集・資料集</p>	<p>2 不登校児童生徒支援グランドデ ザインに基づく取組の全体像に ついて</p> <p>3 新たに実施する取組や充実させ る取組について</p> <p>4 継続して実施する取組について</p> <p>5 基本指針に掲げられた施策と福 岡県の施策の対応関係</p> <p>6 不登校支援に関するフォローアッ プについて</p> <p>IV 不登校施策に関する法令及び通知 等 (別冊)</p>	<p>(変更) はじめに へ移動 (変更) Ⅲ. 3～5 へ移動 (変更) Ⅲ. 3～5 へ移動</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(削除)</p> <p>(新設)</p>
---	---	--

福岡県不登校児童生徒支援グランドデザイン (第1版)

～多様で適切な教育機会の確保による社会的な自立を目指して～

令和3年12月

福岡県教育委員会

< 目 次 >

I. 不登校の現状と不登校児童生徒に対する支援について	2
1. 全国の状況	2
2. 不登校児童生徒に対する支援に関する法律や国の通知等	4
II. 福岡県における不登校の現状と不登校児童生徒に対する支援について	8
1. 福岡県の状況	8
2. これまでの取組の内容と総括	11
3. 「教育機会確保法」等を踏まえた福岡県教育委員会としての責務	13
4. 支援の視点と学校教育の意義・役割	14
III. 取組強化の方向性と具体的な施策について	16
1. 取組強化の方向性	16
2. 不登校児童生徒支援グランドデザインに基づく取組の全体像について	16
3. 新たに実施する取組や充実させる取組について	18
4. 継続して実施する取組について	23
5. 基本指針に掲げられた施策と福岡県の施策の対応関係	33
6. 不登校支援に関する施策のフォローアップについて	34
IV. 不登校施策に関する法令及び通知等（参考資料）	別冊

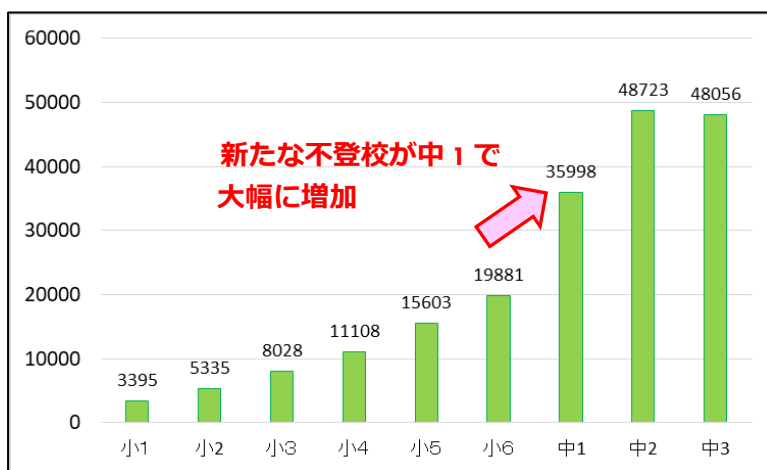
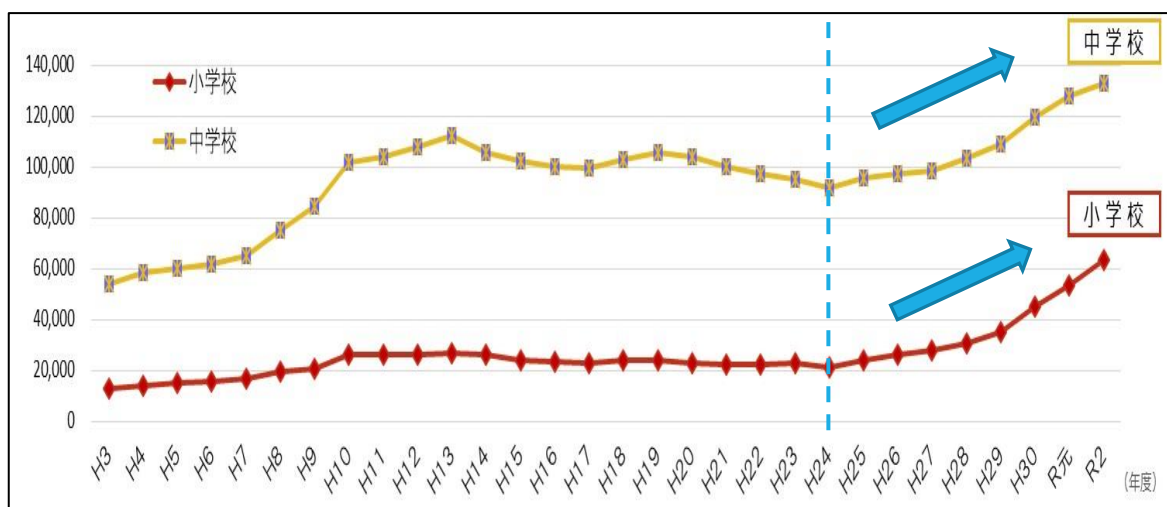
I. 不登校の現状と不登校児童生徒に対する支援について

1. 全国の状況

○不登校児童生徒の状況

「令和2年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」によると、全国の小・中学校における不登校児童生徒数は、年々増加しており、このような状況は平成24年度から継続しています。

学年毎に見ていくと、学年が上がるにつれて、不登校児童生徒数が増加しており、特に小6から中1の間に新たな不登校が大幅に増加しています。



令和2年度：239,178人
(前年度231,372人)

小学校：63,350人(100人に1人)

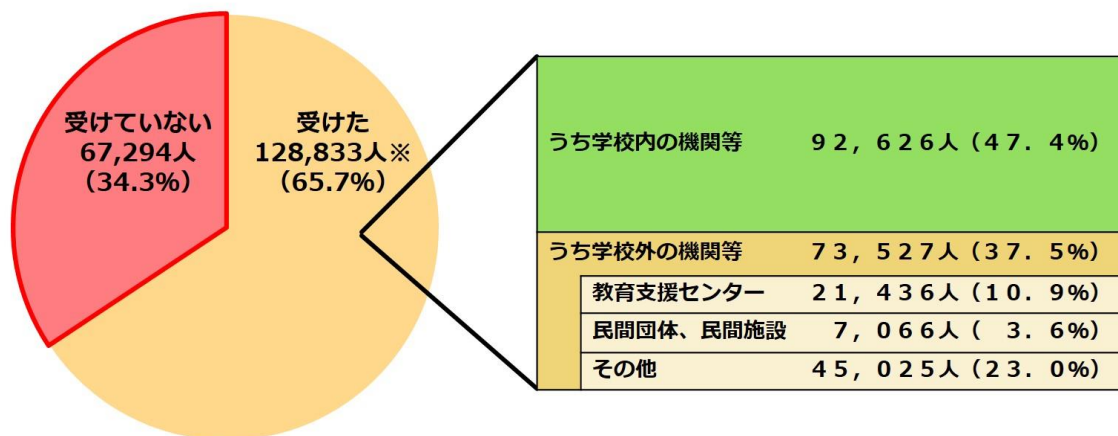
中学校：132,777人(24人に1人)

高等学校：43,051人(72人に1人)

(注) 不登校の定義は、年間30日以上欠席した児童生徒のうち、病気や経済的な理由を除き、「何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にある者」

○小・中学校の不登校児童生徒が学校内外で相談・指導等を受けた状況

不登校児童生徒への支援の状況については、学校内又は学校外で相談・指導等を受けている児童生徒は65.7%にのぼる一方で、相談・指導等を受けていない児童生徒が34.3%存在しています。



※学校内外の複数の機関で相談・指導等を受けた児童生徒がいるので、それぞれの人数の合計とは一致しない

文部科学省「令和2年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

○公立小・中学校における不登校の要因

不登校の要因については、「本人に係る状況」が最も多く59.1%となっていますが、複数の要因や背景が考えられる場合もあり多様化、複雑化しています。そのため、不登校児童生徒が抱える様々な課題を適切に把握し、学校をはじめとする多様で適切な教育機会を確保して、きめ細かな支援を行っていく必要があります。

			不登校児童生徒数	学校に係る状況								家庭に係る状況			本人に係る状況		左記に該当なし	
				いじめ	めいじめをめぐる問題を除く友人関係をめぐる	教職員との関係をめぐる	学業の不振	進路に係る不安	のクラブ活動、部活動等への不適応	学校のきまり等をめぐる	学校のきまり等をめぐる	の入学、転編入学、進級時の不適応	変化した生活環境の急激な	親子の関わり方	家庭内の不和	び生活リズムの乱れ、あそび生活リズムの乱れ		無気力・不安
公立	小・中合計	主たるもの	(人)	190,533	369	20,226	2,368	10,205	1,447	747	1,490	6,100	5,555	17,003	3,350	22,942	89,751	8,980
公立	小・中合計	主たるもの	(%)	***	0.2	10.6	1.2	5.4	0.8	0.4	0.8	3.2	2.9	8.9	1.8	12.0	47.1	4.7
公立	小・中合計	主たるもの以外にも当てはまるもの	(人)	***	193	8,894	2,155	15,834	2,261	1,047	1,632	3,152	3,627	18,390	3,933	15,593	19,520	***
公立	小・中合計	主たるもの以外にも当てはまるもの	(%)	***	0.1	4.7	1.1	8.3	1.2	0.5	0.9	1.7	1.9	9.7	2.1	8.2	10.2	***

文部科学省「令和2年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

2. 不登校児童生徒に対する支援に関する法律や国の通知等

不登校児童生徒が年々増加している状況等を受けて、国は、平成28年12月に「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」（以下「教育機会確保法」という。）を公布しました。

その後、教育機会確保法の規定に基づいて、文部科学省令、基本方針及び関係通知が示されて、不登校児童生徒への支援の在り方について方向性が提示されてきました。

「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律の公布について」（平成28年12月22日付け通知）

【ポイント】教育機会確保法の公布に当たり以下のことが示されました。

- ◎ 教育機会確保法の目的
- ◎ 教育機会確保等に関する施策を総合的に推進するための基本指針を文部科学大臣が定めること
- ◎ 国及び地方公共団体が講じ、又は講ずるよう努めるべき施策

「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律第二条第三号の就学が困難である状況を定める省令について」（平成29年2月16日付け通知）

【ポイント】不登校児童生徒の定義が示されました。

- ◎ 「不登校児童生徒」とは、「相当の期間学校を欠席する児童生徒であって、学校における集団の生活に関する心理的な負担その他の事由のために就学が困難である状況として文部科学大臣が定める状況にあると認められるもの」をいう。
- ◎ 文部科学大臣が定める状況は、何らかの心理的、情緒的、身体的若しくは社会的要因又は背景によって、児童生徒が出席しない又はすることができない状況（病気又は経済的理由による場合を除く。）とする。

「不登校児童生徒による学校以外の場での学習等に対する支援の充実について」（平成29年3月28日付け通知）

【ポイント】不登校児童生徒による学校以外の場での学習等に対する支援の充実に努めるよう求められています。

- ◎ 教育委員会・学校と民間の団体等が連携した支援の充実
- ◎ 家庭にいる不登校児童生徒への支援の充実
- ◎ 支援のための体制整備

「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針の策定について」（平成29年4月4日付け通知）

【ポイント】教育機会の確保等に関する基本的事項及び不登校児童生徒等に対する教育機会の確保等として、以下の点について示されました。

- ◎ 義務教育の段階における普通教育に相当する教育機会の確保等の意義・現状
- ◎ 基本指針の位置付け ◎ 基本的な考え方
- ◎ 児童生徒が安心して教育を受けられる魅力ある学校づくり
- ◎ 不登校児童生徒に対する効果的な支援の推進

「不登校児童生徒への支援の在り方について」（令和元年10月25日付け通知）

【ポイント】これまでの不登校施策に関する通知を整理し、以下の内容について、まとめられました。

- ◎ 不登校児童生徒への支援に対する基本的な考え方
- ◎ 学校等の取組の充実 ◎ 教育委員会の取組の充実

義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（概要）

I. 総則（第1条～第6条）

【議員立法 平成28年12月14日公布】

目的 教育基本法及び児童の権利に関する条約等の趣旨にのっとり、不登校児童生徒に対する教育機会の確保、夜間等において授業を行う学校における就学機会の提供その他の義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等を総合的に推進

基本理念

- 1 全児童生徒が豊かな学校生活を送り、安心して教育を受けられるよう、学校における環境の確保
- 2 不登校児童生徒が行う多様な学習活動の実情を踏まえ、個々の状況に応じた必要な支援
- 3 不登校児童生徒が安心して教育を受けられるよう、学校における環境の整備
- 4 義務教育の段階の普通教育に相当する教育を十分に受けていない者の意思を尊重しつつ、年齢又は国籍等にかかわらず、能力に応じた教育機会を確保するとともに、自立的に生きる基礎を培い、豊かな人生を送ることができるよう、教育水準を維持向上
- 5 国、地方公共団体、民間団体等の密接な連携

国の責務、地方公共団体の責務、財政上の措置等について規定

II. 基本指針（第7条）

- 1 文部科学大臣は、基本指針を定め、公表する
- 2 作成又は変更するときは、地方公共団体及び民間団体等の意見を反映させるための措置を講ずる

IV. 夜間等において授業を行う学校における就学の機会の提供等（第14条・第15条）

- 1 地方公共団体は、夜間等において授業を行う学校における就学の機会の提供等を講ずる
- 2 都道府県及び区域内の市町村は、1の事務の役割分担等を協議する協議会を組織することができる
構成員：①都道府県の知事及び教育委員会、②都道府県内の市町村長及び教育委員会、③民間団体等

V. 教育機会の確保等に関するその他の施策（第16条～第20条）

- 1 実態把握及び学習活動に対する支援の方法に関する調査研究等
- 2 国民の理解の増進
- 3 人材の確保等
- 4 教材の提供その他の学習の支援
- 5 学校生活上の困難を有する児童生徒等からの教育及び福祉をはじめとする各種相談に総合的に対応する体制の整備

III. 不登校児童生徒等に対する教育機会の確保等（第8条～第13条）

- 国及び地方公共団体は、以下の措置を講じ、又は講ずるよう努める**
- 1 全児童生徒に対する学校における取組への支援に必要な措置
 - 2 教職員、心理・福祉等の専門家等の関係者間での情報の共有の促進等に必要な措置
 - 3 不登校特例校及び教育支援センターの整備並びにそれらにおける教育の充実等に必要な措置
 - 4 学校以外の場における不登校児童生徒の学習活動、その心身の状況等の継続的な把握に必要な措置
 - 5 学校以外の場での多様な学習活動の重要性に鑑み、個々の休養の必要性を踏まえ、不登校児童生徒等に対する情報の提供等の支援に必要な措置

VI. その他

- 1 公布日から2月後に施行（IV.は、公布日から施行）
- 2 政府は、速やかに、必要な経済的支援の在り方について検討し、必要な措置を講ずる
- 3 政府は、多様な学習活動の実情を踏まえ、施行後3年以内に検討を加え、教育機会の確保等の在り方の見直しを含め、必要な措置を講ずる

義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針（概要）
（平成29年3月31日 文部科学大臣決定）

1. 教育機会の確保等に関する基本的事項

- 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等の意義・現状
- 基本指針の位置付け
- 基本的な考え方
 - ・ 不登校児童生徒等に対する教育機会の確保等
 - ➡ ◆ 魅力あるより良い学校づくりを目指すこと
 - ◆ 不登校児童生徒の社会的自立を目指すこと
 - ◆ 就学に課題を抱える外国人の子供に対する配慮が必要
- ・ 夜間中等等における就学の機会の提供等
- ・ 国、地方公共団体、民間の団体の相互の密接な連携の下で施策を実施

- ◆ 不登校というだけで問題行動であると受け取られないよう配慮すること
- ◆ 不登校児童生徒の意思を十分に尊重しつつ、個々の児童生徒の状況に応じた支援を行うこと 等

2. 不登校児童生徒等に対する教育機会の確保等に関する事項

- 児童生徒が安心して教育を受けられる魅力ある学校づくり
 - ・ 魅力あるより良い学校づくり
 - ・ いじめ、暴力行為、体罰等を許さない学校づくり
 - ・ 児童生徒の学習状況等に応じた指導・配慮の実施
- 不登校児童生徒に対する効果的な支援の推進
 - ・ 個々の不登校児童生徒の状況に応じた支援の推進
 - ➡ 不登校児童生徒や保護者の意思を尊重しつつ、状況把握及び関係機関等との情報共有などの継続した組織的・計画的な支援の推進 等
 - ・ 不登校児童生徒に対する多様で適切な教育機会の確保
 - ➡ 不登校特例校・教育支援センターの設置促進、教育委員会・学校と民間団体の連携等による支援の推進、多様で適切な学習活動の重要性及び休養の必要性を踏まえた支援 等
 - ・ 不登校等に関する教育相談体制の充実
 - ➡ 教員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、関係機関が連携した体制構築の促進 等

3. 夜間その他特別な時間において授業を行う学校における就学の機会の提供等に関する事項

- 夜間中等等の設置の促進等
 - ・ 設置の促進
 - ➡ ニーズの把握や設置に向けた準備の支援、法第15条に基づく協議会の設置・活用、広報活動の推進
 - ・ 既設の夜間中等等における教育活動の充実
 - ・ 自主夜間中学に係る取組
- 夜間中等等における多様な生徒の受入れ
 - ・ 義務教育未修了者に加え、外国籍の者、入学希望既卒者、不登校となっている学齢生徒など、多様な生徒の受入れを図る

4. その他教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進するために必要な事項

- 調査研究等
- 国民の理解の増進
- 人材の確保等
- 教材の提供その他の学習支援
- 相談体制等の整備

不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）

元文科初第 698 号
令和元年10月25日

【背景】 「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の確保等に関する法律」の施行状況の検討等に際し、過去の不登校施策に関する通知における不登校児童生徒の指導要録上の出席扱いに係る記述について、法や基本指針の趣旨との関係性について誤解を生じるおそれがあるとの指摘があったことから、当該記述を含めこれまでの不登校施策に関する通知について改めて整理し、まとめた。

【概要】

1 不登校児童生徒への支援に対する基本的な考え方

- ・不登校児童生徒への支援は、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があること
- ・不登校児童生徒が主体的に社会的自立や学校復帰に向かうよう、不登校のきっかけや継続理由に応じて、適切な支援や働き掛けを行う必要があること

2 学校等の取組の充実

- ・不登校児童生徒が生じないような魅力あるよりよい学校づくりを目指すほか、児童生徒の学習状況等に応じた指導・配慮を実施すること
- ・校長のリーダーシップの下、教員だけでなくスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとも連携協力し、組織的な支援体制を整えること
- ・個々の状況に応じて、教育支援センター、不登校特例校、フリースクールなどの民間施設、ICTを活用した学習支援など多様な教育機会を確保すること

3 教育委員会の取組の充実

- ・研修などの体系化とプログラムの一層の充実を図り、不登校に関する知識や理解などを身に付けさせ、教員の資質向上を図ること
- ・教育支援センターの整備充実を進めるとともに、教育支援センターを中核とした不登校児童生徒やその保護者を支援するネットワークを整備すること
- ・訪問型支援など保護者への支援の充実を図るほか、日頃から民間施設とも積極的に情報交換や連携に努めること

学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けている場合の指導要録上の出欠の取扱いについて

学校外の施設における相談・指導が不登校児童生徒の**社会的な自立を指すもの**であり、かつ、**不登校児童生徒が現在において登校を希望しているか否かにかかわらず、不登校児童生徒が自ら登校を希望した際に、円滑な学校復帰が可能となるような個別指導等の適切な支援を実施している**と評価できる場合、下記の要件を満たせば、校長は指導要録上出席扱いとすることができる。

【要件等】

- ★保護者と学校との間に十分な連携・協力関係が保たれていること
- ★民間施設における相談・指導が適切であるかどうかは、「民間施設についてのガイドライン」を参考に、校長が教育委員会と連携して判断すること
- ★当該施設に通所又は入所して相談・指導を受けること
- ★学習成果を評価に反映する場合には、当該施設における学習内容等が学校の教育課程に照らし適切であると判断できること



自宅においてICT等を活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出欠の取扱いについて

義務教育段階の不登校児童生徒が自宅においてICT等を活用した学習活動を行うとき、その学習活動が、当該児童生徒が**現在において登校を希望しているか否かにかかわらず、自ら登校を希望した際に、円滑な学校復帰が可能となるような学習活動であり、かつ、児童生徒の自立を助けるうえで有効・適切であると判断する場合**、下記の要件を満たせば、校長は指導要録上出席扱いとすることができる。

【要件等】

- ★保護者と学校との間に十分な連携・協力関係が保たれていること
- ★ICTや郵送、FAXなどを活用して提供される学習活動であること
- ★訪問等による対面指導が適切に行われること
- ★当該児童生徒の学習の理解の程度を踏まえた計画的なプログラムであること
- ★校長は、対面指導や学習活動の状況等を十分把握すること
- ★学習成果を評価に反映する場合には、学習内容等がその学校の教育課程に照らし適切であると判断できること



Ⅱ. 福岡県における不登校の現状と不登校児童生徒に対する支援について

Ⅰ. 福岡県の状況

○不登校児童生徒数について

令和2年度における福岡県内公立小中学校の不登校児童生徒数は9,565人で、小学校3,318人、中学校6,247人となっています。福岡県内公立小・中学校の1,000人当たりの不登校児童生徒数は、全国を上回るペースで増加しています。



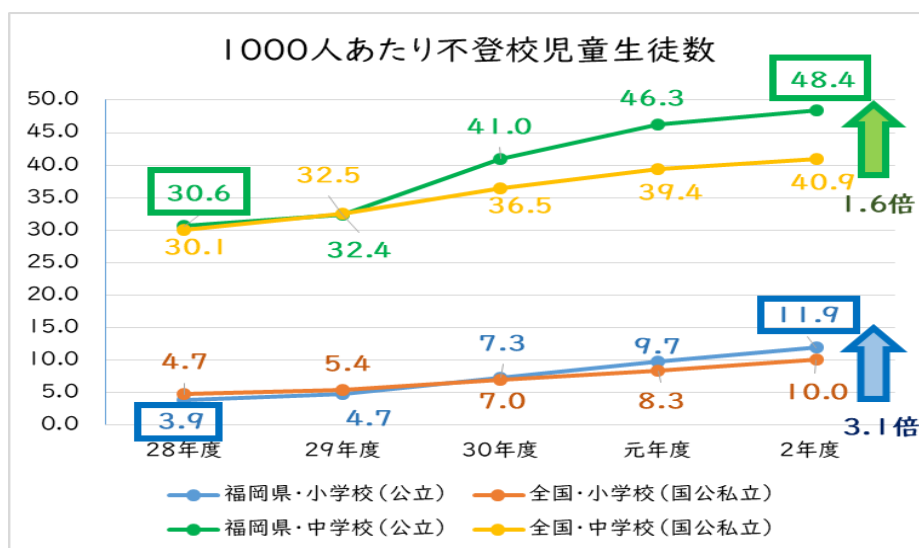
県内公立小中学校の不登校の状況（単位：人）

	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
小学校	1,076	1,299	2,025	2,706	3,318
中学校	4,006	4,177	5,190	5,889	6,247
計	5,082	5,476	7,215	8,595	9,565

令和2年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査（文部科学省）

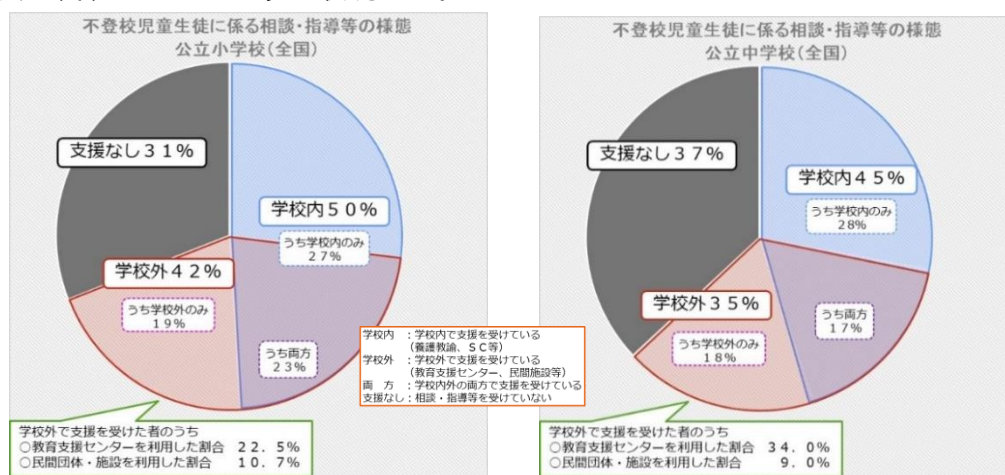
（注）平成29年度調査までは、「その他」に該当する者のうち、「不登校」の要因が含まれている場合は、「その他のうち、不登校の要因を含んでいる者」として計上していたが、平成30年度調査からは、計上しないこととなっている。

小学校と中学校とを分けて推移を見ると、4年前（平成28年度）と比較して中学校では1.6倍、小学校では3.1倍となっており、小学校での不登校児童の出現率が大きく伸びていることが注目されます。



○不登校児童生徒に対する相談・指導等の割合

円グラフは「不登校児童生徒に係る相談・指導等の様態」（全国値）を示したものです。学校内外での相談・指導等を受けていない不登校児童生徒の割合は、全国では小学校で31%、中学校で37%存在しています。福岡県の割合は小学校では33%、中学校では41%となっており全国の割合よりもやや多い状況です。

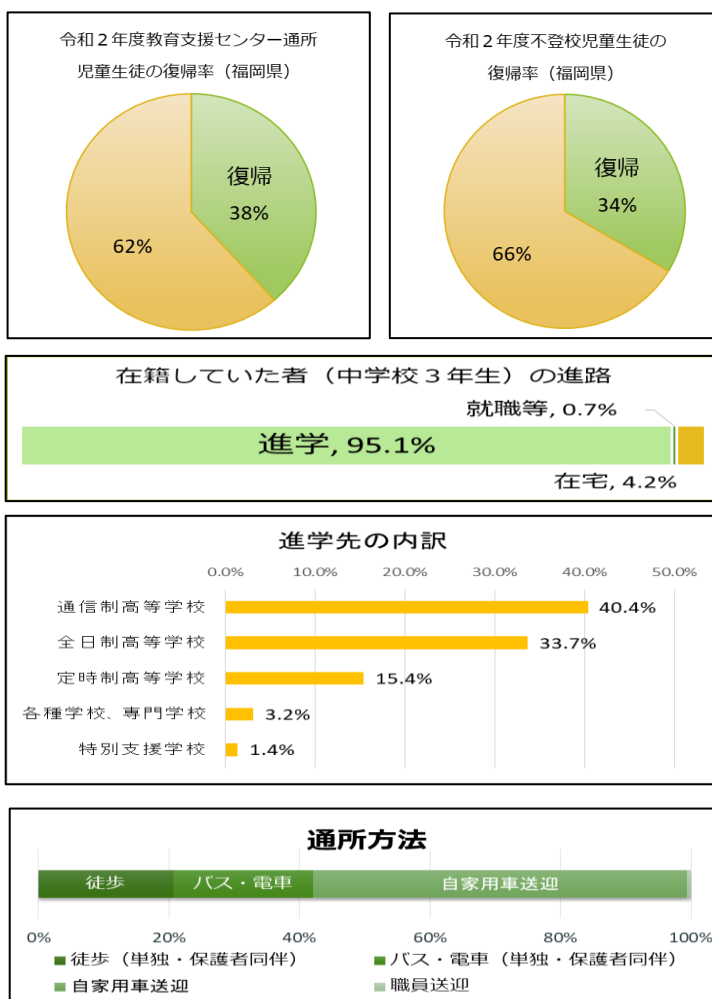


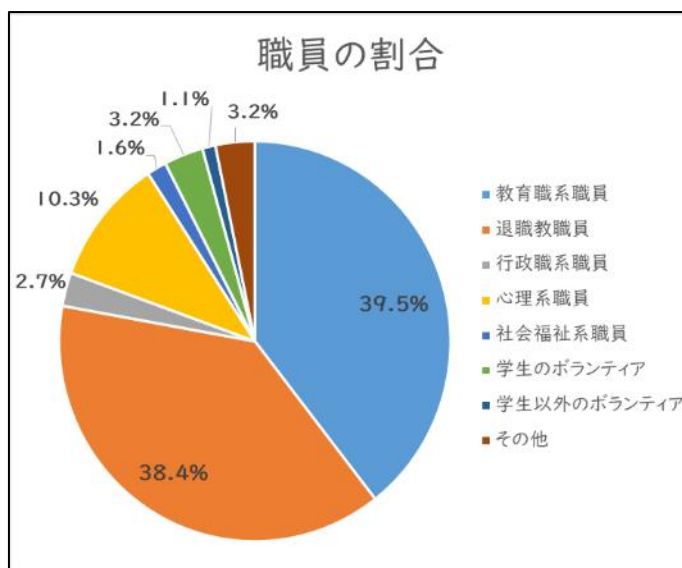
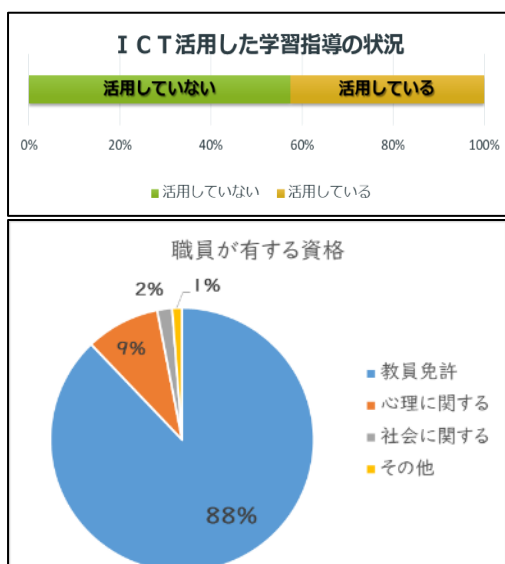
○県内の教育支援センター等の状況について

福岡県における教育支援センター等（適応指導教室を含む。）を設置済みの市町村は45市町（指定都市を含む。）で設置率は75%となっています。教育支援センター等の設置は進んできており、右の円グラフのとおり通所児童生徒の学校復帰率は、福岡県における不登校児童生徒全体の学校復帰率と比べて、高い割合を示しています。

また、在籍していた中学校3年生のうち、進学・就職した生徒は、95.8%となっており、社会とつながり、その後の進路を切り拓く上で重要な役割を果たしているといえます。

教育支援センター等へ徒歩で通所しているのは全体の20%程度で、多くの児童生徒は、公共交通機関の利用や保護者による送迎などにより、長距離の通所をしている現状もあります。





また、ICTを活用している教育支援センター等は全体の50%以下です。職員の約80%が教育職系職員及び退職教職員であり、心理や社会福祉の専門資格を有する職員は10%以下という状況です。

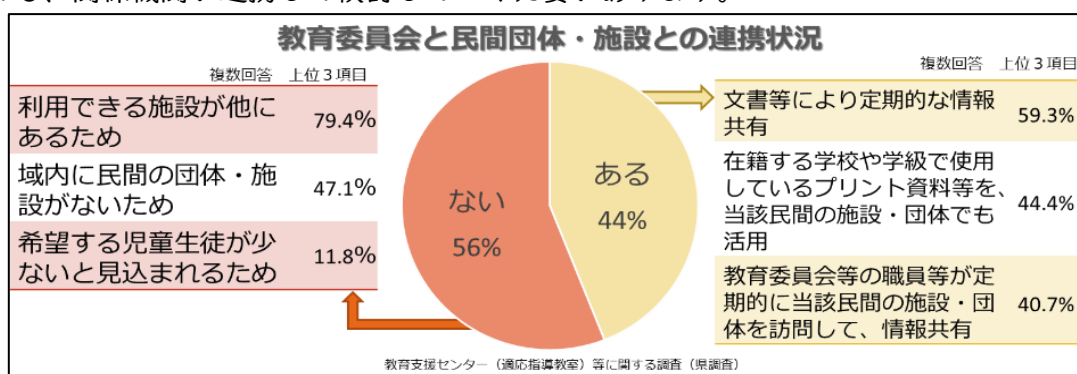
教育支援センターについては、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針」（平成29年3月31日文科科学省）において、設置の促進や機能強化を推進することが明記されていますが、設置の義務や設置基準等の法令はありません。各市町村では独自に設置するほか、近隣の市町村の施設や民間の施設と連携して受け入れを行っていたり、学校内の適応指導教室で対応していたりと、様々な形態や内容で支援体制の構築が進められていますが、不登校児童生徒の支援の中核となる教育支援センター等の果たす役割が重要となるため、機能の強化・向上が必要であるとされています。

○教育委員会と民間団体・施設との連携について

民間団体・施設との連携については、27市町村（45%）が実施しており、具体的な連携内容については、以下の図の通りですが、多くは情報共有や資料提供にとどまっており、さらに学校、教育委員会、民間団体・施設との連携を充実させる必要があります。

また、連携ができていないと回答した教育委員会のうち80%が教育支援センター等の利用できる他の施設があることを挙げており、約47%が地域に民間の団体・施設がないため連携していないと回答しています。

不登校児童生徒の社会的自立に向けた支援において、教育委員会や学校と民間団体・施設とが連携して相互に協力・補完することの意義は大きいと、切れ目のない支援体制の構築についても、関係機関が連携して検討していく必要があります。



2. これまでの取組の内容と総括

(1) これまでの取組概要（各取組の詳細についてはP23以降を参照）

- 不登校対策の3つの視点（未然防止、早期発見・早期対応、継続した支援）として、
 - ・ 不登校が生じないような学校づくり「福岡アクション3」、不登校の未然防止と支援のための家庭の取組「保護者のアクション3」、「不登校予防診断チェックリスト」の活用、校内適応指導教室等における支援
- 児童生徒及び保護者の不安・悩みの解消・軽減を主目的として、
 - ・ 子どもホットライン24の設置、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の活用
- 不登校の解消・改善を主目的として、
 - ・ 不登校対応「マンツーマン方式」
- 不登校生徒の学校復帰を目的として、
 - ・ 「不登校児童生徒復帰支援事業」（令和元年度終了）
- 効果を上げている学校の取組を県下に周知するとともに、支援が必要な学校に対して不登校の未然防止・早期対応の組織的な取組を推進する目的として、
 - ・ 不登校の未然防止・早期対応の5つの視点（リーフレット）
 - ・ 不登校に関する学校支援プロジェクト等の取組を実施してきました。



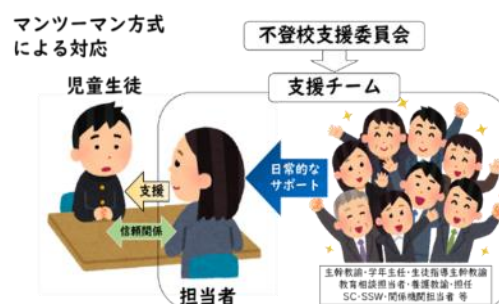
年度	対策	令和2年度における成果等
H11～26	ヤングアドバイザー	H26年度：派遣人数63人、派遣回数1,115回
H13～	子どもホットライン24	24時間電話対応、相談件数5,242件
H13～	スクールカウンセラー	R2年度から 全小・中・義務教育学校に配置 相談件数65,530件（R2実績）
H14～	マンツーマン対応	実施率 小100%・中100% （小中によるマンツーマン個票の引継ぎH30～）
H16～30	児童の欠席状況調査	小中連携の強化、不登校の未然防止、提出率99.8%
H20～	スクールソーシャルワーカー	県内9市町に配置、支援対応人数283人 市町村単費（県1/3補助）を含め、55市町村が 配置しており、97.5%の中学校区に対応
H22～24	不登校児童支援事業	実践事例集の配布
H23～25	不登校中学生復帰支援事業	第2回、本事業参加者の不登校の解消・復帰率 39.0%（県・国より高い）、実践事例集の配布
H26	中1不登校等対策強化事業	強化指定7市町、うち出現率が前年度より減少4町
H27～28	不登校児童生徒学校等復帰支援事業	不登校児童生徒に対する個別の指導計画及び支援 計画案の作成
H29～R1	不登校児童生徒復帰支援事業	官民連携による不登校児童生徒に対する支援の在 り方の枠組づくり（成果リーフレットを配布）
R2～	不登校に関する学校支援プロジェクト	効果を上げている学校の取組について情報収集し、 取組のポイントを県下に周知（「5つの視点リーフ レット」を作成・配布）するとともに、支援が必要 な学校に対して不登校の未然防止・早期対応の組織 的な取組を推進

(2) 不登校を未然に防ぐ取組

- 各学校において、欠席しがちな児童生徒の情報共有を行い、個別の支援を行うとともに、学校に来やすい環境づくりを行います。
- 児童生徒の悩み等に対して適切に相談できる体制作りを行うとともに、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等外部の専門家を活用しています。
- 児童生徒の欠席状況や対応状況等の情報を共有するための小中連絡会及び中高連絡会を行い、学校を休みがちな児童生徒の早期把握及びきめ細かな早期の対応に努めています。
- 人間関係づくりや体験活動などの豊かな人間性を育む教育活動を充実させ、児童生徒が登校したくなるような魅力ある学校づくり、学級づくりや集団づくりを行っています。

(3) 不登校になった児童生徒に対する取組

- 小・中学校においては、最も信頼関係が深い教師を中心に支援をするマンツーマン方式での対応を行っています。
- 学級に入れない児童生徒については、校内適応指導教室等を活用し、学校における個別支援を行っています。
- 小・中学校においては、学校には登校できていない児童生徒に対して、学校外に設置している教育支援センター等への通所を促すほか、教育・医療・福祉の関係機関と連携して社会的な自立を促しています。



(4) 取組の総括

小・中学校ともに学校内での支援は約49%と全国平均よりも高い割合を示しており、学校復帰率も約34%と全国よりも高い割合を示していることは、これまでの取組について一定の成果が表れていると評価しています。

ただし、不登校児童生徒の総数は増加傾向にあり、学校内外での相談・指導等を受けていない不登校児童生徒が一定数存在しているという現実もあることから、一層支援を充実させる必要があると考えています。

また、小学校段階からの不登校が増加していることや、不登校の要因に発達上の課題が影響しているとの指摘があることなども踏まえて、幼児教育段階からのアプローチや特別支援教育的なアプローチについても研究を進める必要があると考えています。

3. 「教育機会確保法」等を踏まえた福岡県教育委員会としての責務

教育機会確保法第3条では、以下のような5つの基本理念が示されています。



- 1 全児童生徒が豊かな学校生活を送り、安心して教育を受けられるよう、学校における環境の確保
- 2 不登校児童生徒が行う多様な学習活動の実情を踏まえ、個々の状況に応じた必要な支援
- 3 不登校児童生徒が安心して教育を受けられるよう、学校における環境の整備
- 4 義務教育の段階の普通教育に相当する教育を十分に受けていない者の意思を尊重しつつ、年齢又は国籍等にかかわらず、能力に応じた教育機会を確保するとともに、自立的に生きる基礎を培い、豊かな人生を送ることができるよう、教育水準を維持向上
- 5 国、地方公共団体、民間団体等の密接な連携

教育機会確保法第5条では、「地方公共団体は、第3条の基本理念にのっとり、教育機会の確保等に関する施策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する」とされています。これを踏まえて、福岡県教育委員会では、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針」（文部科学省）を参酌した必要な措置として、この「福岡県不登校児童生徒支援グランドデザイン」を策定することとしました。

「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針」（文部科学省）においては、「不登校児童生徒等に対する教育機会の確保等に関する事項」として、次に掲げる施策等を実施することとされています。

- (1) 児童生徒が安心して教育を受けられる魅力ある学校づくり
 - ① 魅力あるより良い学校づくり
 - ② いじめ、暴力行為、体罰等を許さない学校づくり
 - ③ 児童生徒の学習状況等に応じた指導・配慮の実施
- (2) 不登校児童生徒に対する効果的な支援の推進
 - ① 個々の不登校児童生徒の状況に応じた支援の推進
 - (ア) 状況の把握
 - (イ) 組織的・計画的な支援
 - (ウ) 登校時における支援
 - ② 不登校児童生徒に対する多様で適切な教育機会の確保
 - (ア) 特例校や教育支援センターの設置促進等
 - (イ) 教育委員会・学校と民間の団体の連携等による支援
 - (ウ) 家庭にいる不登校児童生徒に対する支援
 - (エ) 多様で適切な学習活動の重要性及び休養の必要性を踏まえた支援
 - (オ) 経済的支援
 - (カ) 情報提供
 - ③ 不登校等に関する教育相談体制の充実



4. 支援の視点と学校教育の意義・役割

○支援の視点について

これまでの不登校施策に関する通知について改めて整理されてまとめられた「不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）」（令和元年10月25日文科科学省）では、次のような支援の視点が示されています。

不登校児童生徒への支援は、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があること。また、児童生徒によっては、不登校の時期が休養や自分を見つめ直す等の積極的な意味を持つことがある一方で、学業の遅れや進路選択上の不利益や社会的自立へのリスクが存在することに留意すること。

「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく」という文言を読む際には、不登校をめぐる社会認識や対応方針の変化の経緯を踏まえる必要があります。

これまでは、学校を中心として、不登校の未然防止・早期発見の取組や早期対応・個別支援の取組を行い、学校への復帰を最善の目標としてきました。このような学校の努力により学校への復帰を果たせた不登校児童生徒も多く、これまでの取組の成果であると評価できます。

その一方で、何らかの理由により学校に復帰出来ない場合や学校との繋がりが希薄になってしまった場合も多く、その様な不登校児童生徒に対して、どのように教育の機会を確保していくかが課題となっていました。そして、教育機会確保法が公布され、学校に登校しているかいないかに関わらず、児童生徒が社会的に自立し、主体的に進路を切り拓いていくことができるように、支援を行う必要があることが強調されるようになりました。

このような経緯を踏まえて、これまでの学校を中心として学校への復帰を最善の目標とする不登校児童生徒支援から、学校内での支援はもちろん教育支援センターや民間団体・施設等の学校外の施設での支援とも連携しながら、「児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す」不登校児童生徒支援へと、支援の在り方を「拡張」していくべきことを強調する趣旨の文言であると理解する必要があります。不登校児童生徒支援における学校の役割が「後退」したり、責任の所在が学校外の施設に「移行」したりといった趣旨で、理解するべきものではありません。

また、「支援の視点」の次には、「学校教育の意義・役割」が次のように示されています。



○学校教育の意義・役割について

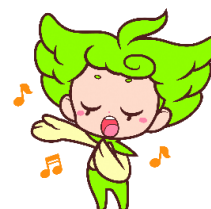
特に義務教育段階の学校は、各個人の有する能力を伸ばしつつ、社会において自立に生きる基礎を養うとともに、国家・社会の形成者として必要とされる基本的な資質を培うことを目的としており、その役割は極めて大きいことから、学校教育の一層の充実を図るための取組が重要であること。また、不登校児童生徒への支援については児童生徒が不登校となった要因を的確に把握し、学校関係者や家庭、必要に応じて関係機関が情報共有し、組織的・計画的な、個々の児童生徒に応じたきめ細やかな支援策を策定することや、社会的自立へ向けて進路の選択肢を広げる支援をすることが重要であること。

また、児童生徒の才能や能力に応じて、それぞれの可能性を伸ばせるよう、本人の希望を尊重した上で、場合によっては、教育支援センターや不登校特例校、ICTを活用した学習支援、フリースクール、中学校夜間学級での受入れなど、様々な関係機関等を活用し社会的自立への支援を行うこと。

その際、フリースクールなどの民間施設やNPO等と積極的に連携し、相互に協力・補完することの意義は大きいこと。

まず冒頭に、学校教育の意義・役割を改めて掲げた上で、その一層の充実を図るための取組の重要性が明記されています。このことから、教育機会確保法の公布後の不登校児童生徒支援においても、学校教育の果たす役割が極めて大きいとされていることが確認できます。そして、不登校児童生徒支援の基本的な流れや段階について言及されています。

まずは、学校において、児童生徒が不登校になった要因を的確に把握し、関係者との情報共有、組織的・計画的な支援策の策定、進路の選択肢を広げる支援に取り組むこととされています。その上で、児童生徒の才能・能力に応じ、希望を尊重した上で、適当と認められる場合には、学校外での施設での支援やICTを活用した学習支援などの社会的自立への支援を行うこととされています。



○福岡県における不登校児童生徒への支援について

福岡県教育委員会では、このような通知の趣旨を踏まえて、学校での「新たな不登校を生まないための取組」と学校内外での「不登校児童生徒への支援」の両方を大切にしていきます。まず、学校教育の意義・役割を踏まえつつ、福岡県の学校でのこれまでの取組の蓄積を生かして、不登校を生まない学校づくりを継続して実施し、更に充実させていきます。そして、不登校の児童生徒に対する学校内での支援として、マンツーマン方式による対応や専門スタッフと協働した取組を継続しつつ、ICTを活用した学習支援を更に充実させていきます。

その上で、どうしても学校に馴染めない児童生徒については、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目標として、不登校児童生徒への支援を行っていきます。

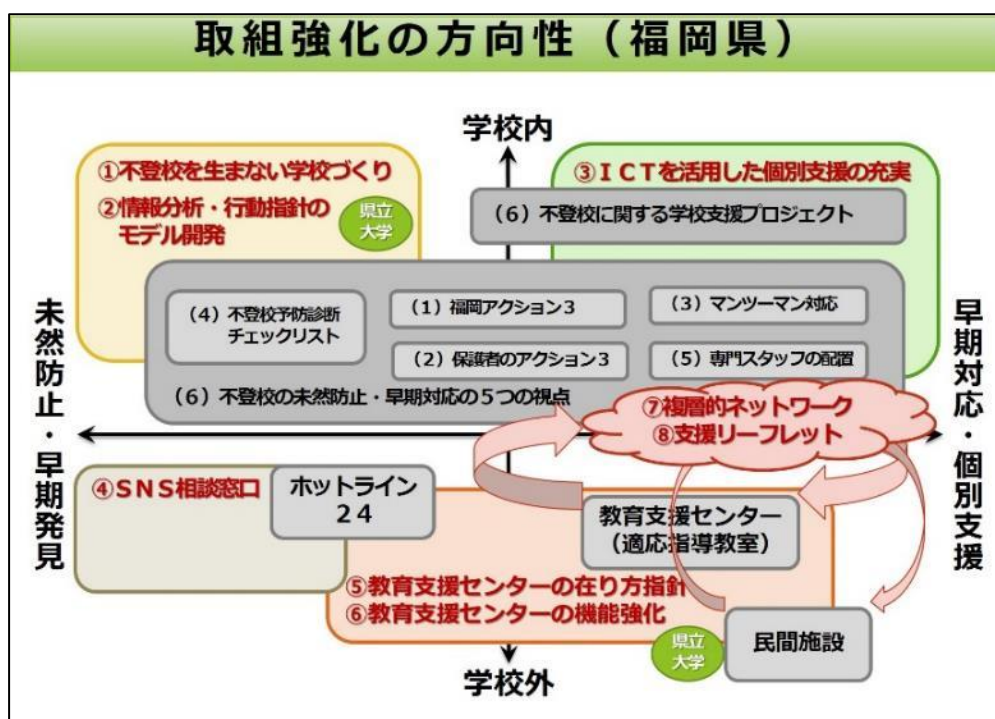
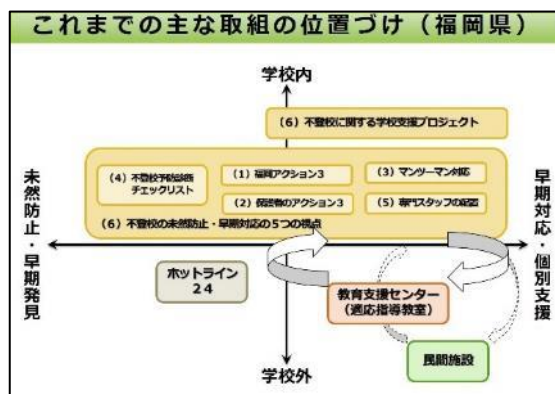
さらに、社会的自立への支援を行うために、本人の希望を尊重した上で、教育支援センターやフリースクール等の関係機関と連携した支援体制の充実を推進します。

Ⅲ. 取組強化の方向性と具体的な施策について

1. 取組強化の方向性

Ⅱ－2「これまでの取組の内容と総括」に記載のとおり、これまでは学校を中心として、不登校の未然防止・早期発見の取組や早期対応・個別支援の取組を行ってきました。しかしながら、Ⅱ－1「福岡県の状況」に記載のとおり、1,000人あたりの不登校児童生徒の数は全国を上回るペースで増加しており、相談・指導等の支援を受けていない不登校児童生徒の割合は全国よりやや多い現状があります。また、Ⅱ－4「支援の視点と学校教育の意義・役割」に記載のとおり、不登校児童生徒への支援の在り方は大きく変化しています。

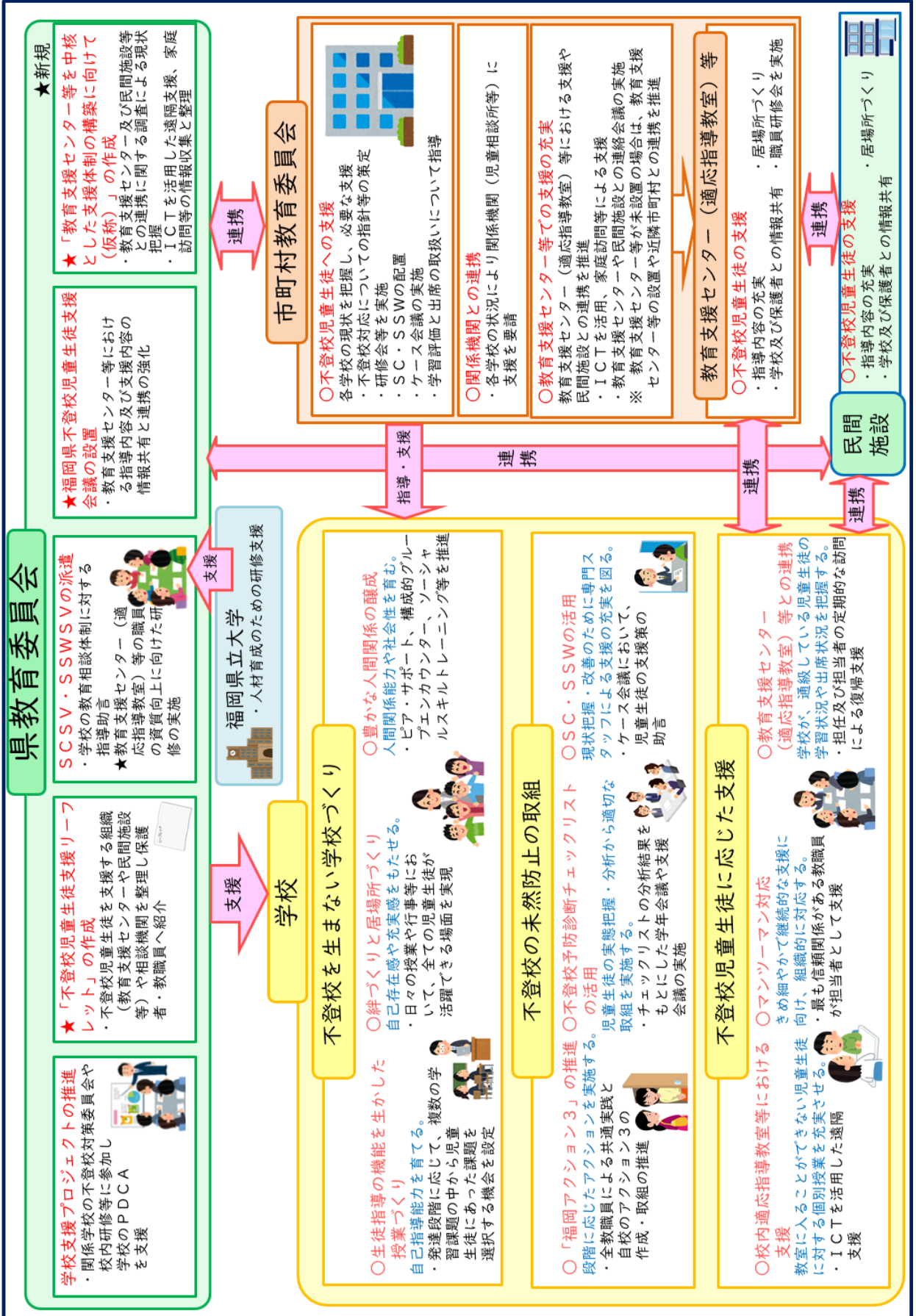
下の図は、縦軸を学校内と学校外に、横軸を未然防止・早期発見と早期対応・個別支援として取組を整理したものです。これまで一定の成果を上げている取組を継続して実施しつつ、新たな取組が必要な領域を充実させていきます。



2. 不登校児童生徒支援グランドデザインに基づく取組の全体像について

次頁の図では、学校・市町村教育委員会（教育支援センター等）・県教育委員会・民間施設の連携と、それぞれの役割や取組を示しています。学校内での取組は継続して行いながら、学校外での取組の充実を図り、すべての不登校児童生徒が多様で適切な学びができるように支援していきます。

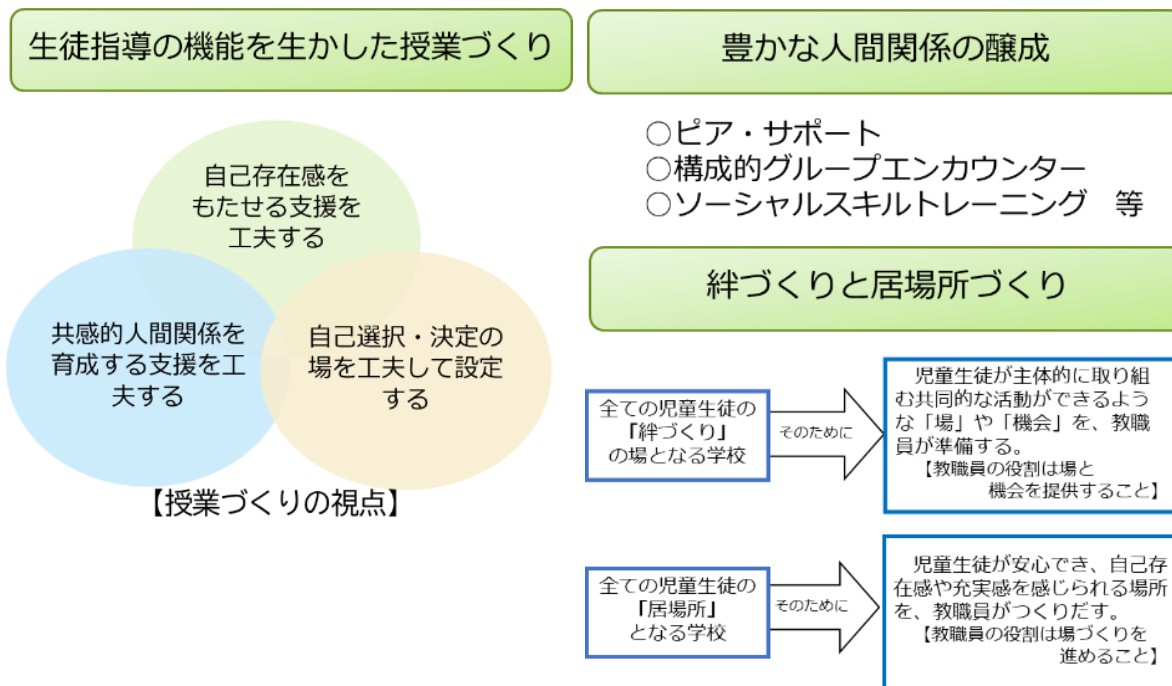
不登校児童生徒支援グラウンドデザインに基づく取組の全体像



3. 新たに実施する取組や充実させる取組について

① 不登校を生まない学校づくり

- ・ 生徒指導の機能を生かした授業づくりを推進する。
- ・ 学校生活において児童生徒が互いに認め合える場面を実現する絆づくり、学級や学校がどの児童生徒にも安心できる場所となる居場所づくりを推進する。
(令和3年度ファクトファインディング調査を作成 P19参照)
- ・ ピア・サポートや構成的グループエンカウンター等、豊かな人間関係の醸成に向けた教育活動を推進する。



② 情報分析・行動指針のモデル開発

(福岡県立大学委託事業「不登校児童生徒社会的自立支援事業」)

- ・ 不登校減少には2つのルート
すでに不登校になっている子どもの数を減らす(個別支援)
あらたに不登校になる子どもの数を減らす(行動指針)
 - ・ 行動指針づくりにはデータ分析が必要
 - ・ データ分析には個別データが必須
 - ・ 行動指針作りは学校単位が効果的
- (福岡県立大学説明資料より)

福岡県立大学と協力して、県内モデル中学校区での情報分析と行動指針のモデル開発に取り組んでいきます。その上で、学校教員や教育支援センター職員等に向けた研修等を充実させていきます。

「実情を把握するためのファクトファインディング調査」

FF調査を活用して、未然防止の取組を充実させましょう。



FF調査 (ファクトファインディング調査) で居場所づくりと絆づくりを!

ICTを活用するとデータの収集や分析が短時間でできる!



客観的データを基に取組の分析や改善ができる!

福岡県教育委員会では、様々な実態調査やアンケートを作成しています。これらは児童生徒の実情を把握 (FF=ファクトファインディング) するために活用できます。詳しくは次のページを!

 福岡県教育委員会

未然防止で重要となる P. E. A. C. E. メソッド



これは、準備 (Preparation)、教育 (Education)、計画策定 (Action Planning)、対処 (Coping)、評価 (Evaluation) が次のサイクルの Preparation に相当) の5段階に沿って取組を進めるもので、PDCAサイクルと比べ、計画に先立つ部分をよりいねいに行う点に特長があります。すなわち、①P段階で現状把握のための実態調査を行うこと、②その調査結果に基づいて、E段階で教職員全員が参加する話し合いを持つこと、③その中でA段階の目標設定や計画立案が行われること、がPDCA サイクルとは大きく異なる点です。

つまり、客観的なデータに基づいた計画立案のプロセスに教職員全員を参加させることで確実な共通理解を図ろうとする点が、教職員全体で取り組むことが期待されている今の日本の生徒指導の取組に、とりわけ未然防止が求められる問題事象に対する取組に適していると言えます。

「問題事象の未然防止に向けた生徒指導の取り組み方」
(国立教育政策研究所生徒指導研究センター 平成22年6月)

ICTを活用したFF調査

FF調査① 不登校予防診断チェックリスト (児童生徒用)

15分~20分程度 (教職員用、保護者用を併用することで詳細な分析が可能)

<目的>

- 多様な側面から子どもの兆候を発見する
- 教員の日々の教育活動を振り返る
- 日々の家庭の状況を把握する

<できること>

- 子どもの現状や不登校の兆候を分析できる
- 学校 (学級) の取組の成果と課題を教職員で共有できる
- 家庭での子育ての状況や学校との連携を把握できる

新たな不登校を生まない取組のために

FF調査③ 生活アンケート (いじめに係る調査)

調査項目は学校の実情に合わせて変更可

<目的>

- いじめの発見と早期対応を行う

<できること>

- 毎月1回の調査からいじめの早期発見ができる

いじめの発見と早期対応のために

ICT活用のメリット

- 回答はデータで収集される Excel等で編集できる。
- 保護者へのアンケート調査もWeb上で実施できる。

集計や分析もICTで働き方改革!

Googleフォームを活用することで調査を簡単にかつ迅速に実施できます

FF調査② 学校生活・環境多面調査 (B)

(A, Cを併用することで詳細な分析が可能) 20分~30分程度

<目的>

学級におけるいじめをはじめとする諸問題に対する、学級での取組を更に充実させる

<できること>

- 「集団的支援力」と「個人的対応力」を分析できる
- 「取組認知度」から学校の取組について評価改善できる
- 「いじめの実態」が把握できる

学級の雰囲気づくりや人間関係づくりのために

FF調査④ 不安や悩みに関するアンケート

調査項目9問・10分程度で実施

<目的>

- 悩みを持つ児童生徒やヤングケアラーの疑いがある児童生徒への支援を行う

<できること>

- 悩みの有無や相談状況の把握ができる
- ヤングケアラーの疑いがある状況を把握できる

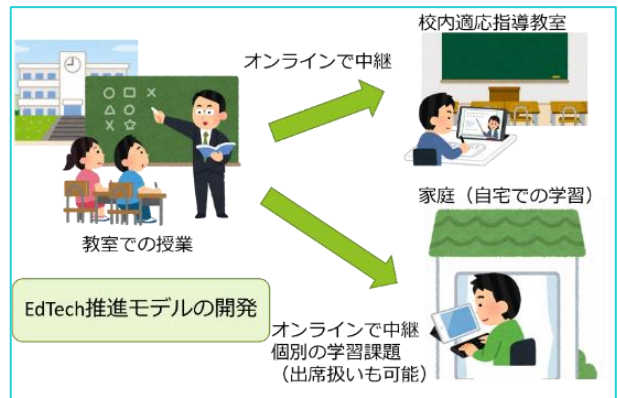
個人の悩みに寄り添うために

利用を希望する場合は、「Googleフォーム利用申請書」を所管の教育事務所教育相談室へ提出してください。各教育事務所教育相談室よりGoogleフォームのURLを送付します。

③ ICTを活用した個別支援の充実

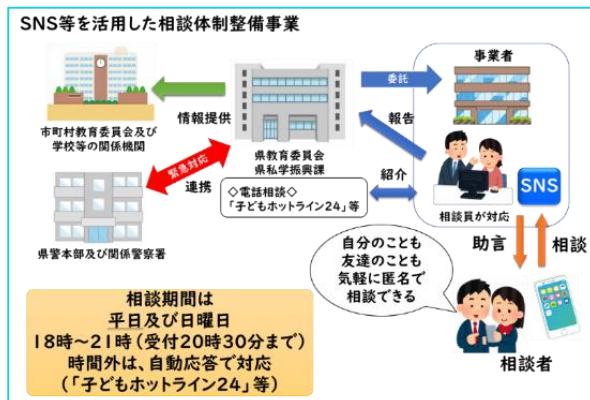
教育支援センターや校内適応指導教室で学習する児童生徒に、学校の授業を配信したり、自宅で学習する児童生徒に、学校や教育支援センター等の教職員がオンラインで支援したりする体制の充実を推進します。

また、不登校児童生徒に対する支援の充実を含めた重点課題研究として、EdTech推進モデルの開発を進める事業を行います。



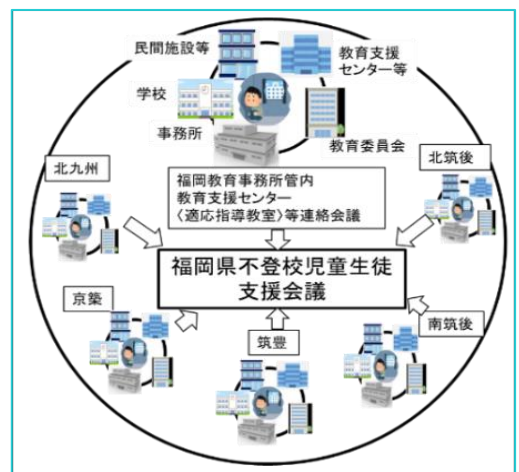
④ SNS相談窓口「福岡県児童生徒の悩み相談窓口」

小中高校生のコミュニケーション手段にSNSが普及していることを踏まえ、いじめを含め様々な悩みを抱える児童生徒に対する相談窓口を開設しています。即時に応答する双方向システムである「LINE」を活用し、原則として土曜日以外の毎日、相談を受け付けています。なお、相談時間は18時から21時(受付終了20時30分)までです。



⑤ 教育支援センターの在り方・機能の確認

- 「福岡県不登校児童生徒支援会議」の設置
教育支援センター等が関係機関や民間施設等と連携し、不登校児童生徒やその保護者を支援するネットワークを整備することが必要であることから、不登校支援に関する有識者、市町村教育委員会及び教育支援センター等、そして、民間団体・施設等の関係者からなる福岡県不登校児童生徒支援会議を設置します。



- ・ 「教育支援センター等を中核とした支援体制の構築に向けて（仮称）」の作成
各市町村教育委員会における教育支援センター等の設置や機能強化に向けた検討の参考資料となるように、「不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）」（令和元年10月25日文部科学省）の「（別添4）教育支援センター整備指針（試案）」を参考としつつ、教育支援センター等に期待される役割や機能、福岡県内外における先進的な取組事例などをまとめた「教育支援センター等を中核とした支援体制の構築に向けて（仮称）」を作成し、市町村教育委員会へ通知します。

⑥ 教育支援センター職員の資質向上

教育支援センター等の職員のうち心理や社会福祉の専門資格を有する職員が10%以下であることを受け、支援に関わる職員への研修を充実させます。そのために、県が配置しているスクールカウンセラースーパーバイザーやスクールソーシャルワーカースーパーバイザーを研修講師として派遣することや、県立大学に研修モデルの作成を依頼することで職員の専門性を高めていきます。

⑦ 複層的なネットワーク構築

これまでの三層によるネットワークに教育支援センターを加えることで、校区ネットワークを充実させます。また、各教育事務所管内の教育支援センター会議を実施するなど、地区ネットワークにおける支援センター間の情報交換などを進めていきます。

不登校児童生徒を取り巻く生活環境の改善や、医療的な支援、特別支援教育の視点による支援といった個別の状況が、不登校の要因と複雑に関係している現状を踏まえると、福祉・医療・特別支援教育の関係機関と連携して支援を行うことが重要です。

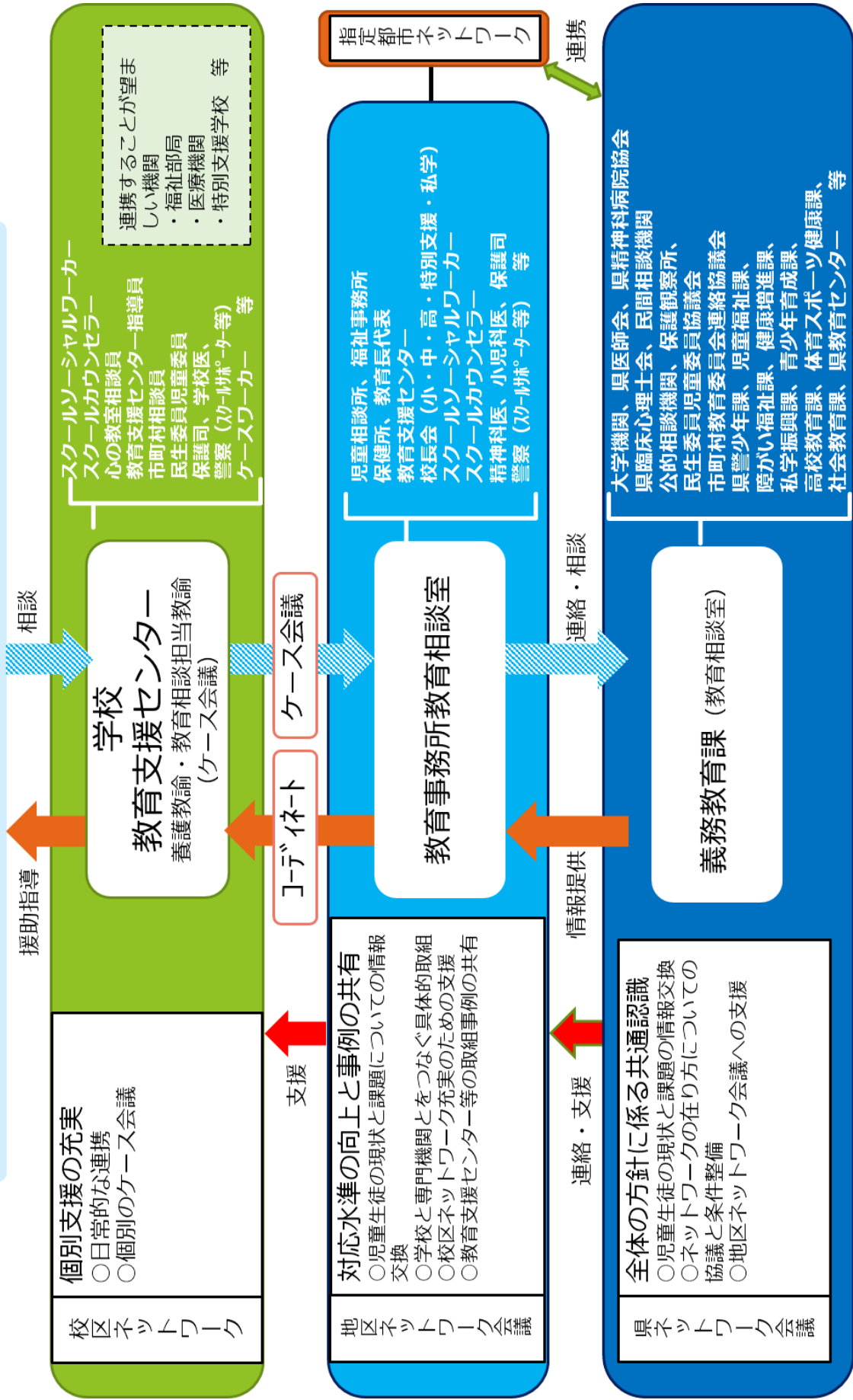
県教育委員会は、各市町村における福祉部局や児童相談所、地域の医療機関、特別支援学校等が連携して支援を行った事例について、「教育支援センター等を中核とした支援体制の構築に向けて（仮称）」を作成し、連携の強化を推進していきます。（P22「ネットワーク構想図」参照）

⑧ 支援リーフレット

不登校の捉え方や支援の在り方、社会的自立に向けて支援する組織（学校・市町村教育委員会・福岡県教育センター・教育支援センター等・民間施設等の役割及び各種相談機関等を記載した不登校児童生徒支援リーフレット「多様で適切な教育機会の確保による社会的な自立を目指して」を作成し、各市町村教育委員会及び学校に配布します。

ネットワーク構想図

子ども・保護者



4. 継続して実施する取組について

①福岡アクション3

「福岡アクション3」は、不登校が生じないような学校づくりに向けて、不登校対策の3つの視点（未然防止、早期発見・早期対応、不登校児童生徒への支援）に基づき、「3つのステージ」に分けて重点的に取り組むべきことを整理し、多くの学校で実践されている「すぐできる」「必ずできる」「みんなのできる」取組等を「3つのアクション」として示したものです。

福岡アクション3!!

「福岡アクション3」は、県内全ての学校において、共通して実施すべき取組を明確化し、不登校対策の重要性について理解を深め、きめやかな取組の充実を図り、不登校の課題の解決を目指すものです。

ACTION3!! **福岡アクション3!!** **を進めよう!**
不登校が生じないような学校づくり

ACTION3!! **福岡アクション3!!** **を全ての学校で実践しましょう!**

「福岡アクション3」は、不登校対策の**3つの視点**（未然防止、早期発見・早期対応、不登校児童生徒への支援）に基づき多くの学校で実践されている取組を3つのステージに整理し、各ステージに**3つのアクション**を設定しています。また、これらのアクションは次に掲げる3つの特徴を備えています。(1.実施98%)

1 すぐできる 具体的な、即実行できる
2 必ずできる 負担感が少なく、誰でも必ずできる
3 みんなのできる 組織的・計画的・継続的にできる

※「福岡アクション3」の詳細については、毎年夏学期に県教育委員会が通知している「児童生徒の生徒指導上の課題の未然防止及び対応について」の中で説明しています。

ACTION3!! **福岡アクション3!!** **を基に、全ての教職員で取り組みましょう!**

不登校児童生徒への支援は、喫緊の教育課題であり、この課題の解決に向けて全力で取り組む必要があります。その際、不登校の児童生徒をきむ全ての児童生徒に対して、全ての教職員で行う組織的な取組が有効です。そこで、学校における取組を促進するために、「**福岡アクション3**」に基づき実践しましょう。

① 実態分析 ② 共通理解 ③ 合意形成 ④ 共通実践 ⑤ 評価・見直し

1 不登校に関する自校の実態・課題を分析する。
2 「福岡アクション3」について、全ての教職員で共通理解を図る。
3 全ての教職員での合意形成の下、実践する。
4 全ての教職員で実践する。
5 小さな成果を採そ! 小さな成功を採そ!
6 うまくいかない部分は修正も検討しよう!
7 指標の達成度に基づき取組について評価し、必要に応じて見直しを行う。
8 各校独自の「〇〇学校アクション3」の策定を目指そう!

福岡県教育委員会

不登校が生じないような学校づくり!!

ACTION3!! **福岡アクション3!!**

すぐできる! **必ずできる!** **みんなのできる!**

ステージ1 未然防止のアクション

朝のアクション
 5分早く教室へ(児童生徒の出迎え) 遅刻・早退・欠席者がいたら、顔を見ながら出席確認、言葉かけ **必ず話顔に(情報の共有)**

昼のアクション
 児童生徒の憂鬱ところを探して 児童生徒と一緒に昼食 **言葉かけ**
チャンスを見つけて、言葉かけ

夕のアクション
 教室を出るのは最後に 教室環境を整えて **言葉かけ**
 遅刻・早退・欠席者がいたら、連絡忘れず 遅刻・早退・欠席状況のデータベース化

ステージ2 早期発見・早期対応のアクション

1日目のアクション
 欠席1日で、必ず、様子をつかがう電話連絡
 翌日の朝、笑顔で、言葉かけ

2日目のアクション
 欠席2日で、安心感を与える電話連絡 欠席明けの朝、笑顔で、当該児童生徒への連絡の依頼 **言葉かけ**

3日目のアクション
 欠席3日で家庭訪問し、保護者とじっくり話を
 朝の会で、当該児童生徒のことを学級で話顔に
 学年教師に報告、欠席明けは、みんなで見守り、チャンスで言葉かけ

ステージ3 きめ細かくて継続的な支援のアクション

分担のアクション
 支援チームの編成、マンツーマン対応の責任者の明確化
 当該児童生徒に関する情報の整理と分析
 短期(1か月程度)目標と役割分担、当番の具体策の決定

共有のアクション
 当該児童生徒の小さな変化を探す
 継続的に、短時間の打合せで情報共有

評価のアクション
 「できていないことより」「できたこと」の評価を
チーム編成や指導計画の検討と修正
 支援の継続に関わる教職員同士の声かけや励まし

「福岡アクション3」は、ステージ1（未然防止のアクション）、ステージ2（早期発見・早期対応のアクション）、ステージ3（きめ細かくて継続的な支援のアクション）で構成されています。

②保護者のアクション3

「福岡アクション3」では学校での取組を中心に示していますが、新たな不登校の未然防止と支援のためには、家庭の協力がより一層必要であるため、家庭でどのように具体的に取り組んでいけばよいかをまとめた「保護者のアクション3」も併せて作成し、保護者へ配布の上、周知・啓発に取り組んでいます。

一緒に取り組もう!! 不登校の未然防止と支援のための家庭の取組

ACTION3!! 保護者のアクション3!!

1 福岡県の不登校は増加傾向にあります!
本県では、不登校児童生徒数は増加傾向にあります。令和元年度は、8,000人を超え、大変深刻な状況です。

2 不登校はどの子供にも起こりうる!!
不登校は、その要因・背景に、学校、家庭、そして社会の様々な問題が複雑に絡み合っており、特定の子供に特有の問題があることによって起こるのではなく、どの子供にも起こる可能性があります。不登校の時期が休養や自分を見つめる等の積極的な意味をもつことがあ一方、学習の遅れ等や社会的自立へのリスクが存在します。

3 家庭と学校が協力した支援を進めるために!!
子供のために家庭と学校が協力し合うことが大切です。登校しよがある等、気軽に付いた段階で学校へ気軽に相談しましょう。また、学校ではスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーといった専門的な知識を有するスタッフと相談することができます。担任や教育相談担当者を通じて相談を申し込むことができます。さらに、欠席が続くようであれば、最寄りの教育支援センター(適応指導教室)等に相談することも有効です。学校や市町村(学校組合)教育委員会を通じて相談を申し込むことができます。

不登校への取組は、新たな不登校を生まないための取組と不登校になった児童生徒への支援の両方が大切です。生活や学習の場である家庭・学校を魅力あるものとし不登校を未然に防ぐ努力を徹底しながら、不登校の発生を示すなど初期の段階にある子供の変化に気づき、早期の対応を迅速かつ的確に行うことが重要であり、これには**家庭の協力がより一層必要**です。そこで、家庭で具体的にどのように取り組んでいけばよいかをまとめたものが、「保護者のアクション3」です(裏面参照)。ぜひ、学校と協力して、一緒に取り組みましょう。

不登校の定義
不登校とは、年間30日以上欠席の児童生徒のうち、何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、児童生徒の学習・生活にわたって十分な意欲や参加意欲を欠き、朝や朝の心理的負担から欠席(欠席)を繰り返す。

スクールカウンセラーとは
臨床心理の高度な専門性を有する「心の専門家」です。子ども保護者と相談を行います。

スクールソーシャルワーカーとは
社会福祉士等の「福祉の専門家」です。福祉機関等と協力して子どもたちを支援します。

教育支援センター(適応指導教室)とは
不登校児童生徒が社会生活に自立できるように学習や集団への適応等の相談・指導等を行う教育委員会が設置している施設です。

すぐに、必ず、みんなで、取り組みましょう!

ステージ1 未然防止のアクション

- 習慣
- 人間関係
- 自尊感情

ステージ2 早期発見・早期対応のアクション

- 早期発見
- 早期対応
- 学校

ステージ3 不登校になった場合のアクション

- 受容
- 支援
- 連携

相談窓口紹介
県内で取り組んでいる「不登校を未然に防ぐための取組」を紹介します。

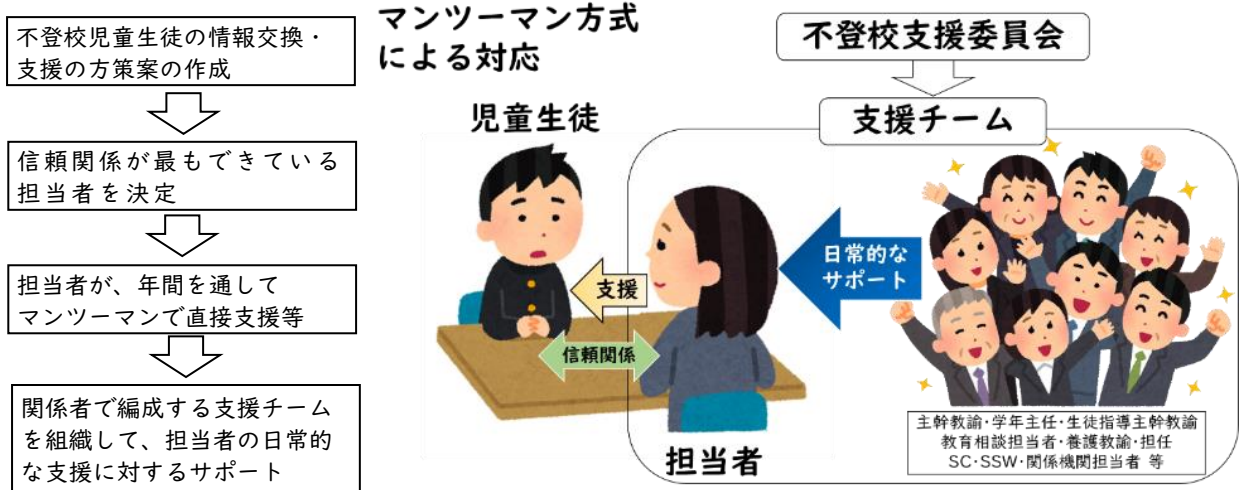
子どもサポートライン24時間受付 092-9111000	福岡県子どもの権利センター 092-9111000	教育相談センター 092-9111000
福岡県教育委員会 092-9111000	福岡県教育委員会 092-9111000	福岡県教育委員会 092-9111000
福岡県教育委員会 092-9111000	福岡県教育委員会 092-9111000	福岡県教育委員会 092-9111000
福岡県教育委員会 092-9111000	福岡県教育委員会 092-9111000	福岡県教育委員会 092-9111000
福岡県教育委員会 092-9111000	福岡県教育委員会 092-9111000	福岡県教育委員会 092-9111000

福岡県教育委員会

「保護者のアクション3」は、ステージ1(未然防止のアクション)、ステージ2(早期発見・早期対応のアクション)、ステージ3(不登校になった場合のアクション)で構成されています。

③マンツーマン方式による対応

学級担任にこだわらず、不登校児童生徒（不登校兆候を示す児童生徒を含む。）と最も信頼関係ができていない教師が担当者となって責任をもち、年間を通して支援していこうとするものです。このため、児童生徒の状態に応じたきめ細かで継続的な対応が期待できます。



一人の担当教師だけが全責任を負って不登校児童生徒に対応するわけではありません。学校の組織を生かしながら、支援チームを編成して担当者の日常的なサポートを行います。

支援計画（個票）については、「基本情報シート」と「学年別支援計画シート」を作成し、進級や進学した際には次の学年や学校に引き継ぎます。

右のシートは「学年別支援計画シート」の記入例です。支援計画だけでなく、毎週の支援の状況を記録し、きめ細かで継続的な支援に取り組めます。また、これまでの支援状況を参考にして、適切な支援が行えるようになります。

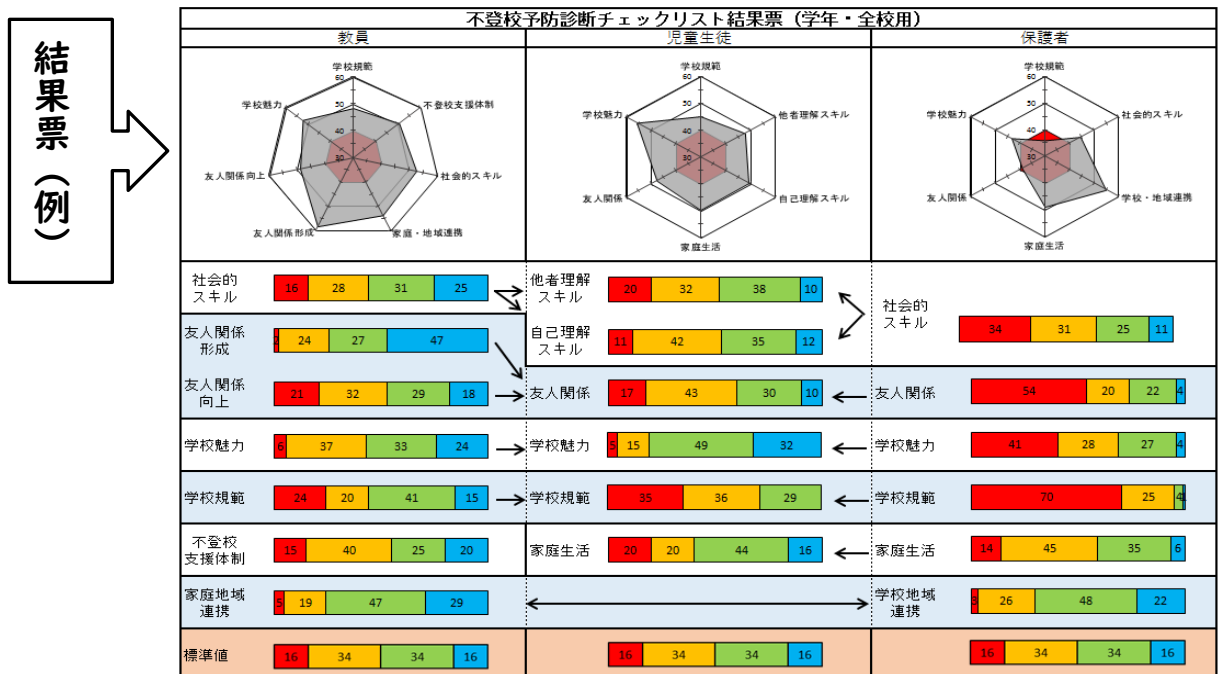
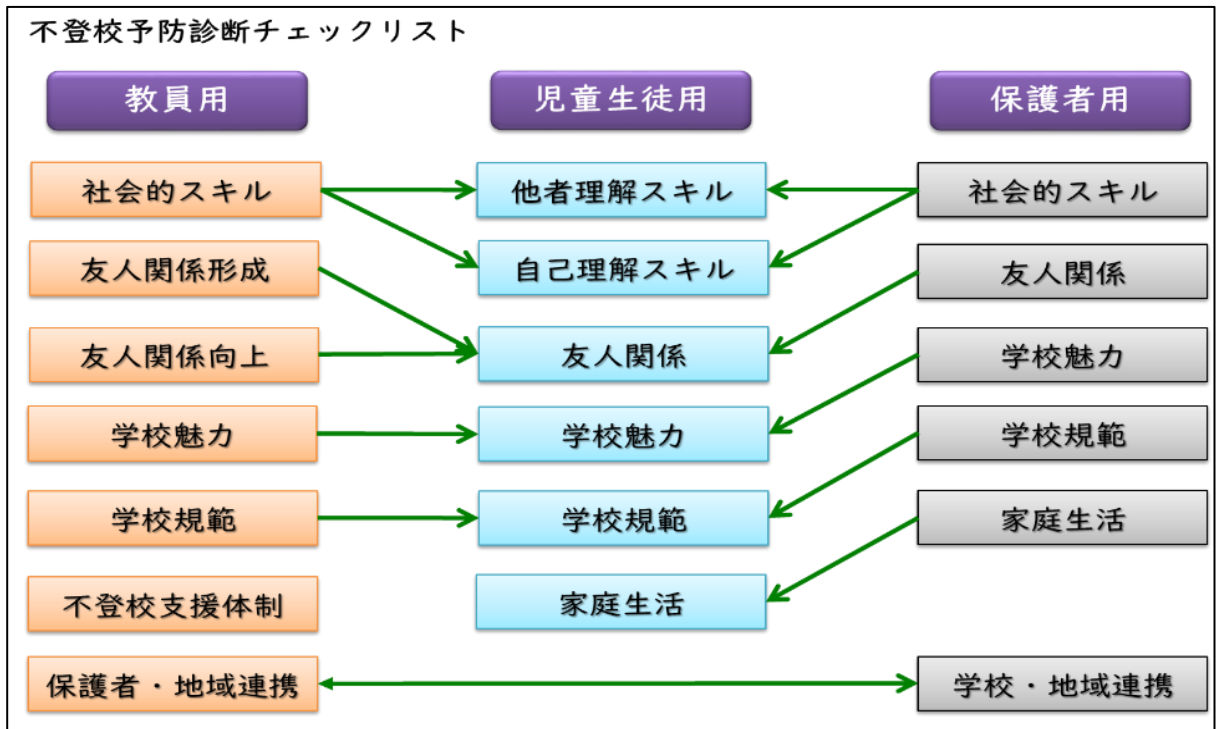
具体的な活用方法や関係機関との連携については、「不登校の未然防止・早期対応の5つの視点」リーフレットを作成しています。

(P28～32を参照)

不登校対応「マンツーマン方式」に係る支援計画（個票）【学年別支援計画シート】													
学校名		〇〇中学校		住所		〒 〇〇 〇〇 〇〇		担当		〇〇			
管理委員	学年	組	出席番号	児童生徒名		支援チーム		名前	担当	名前	担当		
〇	第1学年	1組	1番	福岡 太郎		支援チーム		SC	SSW	養護教諭	支援員		
現在の欠席等の状況	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
欠席日数	17	16	19	18	-	-	-	-	-	-	-	-	70
指導要綱上の出席日数(日数)	0日	0日	0日	10日	-	-	-	-	-	-	-	-	34
支援体制	①教育相談センター(通称指導教室) ②教育委員会所属の機関(13課) ③児童相談所・福祉事務所 ④保健所、精神保健福祉センター ⑤病院、診療所 ⑥民間団体、民間施設 ⑦その他の機関等 ⑧IT等の活用												
支援計画													
児童生徒の状況	主たる要因		学校のきまり						下登校に 至った時期		R2年10月		
本人の思い	①休み始めたときの本人の思い(本人の発言のまま記載) ②学校での友人関係や学習面の思い(進路の希望・保護者の対応)												
保護者の対応	①本人をどう見ているのか②学校を欠席することへの思いや努力の有無、③親としての養育能力 等												
目標(支援方針)	【不登校兆候を示した段階】 ①教育相談委員会や学級会等で決めた支援方針の具現化や手立てについて書く。						【不登校になった段階】 ①危機段階で決めた方針が変更になった場合 ②教育相談委員会等における見立ての変更があった場合 記入する。						
SC、SSW等による動き	記録日	①SCによる面接等の結果、欠席の要因及び見立て②担任等へのフィードバック及び見立ての内容 ③SSWによる見立て及び支援計画の内容											
支援している関係機関等(連携の内容)	〇〇教育委員会 SSW 市町村教育支援センター 等												
支援の状況(各週の欠席日数・支援内容・状況)													
週	欠席日数	支援内容【児童生徒の状況、効果であった(●)ではなかった(○)手立て及び感想】	状況										
1	1	●担任が10月10日に家庭訪問、本人「会いたくない」と拒否	○										
2	3	●担任が10月10日に家庭訪問、本人「会いたくない」と拒否	○										
3	5	●担任が10月10日に家庭訪問、本人と会って話をした。	○										

④不登校予防診断チェックリスト

不登校の未然防止に係る項目を調査することで、不登校の兆候を早期に発見でき、早期支援の手がかりを得ることができます。さらに、学校や教員の取組等を振り返り、その充実につなげることができます。



学級を単位とした分析及び学年・全校を単位とした分析のどちらも実施することができ、児童生徒のみに調査を行うことや教員のみに調査を行うことも可能で、調査の目的や学校の状況に合わせて実施することができます。

⑤専門スタッフの配置（SC・SSW等）

県教育委員会では、県下の各小・中・義務教育学校への専門スタッフ配置を推進しています。専門スタッフはスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、生徒指導支援スタッフがあり、高度な専門性を有するスタッフが教職員と協働して不登校児童生徒の支援に取り組んでいます。

○ スクールカウンセラー（スクールカウンセラースーパーバイザー）

令和2年度から、小学校・中学校・義務教育学校（指定都市を除く。）の全校に配置しています。中学校は年間35回、小学校は年間7回の勤務で、児童生徒及び保護者のカウンセリングや教職員への研修を行っています。



○ スクールソーシャルワーカー（スクールソーシャルワーカースーパーバイザー）

県費職員としての配置は、生徒指導・教育相談体制強化推進市町村として指定した9市町村に15名を配置しています。

また、スクールソーシャルワーカーの配置を支援するため、市町村が実施するスクールソーシャルワーカー配置事業に対して1/3補助を行っています。

令和2年度は県内58市町村のうち、55市町村にスクールソーシャルワーカーが配置されています。（指定都市を除く。）



○ 生徒指導支援スタッフ

生徒指導・教育相談体制強化推進市町村として指定した9市町村に、警察OBのスタッフを配置しています。警察と連携して、学校の支援に当たっています。



名 称	定 義	資 格 等
スクール カウンセラー	公認心理師等の資格を有し、心理臨床の専門家として、学校における教育相談機能の向上に努め、もって不登校やいじめ等の生徒指導上の諸課題の解決に資する。	公認心理師 臨床心理士またはそれに準ずる者、大学教授、精神科医等
スクール ソーシャルワーカー	社会福祉士及び精神保健福祉士等の資格を有し、福祉の専門家として、学校・家庭・地域の支援ネットワークを築き、子どもに影響を及ぼしている環境の改善に資する。	社会福祉士及び精神保健福祉士またはそれに準ずる者等

2 共通理解・共通実践を促す取組の工夫

【これまでの課題】

- ◆ 教職員の取組に対する共通理解が図られていないため、取組のずれが生じ、不登校児童生徒の減少・復帰に対する効果が現れにくい。

課題解決のための取組 II

取組を推進する体制の構築

- 不登校の未然防止・早期発見・早期対応の取組について、組織や会議を活用して、教職員の共通理解・共通実践を促す。

取組の内容



ここがポイント

「自校のアクション3」を作成する取組(例)



中学校区の「ルール・マナー」を統一する取組(例)



3 実効性のあるマンツーマン対応

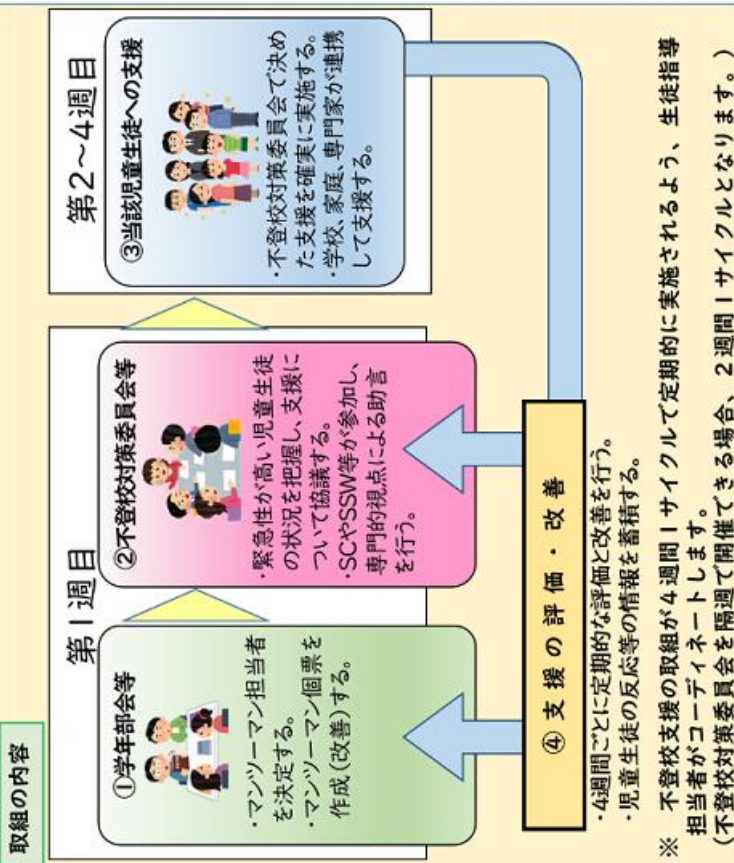
【これまでの課題】

- ◆ 不登校対策委員会が個々の児童生徒の状況確認に終始し、具体的支援策が協議できていない。
- ◆ 不登校児童生徒への支援内容について、評価・改善が十分に行われていない。

課題解決のための取組 III

マンツーマン個票を活用したPDCAサイクルの構築

- マンツーマン個票を基に、不登校児童生徒に関する情報を迅速に正確に共有する。
- 不登校に対する支援内容の検討及び評価・改善を定期的に行う。



ここがポイント

マンツーマン個票の作成について

- 個票は児童生徒が不登校兆候を示した段階で作成します。
- 対象児童生徒が、進級、進学した場合、次の学年や学校に確実に引き継ぎます。
- **目標(支援方針)**を明確にします。
- **役割分担(だれが、いつ・何を)**を明確にします。
- SC、SSWが不登校対策委員会等に参加できない場合、事前に助言を求めておきます。
→教職員の児童生徒理解の視点や児童生徒への支援の幅が広がります。

①の「学年部会(支援チーム会議)等」について

- 不登校児童生徒(兆候を含む)への具体的な支援計画を作成し、マンツーマン個票にまとめます。
- 専門的な助言を必要とする等、特に気になる児童生徒を明確にしておきます。
- 4週間で行った支援の評価・改善は学年部会(支援チーム会議)で行います。



②の「不登校対策委員会等」について

- 生徒指導担当者が不登校対策委員会の内容や時間配分を明確にしておきます。
- ※ 協議する学年を週ごとに設定し、協議時間を確保する等工夫し、情報交換のみで終わらないようにします。
- SC、SSW等の専門的視点、特別支援教育の視点等、様々な視点から支援を検討します。
- ※ 可能な限りマンツーマン担当者も参加し、次の手立てを考えます。
- 各学年の参加者が、不登校対策委員会の内容を各学年の教職員に**確実に**フィードバックし、組織で対応します。



④の「支援の評価・改善」について

- 支援の評価や改善したこと等についての情報を蓄積することで、他の児童生徒への支援に活かすことができます。
- 支援を計画的に継続しても、状態が改善されない場合や学校のみでの対応が困難な場合は、外部の関係機関等と連携した支援を検討しましょう。

4 専門スタッフを活用した関係機関との連携

【これまでの課題】

- ◆ SCやSSWの専門性が十分に生かされず、適切な関係機関との連携ができていないため、各関係機関の支援内容に関する理解が不十分であり、連携して継続した支援が行えていない。

課題解決のための取組 IV

適切な関係機関と連携するための専門スタッフの活用

- 専門スタッフを活用したケース会議を位置付け、児童生徒の実態に応じた関係機関等につなげる。

取組の内容

SC・SSWを活用したケース会議

- SC・SSWによるアセスメント(見立て)
 - ・アセスメントから支援方針を決定し、支援計画を作成する。
 - ・外部機関を選定し、連携を図る。
- 地域のひと・もの・ことを活用
 - ・支援者、支援施設、支援制度等を活用する。

医療機関との連携

- 医療機関と学校のケース会議
 - ・学校、家庭、病院の各担当者が参加する。
- 治療に合わせた学校の支援
 - ・医師からの指導を基に、学校での支援体制をつくる。

教育支援センター等との連携

- 教育支援センター等との定例会議
 - ・活動状況を共有する。
 - ・社会的自立に向けた支援計画を作成する。
- 教職員ローテーション訪問
 - ・週1回各学年教職員が担当して訪問する。
 - ・子どもが希望する教職員と面談を行う。

福祉部局との連携

- 貧困家庭の状況を共有
 - ・教職員、SSW、福祉部局で連絡会議を行う。(要保護児童対策協議会を活用)
- 就労支援を含めた環境改善
 - ・SSWと福祉部局が保護者の生活環境について協議を行い就労を支援する。

期待される成果

- 不登校の要因に合わせた適切な支援につなげることができる。
- 連携すべき関係機関を決めることで、支援方針が明確になる。
- 関係機関と連携することで、個に応じた支援を継続して実施できる。

ここがポイント

- SC・SSWと協力した利用可能な社会資源のリストアップ
- SC・SSWによるアセスメントを参考に検討
- 保護者への丁寧な説明(専門スタッフからの説明を含む)

※社会資源とは、問題解決のために活用される各種の制度・施設・期間・設備・資金・物質・法律・情報・集団・個人の有する知識や技術等の総称

適切な関係機関と連携した支援

特別な支援が必要な子ども

貧困など家庭環境に課題を抱える子ども

心のケアが必要な子ども

専門スタッフを活用したケース会議

特別支援教育コーディネーター
学級担任
スクールカウンセラー

- ・SCによるアセスメント
- ・保護者の理解や状況
- ・指導の経過
- 等

生徒指導主事
学級担任・養護教諭
スクールソーシャルワーカー

- ・家庭環境に関する状況
- ・利用できる社会資源
- ・保護者の状況
- 等

生徒指導主事
学級担任・養護教諭
スクールカウンセラー

- ・抱える悩みの内容
- ・学校での様子
- ・保護者の理解
- ・校内での相談体制
- 等

医療機関との連携

- ・学校での対応策について協議
- ・家庭、学校、病状が連携した治療計画

福祉部局との連携

- ・生活環境についての協議
- ・民生委員等と連携した見守り支援

医療機関との連携

- ・学校での対応策について協議
- ・学校での継続カウンセリング

放課後等デイサービス等 民間施設との連携

- ・学校と民間施設での情報共有
- ・子どもの居場所づくりと保護者支援

児童相談所

- ・虐待の通告、通報
- ・家庭環境の改善

教育支援センターとの連携 (通達指導教室・フリースクール等)

- ・学校職員との訪問支援
- ・学習や支援の計画に係る連絡会議

5 「分かる」「できる」喜びのある授業づくり

【これまでの課題】

- ◆ 学習面又は行動面で著しい困難を示す児童生徒が、小・中学校の通常の学級に約6.5%存在していることが報告されている(文部科学省 H24)。このような困難を示す児童生徒の中には、授業づくりへの配慮が不足しているため、授業に集中できず、学業不振等に陥り不登校となるケースがある。

課題解決のための取組 V

ユニバーサルデザインの視点を生かした授業づくりの推進

- ユニバーサルデザインの視点を生かした授業とは、各教科等の教育と特別支援教育で培ってきた有効な方略の双方を授業設計の段階から取り入れた授業のことである。障がいのある児童生徒だけでなく、全ての児童生徒の学習活動への参加と、学習内容の理解が促進される。

※ 新学習指導要領(H29告示)では、小・中学校の各教科等の解説に、「障害のある児童(生徒)などへの指導内容、指導方法の工夫」として、各教科等における配慮事項が具体的に示されています。

取組の内容

以下の内容を学校や中学校区として共有し、実践する。

ユニバーサルデザインの視点	各教科等の教育	特別支援教育
シンプル	本時のねらいや発問を絞る	余計な刺激を取り除く
クリア	授業展開の道筋を明らかにする	活動の内容や手順など見通しをもたせる
ビジュアル	視覚情報や具体物を活用する	
シェア	少人数で話し合う場を設定する	

期待される成果

- 全ての児童生徒が「分かる」「できる」喜びを味わうことで、教室が達成感・充実感を得られる場所となり、過ごしやすい、学びやすさが向上する。
- 中学校区の取組とすることで、中学校進学時の戸惑い(中1ギャップ)が軽減される。

ここがポイント

考え方

ねらいを明確にした授業

- 学習内容の理解の促進

整備された教室環境での授業
視覚教材等が準備された授業

- 活動への参加、集中

さらに、以下の3つの側面全てにユニバーサルデザインの視点を取り入れることで、活動への参加と学習内容の理解が促進されます。

- 各教科等の内容を踏まえた授業構想
- 教室環境、学習規律、関係づくり等の授業基盤
- 発問、指示、板書、ノート指導等の授業運営

具体例

	授業構想	授業基盤	授業運営
シンプル	学習指導要領の内容を踏まえた、本時のめあての焦点化	身の回りの物音や声等を減らすための配慮	発問の精選やカード化
クリア	児童生徒の思考過程を踏まえた指導過程の構築	実態に応じた座席配置	タイマーの使用等による活動時間の見直し
ビジュアル	言語情報を絵や写真、動作などに置き換える必要のある場面の想定	学び方等の掲示と活用	ICTの活用、絵図やカード、具体物等の準備
シェア	ペアやグループによる話し合いの場の設定	児童生徒の間関係づくり	話し合いのポイントや手順及び話し合いの内容を可視化するミニホワイトボード等の準備

焦点化された本時のめあての設定

本時の「めあて」を焦点化するためには、指導内容に基づき「めあて」を可能な限り具体化(何を、どのように、どうするのかを明記)することが重要です。

漠然としためあて 例

酸化銀を加熱すると、どのような物質ができてくるかを、酸化銀を加熱し、加熱前後の物質の性質のちがいについて調べ、説明しよう。

焦点化されためあて 例

酸化銀を加熱すると、どのような物質ができてくるかを、酸化銀を加熱し、加熱前後の物質の性質のちがいについて調べ、説明しよう。

「通常の学級におけるユニバーサルデザインの視点を生かした授業づくり」(福岡県教育センター 平成27年)等を参考に作成

5. 基本指針に掲げられた施策と福岡県の施策の対応関係

Ⅱ—3「教育機会確保法等を踏まえた福岡県教育委員会としての責務」に記載の、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針」(文部科学省)に掲げられた施策と福岡県における不登校児童生徒支援に関する施策の対応関係を下表に整理しています。

基本指針	福岡県の施策
<p>(1) 児童生徒が安心して教育を受けられる魅力ある学校づくり</p> <p>① 魅力あるより良い学校づくり</p> <p>② いじめ、暴力行為、体罰等を許さない学校づくり</p> <p>③ 児童生徒の学習状況等にに応じた指導・配慮の実施</p> <p>(2) 不登校児童生徒に対する効果的な支援の推進</p> <p>① 個々の不登校児童生徒の状況に応じた支援の推進</p> <p>(ア) 状況の把握</p> <p>(イ) 組織的・計画的な支援</p> <p>(ウ) 登校時における支援</p> <p>② 不登校児童生徒に対する多様で適切な教育機会の確保</p> <p>(ア) 特例校や教育支援センターの設置促進等</p> <p>(イ) 教育委員会・学校と民間の団体の連携等による支援</p> <p>(ウ) 家庭にいる不登校児童生徒に対する支援</p> <p>(エ) 多様で適切な学習活動の重要性及び休養の必要性を踏まえた支援</p> <p>(オ) 経済的支援</p> <p>(カ) 情報提供</p> <p>③ 不登校等に関する教育相談体制の充実</p>	<p>(1)</p> <p>①・ 生徒指導を生かした授業づくり</p> <p>・ 絆づくりと居場所づくり</p> <p>・ 豊かな人間関係の醸成</p> <p>・ FF(ファクトファインディング)調査の活用(不登校の要因分析「リーフレット1」)</p> <p>②・ 福岡アクション3の推進(共通理解・共通実践を促す取組の工夫「リーフレット2」)</p> <p>・ SC・SSWの活用(専門スタッフを活用した関係機関との連携「リーフレット4」)</p> <p>③・ 学習指導要領に則った個別最適な学び(「分かる」「できる」喜びのある授業づくり「リーフレット5」)</p> <p>(2)</p> <p>①・ 不登校対応「マンツーマン方式」の実施(実効性のあるマンツーマン対応「リーフレット3」)</p> <p>・ 校内適応指導教室等における支援</p> <p>②・ 不登校児童生徒支援会議の設置</p> <p>(ア)(イ) 「教育支援センター等を中核とした支援体制の構築に向けて」の作成</p> <p>(ウ)(エ) ICTを活用した個別支援の充実</p> <p>(オ) フリースクールに対する助成(私学振興課)</p> <p>(カ) 不登校児童生徒支援リーフレット「多様で適切な教育機会の確保による社会的な自立を目指して」の配布</p> <p>③・ SNS相談窓口「福岡県児童生徒の悩み相談窓口」</p> <p>・ 電話相談事業「子どもホットライン24」</p>

6. 不登校支援に関する施策のフォローアップについて

不登校児童生徒に対する支援に関する施策の評価においては、これまでは、「児童生徒1,000人当たりの不登校児童生徒数」や「不登校から継続して登校できるようになった児童生徒の割合」などを指標としてきました。

Ⅱ-4「支援の視点と学校教育の意義・役割」でも示したように、学校内外での相談・指導等を受けていない不登校児童生徒に対する教育の機会を確保するための方策を充実させることが必要とされています。今後は新たな指標として「相談・指導等を受けていない児童生徒の割合」に着目して、施策について評価していきます。

この『福岡県不登校児童生徒支援グランドデザイン（第1版）』は、令和3年12月時点における状況や、「福岡県不登校児童生徒支援会議」における議論を可能な限り反映して作成していますが、不登校支援に関する状況や学校を取り巻く環境は今後も大きく変化していくことが予想されます。

今後は、不登校支援に関する施策の評価や「福岡県不登校児童生徒支援グランドデザイン」の具体的取組等の実施状況について検討を継続し、福岡県における不登校児童生徒への支援の更なる充実が図られるよう、今後もグランドデザインの見直しを実施していきます。



ふくおか教育月間イメージキャラクター「ミライル」
これからの社会をはばたく子どもたちの「翼」をイメージした妖精です

福岡県不登校児童生徒支援グランドデザイン

令和3年12月発行 福岡県教育委員会

〒812-8575

福岡市博多区東公園7番7号

義務教育課 (092) 643-3911